

## 平成20年第3回千代田町議会定例会会議録目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| ○招集告示 .....                           | 1  |
| ○応招・不応招議員 .....                       | 2  |
| 第 1 日 9月11日(木曜日)                      |    |
| ○議事日程 .....                           | 3  |
| ○出席議員 .....                           | 3  |
| ○欠席議員 .....                           | 4  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ..... | 4  |
| ○職務のため出席した者の職氏名 .....                 | 4  |
| 開 会 (午前 9時00分) .....                  | 5  |
| ○開会の宣告 .....                          | 5  |
| ○諸般の報告 .....                          | 5  |
| ○会議録署名議員の指名 .....                     | 5  |
| ○会期の決定 .....                          | 5  |
| ○報告第2号の上程、説明、報告 .....                 | 6  |
| ○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....          | 7  |
| ○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....          | 8  |
| ○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....          | 9  |
| ○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....          | 10 |
| ○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....          | 13 |
| ○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....          | 19 |
| ○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....          | 21 |
| ○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....          | 22 |
| ○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....          | 23 |
| ○発言の訂正 .....                          | 26 |
| ○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....          | 27 |
| ○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....          | 28 |
| ○認定第1号～認定第6号の一括上程、説明 .....            | 29 |
| ○次会日程の報告 .....                        | 54 |
| ○散会の宣告 .....                          | 54 |
| 散 会 (午後 2時04分) .....                  | 54 |

第 2 日 9月12日(金曜日)

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| ○議事日程 .....                           | 5 5 |
| ○出席議員 .....                           | 5 5 |
| ○欠席議員 .....                           | 5 5 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ..... | 5 5 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 .....                 | 5 6 |
| 開 議 (午前 9時00分) .....                  | 5 7 |
| ○開議の宣告 .....                          | 5 7 |
| ○認定第2号~認定第6号の説明 .....                 | 5 7 |
| ○次会日程の報告 .....                        | 6 9 |
| ○散会の宣告 .....                          | 6 9 |
| 散 会 (午前 9時56分) .....                  | 6 9 |

第 9 日 9月19日(金曜日)

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| ○議事日程 .....                           | 7 1 |
| ○出席議員 .....                           | 7 2 |
| ○欠席議員 .....                           | 7 2 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ..... | 7 2 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 .....                 | 7 2 |
| 開 議 (午前 9時00分) .....                  | 7 3 |
| ○開議の宣告 .....                          | 7 3 |
| ○諸般の報告 .....                          | 7 3 |
| ○認定第1号の質疑、討論、採決 .....                 | 7 3 |
| ○認定第2号の質疑、討論、採決 .....                 | 8 4 |
| ○認定第3号の質疑、討論、採決 .....                 | 8 4 |
| ○認定第4号の質疑、討論、採決 .....                 | 8 5 |
| ○認定第5号の質疑、討論、採決 .....                 | 8 5 |
| ○認定第6号の質疑、討論、採決 .....                 | 8 7 |
| ○一般質問 .....                           | 8 8 |
| 小 林 正 明 君 .....                       | 8 8 |
| 高 橋 純 一 君 .....                       | 9 5 |
| 襟 川 仁 志 君 .....                       | 9 9 |

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 青木國生君 .....                  | 103 |
| 富岡芳男君 .....                  | 114 |
| ○日程の追加 .....                 | 117 |
| ○発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....  | 117 |
| ○委員長報告 .....                 | 118 |
| ○委員長報告 .....                 | 119 |
| ○委員長報告 .....                 | 120 |
| ○議員派遣の件 .....                | 123 |
| ○閉会中の継続調査の申し出 .....          | 123 |
| ○日程の追加 .....                 | 124 |
| ○発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....  | 124 |
| ○発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....  | 125 |
| ○発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... | 126 |
| ○町長あいさつ .....                | 127 |
| ○閉会の宣告 .....                 | 128 |
| 閉会（午後2時29分） .....            | 129 |

平成20年第3回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年9月8日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成20年9月11日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

|       |   |   |   |   |   |       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|
| 1 番   | 襟 | 川 | 仁 | 志 | 君 | 2 番   | 高 | 橋 | 純 | 一 | 君 |
| 3 番   | 金 | 子 | 孝 | 之 | 君 | 4 番   | 川 | 田 | 延 | 明 | 君 |
| 5 番   | 福 | 田 | 正 | 司 | 君 | 6 番   | 小 | 林 | 正 | 明 | 君 |
| 7 番   | 柿 | 沼 | 英 | 己 | 君 | 8 番   | 富 | 岡 | 芳 | 男 | 君 |
| 9 番   | 細 | 田 | 芳 | 雄 | 君 | 1 0 番 | 黒 | 澤 | 兵 | 司 | 君 |
| 1 1 番 | 青 | 木 | 國 | 生 | 君 | 1 2 番 | 坂 | 本 | 金 | 光 | 君 |

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成20年第3回千代田町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成20年9月11日(木)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 2号 平成19年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 4 議案第36号 西邑楽土地開発公社定款の変更について
- 日程第 5 議案第37号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- 日程第 6 議案第38号 公益法人等への千代田町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第39号 千代田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第40号 平成20年度千代田町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第41号 平成20年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第42号 平成20年度千代田町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第43号 平成20年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第44号 平成20年度千代田町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第45号 平成20年度千代田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第46号 平成20年度千代田町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 認定第 1号 平成19年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第16 認定第 2号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第 3号 平成19年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第 4号 平成19年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第 5号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第 6号 平成19年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員(12名)

1番 襟 川 仁 志 君                      2番 高 橋 純 一 君

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 3番  | 金子孝之君 | 4番  | 川田延明君 |
| 5番  | 福田正司君 | 6番  | 小林正明君 |
| 7番  | 柿沼英己君 | 8番  | 富岡芳男君 |
| 9番  | 細田芳雄君 | 10番 | 黒澤兵司君 |
| 11番 | 青木國生君 | 12番 | 坂本金光君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 町長                     | 大谷直之君  |
| 教育長                    | 松沢義文君  |
| 総務課長                   | 吉永勉君   |
| 企画財政課長                 | 田島重廣君  |
| 税務課長                   | 加藤忠夫君  |
| 住民福祉課長                 | 荒井和男君  |
| 環境保健課長                 | 椎名信也君  |
| 経済課長兼<br>農業委員会<br>事務局長 | 野村耕一郎君 |
| 建設水道課長                 | 川島賢君   |
| 会計管理者兼<br>会計課長         | 塩田稔君   |
| 教育委員会<br>事務局長          | 高橋充幸君  |
| 農業委員会<br>会長            | 栗原啓君   |
| 監査委員                   | 白石正躬君  |

○職務のため出席した者の職氏名

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 坂本道夫  |
| 書記   | 関口富佐子 |
| 書記   | 宗川正樹  |

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（坂本金光君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第3回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（坂本金光君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告1件、定款の変更1件、条例の制定1件、改正2件、補正予算が7件、決算の認定6件であります。

請願については、文章表のとおり、福祉産業常任委員会に1件、並びに総務文教常任委員会に2件を付託いたしました。

陳情については、お手元に配付のとおり「利根川新橋建設促進の広報に係わる要望書」1件が提出されておりますので、報告いたします。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成19年度5月分並びに平成20年度5月分、6月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

本日の日程につきましては、会議日程表のとおり日程第14まで議了し、日程第15から日程第20までは町長の提案説明、監査委員からの監査報告、引き続いて各課長、局長の詳細説明を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上、諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（坂本金光君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

9番 細 田 芳 雄 君

10番 黒 澤 兵 司 君

以上、2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（坂本金光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から19日までの9日間といたしたいと思っております。これ



にご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から19日までの9日間と決定いたしました。

---

○報告第2号の上程、説明、報告

○議長（坂本金光君） 日程第3、報告第2号 平成19年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に平成19年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 報告第2号 平成19年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率について報告いたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（坂本金光君） 企画財政課長、田島重廣君。

○企画財政課長（田島重廣君） それでは、報告第2号 千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の詳細について説明申し上げます。

昨年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定されました。この法律は、単年度フローではなくストック面にも配慮した財政状況の判断指標を導入し、早期健全化のための枠組みを設け、それでも改善しない場合には、更に厳しい再生のための枠組みに入るという2段階の新たな手続が盛り込まれております。今年4月より、この法律の一部が施行になり、平成19年度決算から新たな指標となる健全化判断比率及び資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表することが義務づけられました。

それでは、この制度による千代田町の健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告いたします。お手元の議案書2ページをご覧くださいと思います。健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標が設けられております。この指標のうち、どれか1つでも国の定めた早期健全化基準を超えますと、財政健全化計画を策定しなければならないとされております。また、公営企業会計の資金不足比率につきましても、経営健全化基準を

超えた場合、経営健全化計画の策定が義務づけられております。

それでは、各指標について説明いたします。1つ目の実質赤字比率についてでございますが、この指標は一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。本町の場合、財政健全化計画を策定しなければならない早期健全化基準が15%以上となりますが、平成19年度決算におきましては実質赤字が生じておりませんので、指標は算出されませんでした。

2つ目の連結実質赤字比率についてでございますが、この比率はすべての会計の赤字や黒字を合算して、町全体としての赤字の度合い、程度を指標化し、町の財政運営の深刻度を示すものでございます。本町の場合、早期健全化基準が20%以上となっておりますが、平成19年度決算におきましては、すべての会計の実質収支は黒字でございますので、指標は実質赤字比率同様に算出されませんでした。

3つ目の実質公債費比率についてでございますが、この指標は借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。この指標は、平成18年度から既に導入されておりましたが、今回の健全化法での位置づけがなされたものでございます。指標の早期健全化基準が25%以上でございますが、平成19年度決算では実質公債費比率は、本町は9.1%ございました。

続きまして、4つ目の将来負担比率についてでございますが、この指標は町の一般会計などの借入金や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。この指標では、350%以上が早期健全化基準となっております。平成19年度決算は、将来負担額が充当可能財源を下回り、比率は算定されませんでした。

最後に、公営企業会計の資金不足比率でございます。これは、公営企業会計の実質赤字比率のようなものでございまして、本町では下水道特別会計や水道事業会計が該当しておりますが、両会計におきましても資金不足は発生していないため、比率は算定されませんでした。

なお、今8月8日に以上の指標について町監査委員の審査を受けまして、その意見書は次ページ以降に添付してありますが、今回これらの指標を議会へ報告させていただきましたが、町民への公表も行い、千代田町の財政状況について理解を深めていただくとともに、早期健全化基準を超えないことはもちろん、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、報告の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（坂本金光君） 以上で報告を終わります。

---

○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第4、議案第36号 西邑楽土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第36号 西邑楽土地開発公社定款の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、民法の改正に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日に施行されることにより、公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正が行われるため、所要条文の一部を改正いたしたく提案するものであります。

なお、本改正案につきましては、8月4日に開催された西邑楽土地開発公社理事会において、全会一致で原案どおり可決されております。

よろしくご審議、ご決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 西邑楽土地開発公社定款の変更について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

---

○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第5、議案第37号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[ 町長（大谷直之君）登壇 ]

○町長（大谷直之君） 議案第37号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、千代田町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び千代田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する必要が生じたので、本条例を制定し一括して所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨といたしましては、町議会議員の「報酬」の名称を「議員報酬」に改めるものです。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

---

○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第6、議案第38号 公益法人等への千代田町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[ 書記朗読 ]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[ 町長（大谷直之君）登壇 ]

○町長（大谷直之君） 議案第38号 公益法人等への千代田町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が改正され、同法人中「公益法

人等」が「公益的法人等」に改められたことに伴いまして、本条例においても所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨といたしましては、本条例の題名及び本則中の文面を「公益法人等」から「公益的法人等」に改めるものです。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 公益法人等への千代田町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

---

○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第7、議案第39号 千代田町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第39号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成20年4月30日、地方税法の一部を改正する法律が施行されました。これに伴いまして、千代田町税条例に改正を行う必要が生じたので、所要の措置を講ずるものでございます。

今回の改正の要旨につきましては、個人町民税の公的年金からの特別徴収制度の導入、寄附金税制の拡充、証券税制の特例の延長等によるものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいます

ようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 議案第39号 千代田町税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

お手元に資料といたしまして、一部を改正する条例新旧対照条文及び一部改正の参考資料が配付されておりますので、議案書とあわせご覧いただき、ご理解、ご審議のほどお願いいたします。なお、議案書及び新旧対照条文ではわかりにくい点があるかと思っておりますので、参考資料によりまして、主な改正点のみを説明させていただきます。

まず、この一部改正の案件でございますが、平成20年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が再可決され、同日公布されましたので、早急に条例改正に必要なものは同日専決処分して6月の議会定例会に案件として提案いたし、ご承認をいただいております。なお、専決処分を除く条例改正は、本日の議会定例会に案件としてお願いするものでございます。

今回の税条例の一部改正は、おおむね個人住民税関係でございます。主に次の3項目であります。最初に、1項目めといたしまして、地方公共団体に対する寄附金税制の見直し、すなわち寄附金税制を拡充し、ふるさと納税の納入でございます。今回は税関係の整備でございます。今後受け入れ方法と使い道及び内容につきましては、町全体といたしまして企画財政課のほうで県と検討し、なおかつ相談して再度提案するものでございます。なお、参考までに郡内も同じように税関係の改正のみでございます。用途等につきましては検討中でございます。

さて、平成20年度の税制改正では、控除対象寄附金の拡大や控除方式の変更、地方公共団体に対する寄附金税制の見直し等抜本的な見直しが行われたところであります。具体的には、改正内容でございますが、まず第1点目といたしまして、税額控除方式への変更でございます。個人住民税における寄附金全体につきましては、従来は税率を乗じる前の総所得金額から一定額を差し引く所得控除方式がとられておりましたが、納税者有利のように所得控除方式から税額控除方式へ、税率を乗じた後の算出税額から一定額を差し引く税額控除方式に改め、寄附金額から適用下限額を差し引いた額に県民税は4%、市町村民税は6%、合計10%を乗じた金額を控除されるものとされたものでございます。

2点目といたしましては、寄附金控除額について、控除対象限度額の引き上げ及び適用下限額の引き下げでございます。個人住民税における寄附金控除の控除限度額は、制度創設以来総所得金額等の25%とされておりましたが、今回の改正によりまして総所得金額等の30%に引き上げ、適用下限額については従来の10万円から、所得税と同様に5,000円に引き下げられたものでございます。

3点目といたしましては、適用下限額を超える部分につきまして、地方公共団体の寄附金については、寄附金のうち適用下限額を超える部分について、所得税と合わせた金額が控除されるように改正されました。

次に、適用といたしましては、以上の改正は平成20年1月1日以降に寄附される寄附金について、

その創設から今年度分の個人住民税について適用されるものであります。なお、施行期日は平成21年4月1日とするものでございます。

次に、大きな2項目めといたしまして、金融証券税制の改正でございます。このことにつきましては、上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税制度の創設に伴う規定の整備等でございます。上場株式等に係る配当金の源泉徴収選択口座への受け入れ可能分であることに伴う規定の整備及び上場株式等の譲渡所得等に係る軽減利率の廃止に伴う規定等の整備でございます。なお、特例といたしまして、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に行われる上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分及び当該期間内に支払われるべき上場株式等の配当について申告課税を選択した場合の該当配当所得の金額のうち、100万円以下の部分について10%、所得税7%、住民税3%の軽減税率が適用されるものでございます。また、施行期日といたしましては、平成21年1月1日でございます。

次に、大きな3項目めでございますが、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入でございます。それでは、国の制度改正による制度導入の意義からご説明させていただきます。ご存じのように、公的年金のいわゆる天引き対象につきましては、従来から所得税について源泉徴収がなされるとともに、介護保険制度が創設されました平成12年以降、介護保険料については特別徴収が行われてきたところであります。また、平成20年4月からは国民健康保険税及び後期高齢者医療制度に係る保険料につきましても、公的年金からの特別徴収が行われることになりました。このような状況下の中で、今回の制度施行は平成21年からとし、特別徴収については平成21年10月支給分から、年金から実施される予定でございます。なお、国では個人住民税における公的年金からの特別徴収制度につきましては、従来個人住民税を市町村の窓口、金融機関等に出向いて納付されていたものを、年金からあらかじめ特別徴収により納付されることで、年金受給者の納税の利便性が向上することを期待しているところでございます。

なお、改正の概要でございますが、特別徴収の対象者といたしましては、個人住民税の納税義務者であって前年中に公的年金等の支払いを受けた者のうち、当該年度の初日に老齢基礎年金等を受給されております65歳以上の者を対象とするものでございます。また、特別徴収の対象としない者につきましては、当然でございますが、老齢基礎年金等が18万円未満の者、特別徴収税額が老齢基礎年金の年額を超える者、また当該年度の初日に属する年の1月1日以降、引き続き当該市町村の区域内に住所を有する者でない者等でございます。

なお、今回の一部改正では、大きなものとして、以上のおおむね3点でございますが、そのほかにも公益法人制度改革に伴う所要の措置、また肉用牛売却による課税の特例の適用期限の延長等に伴う所要の措置及び関連します附則等の改正等でございますので、何分よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。  
採決いたします。

議案第39号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。  
よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

---

○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第8、議案第40号 平成20年度千代田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。  
町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第40号 平成20年度一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,788万8,000円を追加しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,957万5,000円とするものでございます。

補正予算の概要につきましてご説明申し上げます。まず、歳入であります。町税のうち個人町民税を追加、固定資産税については減額いたします。また、地方特例交付金、普通交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金を追加いたしますが、町債については同意額の確定により減額となっております。

歳出につきましては、全般的には職員の人事異動に伴う人件費の整理等を行っております。主な事業としましては、現在町道の舗装状態が非常に悪い箇所があることから、補正ではあります。工事費を追加いたします。また、今後の財政運営にかかわる対策として、財政調整基金や公共施設建設基金の積立金を追加するものであります。



詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 企画財政課長、田島重廣君。

○企画財政課長（田島重廣君） それでは、議案第40号について詳細説明を申し上げます。

補正予算書の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書により説明申し上げます。まず、歳入でございますが、1款の町税でございますが、1項1目個人町民税につきましては1,750万円を追加し、2項1目固定資産税を2,100万円、2目国有財産等所在市町村交付金を47万2,000円減額いたします。9月の補正においては、固定資産税、主に償却資産分の減に伴い大幅な減額となりました。大枠といたしまして調定が確定いたしましたので減額するものでありまして、今後若干の修正が生じる可能性があります。

次に、8款地方特例交付金でございますが、額が確定いたしましたので、1項1目地方特例交付金に1,098万1,000円と、2項1目特別交付金に19万6,000円を追加いたします。

次に、9款地方交付税ですが、普通交付税が確定いたしましたので1億1,844万8,000円でございます。前年度と比較いたしますと大幅な増であります。県下の26町村の普通交付税でございますが、大泉町、明和、上野村が不交付団体でございますので、交付額の少ない順でいきますと、千代田町は5番目ぐらいになるというふうになります。

ページをめくっていただきたいと思います。次に、13款国庫支出金、2項3目の土木費国庫補助金に200万円を追加いたします。これは、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金の内定により計上いたしました。

14款県支出金、2項2目の民生費補助金に57万3,000円を追加いたしますが、これは法改正による障害者自立支援システム対応や、オストメイト対応トイレ設置に伴う機器購入費等の追加補正をするものであります。

4目農林水産業費県補助金は、主に小規模土地改良事業の補助金額増加により追加をするものであります。

また、5目土木費県補助金は、市町村耐震改修促進計画策定支援事業補助金を100万円追加するものであります。

14款県支出金、3項1目の総務費県委託金は、住宅・土地統計調査委託金などとして3万2,000円追加をするものです。

16款寄附金、1項2目指定寄附金は、図書館寄附として50万円計上いたしました。

次のページをお願いいたします。次に、18款繰越金に2,574万2,000円を追加いたします。これは、各担当課、局ごとの工事の入札減や消耗品等の経費節減により、前年度繰越金でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

そして、19款諸収入、3項1目貸付金元利収入を640万円増額いたしますが、これは奨学金貸付金

返還金が追加になったものであります。

5項3目雑入、200万円を追加いたします。これは、魅力あるコミュニティづくり支援事業助成金であります。

20款町債でございますが、1項1目臨時財政対策債につきましては、額の確定によりまして850万円減額するものです。

3目教育債も、県の同意額により870万円減額をいたします。

ページをめぐっていただきたいと思います。15、16ページになります。歳出でございます。まず初めに、補正予算全般で人件費を補正いたしました。4月、7月の人事異動による影響を含めまして補正を行いましたので、人件費についての説明は省略させていただきます。それ以外の歳出の主なものについてご説明させていただきます。

2款総務費、1項3目会計管理費の11節需用費に修繕料として4万5,000円追加いたしますが、18節備品購入費では4万7,000円ほど減額いたします。

ページをめぐっていただきたいと思います。4目の財産管理費に財政調整基金積立金として8,000万円を追加いたします。これは、年度当初に4,500万円ほどの基金繰り入れを行いましたので、今後の財政需要に備えて積み立てるものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

5目企画費は、節の精査によりまして62万5,000円ほど追加いたします。13節委託料に146万1,000円を追加し、14節使用料及び賃借料を122万7,000円減額いたします。

ページをめぐっていただきまして、19、20ページをお願いいたします。10目の自治振興費に200万円を追加いたします。これは、魅力あるコミュニティづくり支援事業助成金であります。

次に、2項徴税费、2目賦課徴収費に674万4,000円を追加いたします。これは、公的年金特別徴収等システムの改修に伴うものでございます。

ページをめぐっていただきたいと思います。21、22ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の28節、ページをめぐっていただきたいと思います。繰出金528万5,000円を減額いたします。

2目障害者福祉費の13節委託料を56万4,000円追加いたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の13節委託料に50万円を追加いたします。

次のページ、25、26ページをご覧くださいと思います。4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健衛生施設費の15節工事請負費に94万円を追加いたします。

ページをめぐっていただきたいと思います。27、28ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費に371万4,000円を追加いたします。13節委託料170万円、ページをめぐっていただきたいと思います。17節公有財産購入費150万円などであります。

2項林業費、1目林業総務費に138万1,000円を追加いたします。これは、松食い虫被害木伐倒処理委託料であります。

ページを31、32ページをお願いいたします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の13節委託料を250万円減額いたします。

2項道路橋梁費、2目道路維持費に3,471万円追加いたします。これは、幹線町道の舗装状態が非常に悪化しております。補修するものでありまして、また道路パトロールや補修作業を安全に行うため、作業車両を購入いたします。

3目道路新設改良費に2,200万円追加いたします。これにつきましては、現在進行中であります都市計画道路の整備に基づきまして県道への取り付けなどの施工を行い、事業効果の促進を図るための追加でございます。

次のページをお願いいたします。4項都市計画費、3目公園管理費に115万円追加いたしますが、18節備品購入費が100万円であり、現在使っております小型の乗用の芝刈り機が耐用年数を過ぎまして稼働がなかなか難しいということでございましたので、購入するものでございます。

ページをめぐっていただきたいと思います。35、36ページになります。10款教育費、1項教育総務費、3目奨学金につきましては480万円減額いたします。これにつきましては、平成20年度の新規借り入れ者が予定より少なかったためと、辞退者による減額であります。

3項中学校費、1目学校管理費につきましては233万円を追加いたします。これは、主に施設の補修工事費であります。

ページをめぐっていただきたいと思います。37、38ページになります。5項社会教育費、4目図書館費の18節に備品購入費62万3,000円を追加いたします。これは、図書購入費であります。

ページをめぐっていただきたいと思います。5目の町民プラザ費に209万5,000円を追加いたします。やはり15節の工事請負費の増であります。

ページをめぐっていただきまして、41、42ページ、6項保健体育費、3目総合体育館・温水プール費の工事費に246万1,000円を追加いたします。これにつきましては、燃料の高騰や工事請負費が主なものであります。

最後になりますが、ページをめぐっていただきたいと思います。最後に、予備費に1,051万9,000円を追加いたしまして収支の均衡を図るものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、詳細説明とさせていただきます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柿沼英己君。

[ 7番（柿沼英己君）登壇 ]

○7番（柿沼英己君） 平成20年度千代田町一般会計補正予算について質問をしたいと思います。

まず、1点目が20ページの区行政運営事業で、魅力あるコミュニティづくり支援事業助成金、これ

について具体的にどのようなものなのかご説明願いたいと思います。

それから、24ページ、学童保育所管理運営事業で50万円追加とありますけれども、学童のどのような、増えていると思いますけれども、具体的にどのような感じになっているかご説明願いたいと思います。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） 柿沼議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

区行政運営事業の魅力あるコミュニティづくり支援事業助成金でございますが、4区の公民館、現在建設中で、間もなく完成するわけでございますが、そちらの助成金でございます。

○議長（坂本金光君） 住民福祉課長、荒井和男君。

○住民福祉課長（荒井和男君） 柿沼議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

23ページ、24ページ、3款民生費、2項児童福祉費の1目児童福祉総務費の委託料50万円の追加の関係でございますが、これは西小学校に設置しております学童保育所でございます。現在臨時職員とパート職員、1名、1名、計2名の先生を配置しまして、その事業を行っておりますが、パート職員さんが、これから東小のほうの学童保育のほうに移りまして、西小が1名になってしまうものですから、一応パート職員で雇用をかけたのですが、パート職員ですと雇用が集まらないものですから、臨時職員として対応させていただくことで、その人件費の不足分を補正増させていただくものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（坂本金光君） 柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 追加ですけれども、その学童保育で東も始まったということですが、西、東合わせた児童数とか、具体的に教えていただければと思います。

○議長（坂本金光君） 住民福祉課長、荒井和男君。

○住民福祉課長（荒井和男君） 学童保育所の登録者数ですが、西小につきましては通年登録が現在30名でございます。東小も必要でございますか。

[「はい」と言う人あり]

○住民福祉課長（荒井和男君） 東小につきましては、通年登録が一応7名ということでございます。

○議長（坂本金光君） 9番、細田芳雄君。

[9番（細田芳雄君）登壇]

○9番（細田芳雄君） 31ページの道路維持費の工事請負費が3,000万円ありますけれども、これは追加ということで、一般的に道路の改修などは区長さんから町へ要望はないかということで話が今までにきていると思いますけれども、補正ですから、これは今まで区長さんから申し出があった分で補正するのか。道路全般が悪いから、これから新たに申し出がなかったけれども、まだ工事箇所を見つけるとい話なのかを聞きたいと思います。

それから、これは18ページ、積立金の8,000万円、借入れの分があって、それを返すということ

の説明がありましたけれども、積み立てだけで8,000万円か、借り入れ分も含まれているのか。また、この積み立てをどんどんしていかななくてはならないというのは、町の財政がやっぱりよくないから積み立てを多くしていくというような町長の方針なのか、この辺を聞きたいと思います。

○議長（坂本金光君） 建設水道課長、川島賢君。

○建設水道課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

まず、道路維持費の工事請負費3,000万円についてですが、これは2件の工事であります。1つは、道路の舗装の補修工事であります。町道25号線、サントリーの裏の道になりますけれども、杉田倉庫の裏から東の信号機まで約325メートルの舗装補修でございます。これにつきましては、町道25号線は、以前西側から順次舗装改修を行ってきたわけでございますけれども、七、八年前今回の対象区域につきましては、傷みが顕著ではなかったということで工事を見送られていたのですが、その後財政的な問題も発生いたしまして、現在まで至ったということでありまして、それと、地区からは当然改修をしてほしいという声は以前から出ておりまして、今回財源の確保はできたということで工事を実施するものであります。

もう一点が、最近のゲリラ豪雨といいますか、大雨によりまして、町内でもいつも道路冠水する場所がございます。特に西幼稚園の前の道が必ず冠水するものでございますから、今回県道の下を横断管がくぐっているのですけれども、その横断管を布設がえして対応していこうということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（坂本金光君） 企画財政課長、田島重廣君。

○企画財政課長（田島重廣君） 先ほどの細田議員さんの18ページの基金8,000万円の積み立てについてのご質問でございますが、これにつきましては説明の中でも申し上げましたけれども、当初予算編成時に4,500万円ほど取り崩しまして、平成20年度の一般予算を組んだわけでございますので、平成20年の9月現在の段階で交付税等の部分が入ってまいりまして、その分がございましたので、その取り崩した分を積み直すものと合わせまして、将来的な需要を考えまして3,500万円は積み立てるものでございます。

18ページの詳細、説明欄に記載が書いてございますけれども、財政調整基金に6,000万円、それに将来的に建設事業等の不足を生じた場合に取り崩す意味で公共施設建設基金に2,000万円、以上で8,000万円を積み立ててございます。いずれにしましても、財政調整基金につきましては、今後いろいろな事業に求められたときに、町財政の苦しい中では取り崩しをして住民のニーズにこたえなくてはならないこともありますので、今年度積めるような内容がありましたので積んだものでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 平成20年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

---

○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第9、議案第41号 平成20年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第41号 平成20年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額に3,446万円を追加し、歳入歳出それぞれ12億8,558万円とするものでございます。

補正内容につきましては、19年度繰越金の確定及び国民健康保険税の本算定による変更、国等の概算交付金の変更及び人件費の削減や療養給付費などの追加によるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 住民福祉課長、荒井和男君。

○住民福祉課長（荒井和男君） 平成20年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明を申し上げます。

7ページ、8ページの事項別明細書をご覧くださいと思いますので、よろしくお願いたします。まず、歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者に係る保険でございますが、7月の本算定によりまして、4月1日現在の被保険者に即した税の賦課額が確定いたしましたので、2,291万円を減額を行ったものでございます。

同じく2目の退職被保険者等に係る保険税でございますが、こちらと同じ作業によりまして税が確定しましたので、こちらは1,080万円を追加したものでございます。

3款1項1目の国庫支出金、国庫負担金につきましては、概算交付額が示されましたので、一般被保険者に係る療養給付費負担金、それから後期高齢者医療支援分につきましてはそれぞれ追加を、また老人医療費拠出金負担金と介護納付金負担金につきましてはそれぞれ減額をし、総体で4,622万9,000円の追加をしたものでございます。

めくっていただきまして、4款1項1目の退職被保険者等に係る療養給付費交付金と、5款1項1目の前期高齢者交付金でございますが、これは社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございますが、これにつきましても概算交付額が示されたことによりまして、4款では2,234万4,000円の追加を、また第5款では5,885万2,000円の減額をしたものでございます。

第9款繰入金、1項1目他会計繰入金でございますが、職員給与費等の繰入金では、人事異動によりまして担当職員が減となっておりますので、繰入金を一応減額したものでございます。

5節の財政安定化支援事業費の繰入金につきましては、高齢者比率が高いことによりまして、保険者負担の増嵩分を一般会計から繰り入れをしていただくものでございます。

それから、10款の繰越金、1項繰越金でございますが、19年度事業が終わりまして、1目には退職者医療に係る交付金の繰越額を399万2,000円ほど追加いたしました。この繰越額につきましては、歳出におきまして精算返還金といたしまして、社会保険診療報酬支払基金に対しまして返還をするものでございます。

その他繰越金につきましては、3,790万1,000円を追加いたします。一般被保険者に対します平成19年度の繰越金が確定したものでございます。

11款1項1目雑入でございますが、24万1,000円を追加をさせていただきます。これは、70歳以上の方で自己負担割合が2割の被保険者につきまして、与党案によりまして4月1日より1割負担となっておりますことから、いわば保険者が1割立てかえをしている関係で、国庫より一応返ってくるものでございます。制度で決まっているものではございませんので、雑入として扱うものでございます。

めくっていただきまして、13ページ、14ページ、歳出でございますが、まず第1款の総務費、1項1目総務管理費、一般管理費でございますが、人事異動に伴います人件費の整理をするものでございます。

第2款保険給付費、1項療養諸費でございますが、1目一般被保険者及び2目退職被保険者等の療養給付費につきましては、財源内訳の更正を行うものでございます。

4目退職被保険者等に係る療養費でございますが、支払額に不足が見込まれますことから50万円、第2項第2目の高額療養費に500万円をそれぞれ追加いたすものでございます。

第3款第1項第1目の後期高齢者等の支援金でございますが、群馬県後期高齢者医療広域連合への負担金が確定いたしましたので、370万円を追加いたすものでございます。

第5款老人保健拠出金及び第6款介護納付金につきましては、財源内訳の更正のみ行うものでございます。

第9款1項1目の積立金でございますが、繰越金の一部を基金に積み立てをいたしまして、国保事業の今後の安定運営を図るため1,767万4,000円を追加させていただいたものでございます。

11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金でございますが、19年度事業が終わりましたので、一般被保険者につきましては国庫へ、退職被保険者につきましては社会保険診療報酬支払基金へ、概算交付を受けている精算金といたしまして返納する必要が生じたので、一般被保険者補助金等返還金といたしまして904万3,000円、退職被保険者等交付金の返還金には399万3,000円をそれぞれ追加いたしましたものでございます。

第11款第3項第1目の指定公費負担医療費立替金でございますが、歳入の第11款雑入で申し上げましたように、70歳以上の被保険者に係ります自己負担金は2割または3割の負担でございますが、20年4月1日より2割負担の被保険者に係る自己負担割合を、与党案によりまして1割となっておりますことから、国保会計が1割立てかえをしております関係で所要の額を追加するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 平成20年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

---

○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第10、議案第42号 平成20年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕



○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。  
町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第42号 平成20年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額に1,621万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億411万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、19年度事業が終了したことにより、繰越金が確定しましたので、歳入の繰越金を追加し、歳出の予備費に同額を追加して、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。  
採決いたします。

議案第42号 平成20年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。  
よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

---

○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第11、議案第43号 平成20年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。  
町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第43号 平成20年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額から1,412万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7,789万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、この4月1日から施行された長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の円滑な運営のため、所得の低い方に対する均等割賦課の軽減率が7割から8.5割へと拡大措置がとられたことを受けまして、歳入の保険料を減額したものです。

歳出におきましては、保険料を減額した分、後期高齢者医療広域連合への納付金を減額するものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 平成20年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

---

○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第12、議案第44号 平成20年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第44号 平成20年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額から2,842万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億7,433万1,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては国庫支出金、支払基金交付金、また県支出金とも追加しておりますが、本年度の概算交付額が決定したことや、補助事業であります介護予防事業の内容変更により、国庫補助金及び県補助金を追加するものです。繰越金につきましては、繰越金額の確定による追加でございます。

歳出でございますが、地域支援事業に係る介護予防事業内容の変更による追加、保険料余剰金の基金積み立て、また国庫負担金の精算返還金が生じますことから、諸支出金への追加等を行うものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 住民福祉課長、荒井和男君。

○住民福祉課長（荒井和男君） 議案第44号 平成20年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明を申し上げます。

7ページ、8ページの事項別明細書をお開き願います。まず、歳入でございますが、第3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の介護給付費負担金に1万6,000円の追加を行うものでございます。これは、11、12ページの歳出、第2款保険給付費、5項3目の介護予防サービス費を8万円ほど追加いたしました関係で、国の負担割合20%分、これは居宅サービス分でございますが、これを追加させていただくものでございます。これに関連いたしまして、7ページ、8ページの第4款支払基金交付金、これは社会保険診療報酬支払基金と申しますが、の負担割合31%分として、なお2節において過年度分として15万2,000円の追加をしておりますが、これは19年度の精算による追加交付金でございます。

それから、5款県支出金、1項県負担金で県の負担割合12.5%分を、次のページになりますが、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目で町の一般会計からの負担割合分といたしまして、同率の12.5%分の減額をそれぞれ追加をしております。

前のページに戻っていただきまして、3款2項国庫補助金でございますが、2目の地域支援事業交付金、介護予防事業でございますが、47万3,000円追加いたしました。これも歳出の4款1項地域支援事業費、介護予防事業費に189万2,000円追加いたしました関係で、これに対する国の補助割合25%分を追加したものでございます。これにつきましても、関連しまして支払基金、また県及び一般会計からの負担割合がございまして、7ページ、8ページには支払基金からの交付金といたしまして58万6,000円を、めくっていただきまして、9ページ、10ページの5款3項県補助金では12.5%分の23万6,000円、7款1項2目一般会計からは、同じく12.5%分をそれぞれ追加したものでございます。

戻っていただきますが、7ページ、8ページの3款2項3目の包括的支援・任意事業に対する地域支援事業交付金でございますが、9万5,000円ほど追加をいたしました。これにつきましては、13ペ

ージ、14ページの上段、歳出の4款2項1目におきまして、事業費を23万6,000円ほど追加いたしました関係で、国庫補助金といたしまして9万5,000円、県補助金といたしまして、事業費の20.25%分4万7,000円、一般会計からも同率同額の4万7,000円を追加したものでございます。

9ページ、10ページ、7款繰入金、2項基金繰入金でございますが、53万7,000円ほど繰り入れを行いまして、歳入歳出の均衡を図りました。

8款繰越金でございますが、繰越金が確定いたしましたので、記載の額を追加するものでございます。

めくっていただきまして、歳出でございますが、第1款の総務費につきましては人件費といたしまして、記載の額をそれぞれ追加させていただくものでございます。

2款の保険給付費でございますが、5項1目の特定入所者介護サービス費といたしまして、ショートステイに係る介護予防サービス給付費に不足が見込まれますことから、8万円ほど追加をするものでございます。

次に、4款地域支援事業費、1項介護予防事業費でございますが、7節の賃金を3万円減額し、13節委託料に192万2,000円追加を行い、総体的に189万2,000円を追加するものでございます。まず、委託料の減でございますが、介護予防サポーターの養成に当たりまして、講師といたしまして理学療法士を雇い上げておりましたが、20年度から郡内5町で共同設置するに当たり、館林市内に設置されました地域リハビリ広域支援センターで養成講座を請け負ってくれることになりましたことから、賃金を減額し、委託料のほうへその分追加してもらおうものでございます。また、13節委託料に192万2,000円を追加しておりますが、今年2月の事業実施要綱の改正によりまして、集団型の生活機能評価の実施方法が当初の基本チェックから生活機能チェックまで行うことになりました関係で、事業単価が1人当たり2,400円ほどアップしましたので、約750人分の経費を追加するものでございます。

次に、4款第2項の包括的支援事業・任意事業費でございますが、1目に23万6,000円追加するものでございます。内容は、包括支援センター担当職員の人件費と、公用車の管理費を追加させていただくものでございます。

5款基金積立金でございますが、保険料の余剰金が502万1,000円ほど生じたので、財務会計基金条例によりまして500万円を積み立てし、今後の事業の安定運営を図るものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございますが、1目、2目合わせまして258万1,000円追加いたします。主たるものにつきましては、2目の償還金といたしまして、19年度事業の精算報告によりまして、国庫負担金の概算交付額に対し精算返還が生じたので、256万5,000円を追加させていただくものでございます。

15、16ページになりますが、6款2項の繰出金1,842万5,000円の追加でございます。一般会計から繰り入れております事務経費が翌年度精算となっております関係で、給付費以外の余剰金を一般会計へ繰り出しするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより……

---

○発言の訂正

○町長（大谷直之君） ちょっと。

○議長（坂本金光君） はい。

○町長（大谷直之君） ちょっと訂正がございます。済みません、どうも。

議案第44号ですが、歳入歳出の合計が7億357万4,000円、これ訂正お願いいたします。もう一度言いましょうか、2億7,433万1,000円を、それが間違えて、済みません、7億357万4,000円となります。失礼しました。

〔「何ページ」と言う人あり〕

○町長（大谷直之君） 既定の歳入歳出の総額に2,842万3,000円を、これを追加して、歳入歳出それぞれ7億357万4,000円。

〔「1ページに書いてある」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 説明の中で、これです。書いてあるのがちょっとミスがあったので、どうも時間とらせて済みませんでした。

---

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第44号 平成20年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

ただいまより10分間休憩いたします。

休 憩 （午前10時26分）

---

再開 (午前10時39分)

○議長(坂本金光君) 休憩を閉じて再開いたします。

---

○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本金光君) 日程第13、議案第45号 平成20年度千代田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(坂本金光君) 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長(大谷直之君)登壇]

○町長(大谷直之君) 議案第45号 平成20年度千代田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,702万5,000円を追加し、2億1,919万円とするものです。

補正内容ですが、歳入につきましては、平成19年度事業確定によります繰越金の追加による増額であり、歳出につきましては、人事異動に伴う職員人件費の減額及び管渠整備費の追加であります。

詳細につきましては、環境保健課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(坂本金光君) 環境保健課長、椎名信也君。

○環境保健課長(椎名信也君) 平成20年度千代田町下水道事業特別会計補正予算の詳細につきましてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計補正予算書、事項別明細書の7ページ、8ページをお開きください。まず、歳入関係でございますが、6款繰越金でございます。これにつきましては、平成19年度の事業が確定いたしましたので、1,602万5,000円を追加するものでございます。

続きまして、7款の諸収入でございますが、これは財団法人群馬県下水道公社の解散によりまして、平成12年度に群馬県下水道公社に出捐金を支出しておりますが、その返還に伴います100万円を追加するものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。歳出関係でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、人事異動に伴います職員人件費の減額、また下水道係の保健センターへの異動に伴います需用費、役務費、委託料等の増額を合わせまして24万5,000円の減額となります。

次に、2款事業費、1項公共下水道費、1目管渠整備費でございますが、国庫補助対象の管渠工事

及び設計業務の増嵩によります増額、また単費設計箇所の見直しによります減額を合わせました1,727万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号 平成20年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

---

○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第14、議案第46号 平成20年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第46号 平成20年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の収益的支出の予定額から365万9,000円を減額し、支出総額を2億4,696万7,000円とするものであります。

補正内容につきましては、4ページの明細書をご覧くださいと思います。まず、県水受水費を200万円減額いたします。これは、本年度から県水の販売単価が1立方メートル当たり117円から110円になりますので、減額するものであります。また、今年4月の人事異動によりまして、職員が1名異動になりましたので、人件費の差額分を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号 平成20年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

---

○認定第1号～認定第6号の一括上程、説明

○議長（坂本金光君） お諮りいたします。

日程第15、認定第1号から日程第20、認定第6号までを一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第15、認定第1号 平成19年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、日程第16、認定第2号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第17、認定第3号 平成19年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定、日程第18、認定第4号 平成19年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第19、認定第5号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、日程第20、認定第6号 平成19年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定、以上6件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 認定第1号 平成19年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号



平成19年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 平成19年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成19年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第6号

平成19年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定につきまして、一括しまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

詳細につきましては、この後担当課長並びに局長から説明させますが、私からは平成19年度決算を総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

まず、平成19年度千代田町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。我が国の経済は、ここ数年良好な状況でありましたが、資源や原油価格などの高騰に加え、米国景気の減速懸念などで先行きが不透明な経済状況であります。また、平成16年度から始まった三位一体の改革により、地方交付税の総額は減少傾向にあり、地方を取り巻く財政状況はなお一層厳しさを増しております。このような中、平成19年度の決算を迎えたわけではありますが、厳しい中での予算執行でありましたが、決算額は歳入総額39億46万5,923円、歳出総額37億2,472万3,094円、歳入歳出差引額は1億7,574万2,829円という結果になりました。平成19年度は、集中改革プランや財政危機突破計画に基づいて健全な財政運営を進めながら、その成果については手ごたえを感じた年度であります。

主な事業としましては、継続的事业として行っているまちづくり交付金事業での都市計画道路の整備やサイクリングロード整備、小規模土地改良事業に加え、安全安心のまちづくり対策として、災害時の避難に備えて洪水ハザードマップの作成や県衛星系等防災行政無線の整備、西小学校校舎耐震補強工事の実施計画書の作成、これまで小学校卒業まで対象となっていた子供たちの福祉医療費無料化を、町単独により入院に限り中学生まで無料化に拡充を図ったほか、子育て支援策として東西小学校内に学童保育所を設置するなどソフト面でも大きく前進をした年度であります。

財政的な数値の面から比較しますと、昨年度よりも公債費比率は減少しましたが、経常収支比率が高くなっております。これは、財政構造が硬直化の状態にあることを示しておりますが、事務の電算化や委託料の増加といった経常経費に加え、子供たちへの医療費無料化や子育て支援対策費などが影響していると考えられます。

歳入面では、税源移譲により平成19年度より所得譲与税が廃止になりましたが、町税のうち、主に住民税が増加いたしました。しかし、依然として地方交付税や国庫支出金などの依存財源が削減されておりますので、厳しい財政運営であることに変わりありません。今後も財政危機突破計画に基づく最善の財政運営に心がけていきたいと考えております。

次に、平成19年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。国民健康保険事業は、加入者の高齢化及び医療の高度化などにより医療費は増加の一途をたどっており、国民健

康保険事業は深刻な財政状況に陥っております。

決算額は、歳入総額12億9,589万6,039円、歳出総額12億3,400万2,850円、歳入歳出差引額6,189万3,189円、実質収支額6,189万3,189円という結果になりました。平成17年度に保険税の値上げをさせていただきましたが、依然として保険税の滞納者が多く、厳しい財政運営となっております。本年2月には、国保会計の給付が増加するとのことで、一般会計から新たに2,000万円の追加繰り出しを行い、援助いたしました。

国保事業は、国民皆保険制度を支える基盤的役割を担っておりますので、今後も厳しい事業運営が予想されますが、収納率の向上を一層進めながら、医療費抑制策としての健康増進事業にも力を入れていきたいと考えております。

次に、平成19年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算について申し上げます。老人保健事業につきましては、急速に進む高齢化社会の中にあつて、給付と負担の公平化をするための新たな制度である長寿医療制度に移行することにより、老人保健特別会計は事実上最後の年になりました。このような状況の中、対象年齢の引き上げによる対象者の減少に伴い、1人当たりの医療費は増加傾向にあるものの、全体の医療給付費は前年に比べて減少いたしました。

決算額は、歳入総額8億7,599万1,950円、歳出総額8億5,477万6,183円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額の2,121万5,767円という結果になりました。今後は、長寿医療制度となった新たな制度においても、高齢者が安心して医療が受けられるよう、医療費の適正化や健康意識の高揚を図りながら、本事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。

次に、平成19年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。介護保険制度は、社会全体で介護が必要な方を支える仕組みとして、平成12年4月にスタートしてから8年が経過しようとしています。この間、高齢化の進展と核家族化に伴い、在宅サービスや施設サービス利用者が年々増加傾向にあります。また、介護予防を重視した改正介護保険制度がスタートしており、元気な高齢者がなるべく要介護状態にならないように、そしてできる限り住みなれた地域で生活を営むことができるよう支援し、明るく楽しい高齢化社会の構築に向けて介護事業に取り組みます。

決算額は、歳入総額6億8,184万5,451円、歳出総額6億5,524万4,883円、歳入歳出差引額2,660万568円、実質収支額2,660万568円という結果になりました。平成19年度は、地域包括支援センターを中心に総合相談・生活支援・介護予防など高齢者福祉事業との連携を図りながら事業の展開をいたしました。今後も、より一層介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。

次に、平成19年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。下水道事業は、公共水域の水質汚濁の防止を図る上から欠かすことのできない施設として、平成12年7月に供用を開始し、順次区域を拡大しながら管網整備を進めているところでございます。

決算額は、歳入総額2億2,222万4,056円、歳出総額2億619万8,718円、歳入歳出差引額、実質収支額とも同額の1,602万5,338円という結果になりました。平成19年度事業としまして、管渠築造工事を

開削工法で118メートル、推進工法で122.55メートル実施いたしました。また、舗装復旧工事を622.9メートル行い、管渠実施設計も650メートル実施いたしました。今後も、快適な生活基盤整備の早期実現を目指し、財政状況を勘案しながら計画的に事業推進に努めてまいります。

最後に、平成19年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算について申し上げます。水道事業においては、町民生活に密着した安全で快適な給水サービスを長期的安定的に確保するため、施設の維持管理を初め老朽管の布設替えなど給水体制の充実を図るとともに、効率的な事業運営の推進に努めました。今後は、社会情勢の動向を踏まえて経営基盤の安定や合理化を推進し、町民の水道として健全な事業運営に更に努力してまいります。

決算額は、収益的収支において、事業収入2億5,359万8,199円、事業支出2億3,645万5,671円、差し引き1,714万2,528円の純利益を計上することができました。

また、資本的収支においては、資本的収入3,073万5,000円、資本的支出1億28万8,102円でありまして、不足する額は本年度分消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんし、収支の均衡を図った次第であります。今後とも公営企業として、より一層の経営努力を図ってまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（坂本金光君） 続いて、監査委員の白石正躬君から決算審査意見書報告を求めます。

[ 監査委員（白石正躬君）登壇 ]

○監査委員（白石正躬君） 平成19年度の歳入歳出決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された千代田町一般会計、各特別会計、水道事業会計について、去る8月7日、8日に審査を実施いたしました。

各会計ごとの審査の詳細につきましては、お手元の平成19年度決算審査意見書のとおりでございます。一般会計、各特別会計を通じて、審査に付された決算関係諸帳簿は正しく記載され、証憑類も整理されており、計数的にも正確でありました。基金運用も含め、総体的にはほぼ健全な運営がなされており、有効かつ適切な予算執行に努力され、行政目的が達成されたものと認められます。

歳入面では、平成19年度より国から税源移譲が行われ、国税、所得税から地方税、住民税へ一部税源が移しかえられたことにより、町税の収納率が財政運営に大きな影響を及ぼすことから、税負担の公平の原則に立ち、収入未済額の圧縮を図るため、さらなる徴収体制の強化と効果的な方策の実施を図るようお願いをいたします。更に、一般会計の住宅使用料、特別会計の国民保険税、介護保険料、上水道、下水道使用料等の収入未済額についても、町税同様適切な対応を望むものであります。

歳出面では、財政危機突破計画、行政改革大綱による事務事業の見直しにより、一層の合理化、効率化を図りつつ、第四次総合計画に掲げる施策を基本とし、各種事業が積極的に実施されております。収入や支出に関する財務事務については、財務規則等に基づいた事務処理を行う必要があることから、会計処理基準の明確化により、統一的な会計処理を図るよう要望をいたします。

主要財務比率につきましては、財政力指数は0.832ポイント、前年度が0.802ポイントで、そのほか財政構造の弾力性を示す経常収支比率が96.9%、前年度が93.0%、町債の元利償還額の負担状況を示す指標であります公債費比率が6.5%、前年度が9.0%となっております。昨年度と比較しますと、経常収支比率については引き続き高い水準にあるものの、財政力指数や公債費比率では改善が図られております。昨年6月に成立しました地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、平成19年度決算から財政の健全度を見きわめる4つの指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率が導入され、その算定された比率の審査を行いました。すべて指標が基準内でクリアされており、健全財政が維持されていると認められ、審査意見書につきましては別途報告を行いました。

今後も、特に町税や国民健康保険税等の収入未済額の解消を図るなど歳入確保に向けて一層の努力をされるとともに、歳出面においても引き続き自主的な行財政改革の推進に努め、簡素で効率的な行政執行システムの確立をし、住民福祉の増進と、人と自然に優しい活力のあるまちづくりのため、堅実で明るい行財政運営により一層努力されることを期待して、審査意見といたします。

○議長（坂本金光君） ご苦労さまでした。

次に、一般会計歳入歳出決算について、それぞれ担当課長、局長より詳細説明を求めます。

初めに、企画財政課長、田島重廣君、説明を求めます。

企画財政課長、田島重廣君。

[ 企画財政課長（田島重廣君）登壇 ]

○企画財政課長（田島重廣君） それでは、平成19年度決算につきまして、企画財政課関係の決算につきまして詳細説明を申し上げます。

初めに、税を除いた歳入全般について説明申し上げます。決算書の13ページ、14ページをお開き願いたいと思います。

2款地方譲与税でございます。収入済額が9,401万4,000円、前年度よりも49.9%の大幅な減となっております。これにつきましては、平成19年度より三位一体改革の制度移行の過程に行った所得譲与税が廃止になったためであります。

3款利子割交付金につきましては、収入済額は628万3,000円で、前年度よりも198万2,000円増加いたしました。

4款配当割交付金の収入済額は597万5,000円で、前年度よりも107万5,000円増加いたしましたが、5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額が266万5,000円で、こちらは前年よりも42万1,000円ほど減額となっております。

次に、6款地方消費税交付金につきましては、収入済額は1億2,338万3,000円で、前年度よりも1.2%の減となりました。

続きまして、15ページ、16ページをお開き願いたいと思います。7款自動車取得税交付金につま

しては、収入済額は4,913万7,000円で、前年度よりも6.4%減となっております。

8 款地方特例交付金につきましては、地方税の恒久的な減税に伴う減税収入の一部が補てんされておりましたが、平成19年度から減税措置がなくなりましたので、国から交付される交付金が、収入済額で547万5,000円と、前年度よりも大幅に減額となっております。この大幅な急激減額の緩和措置として特別交付金が創設され、収入済額は419万6,000円と、前年度よりも皆増となっております。

9 款地方交付税につきましては、収入済額は4億384万4,000円と、前年度よりも14.3%の減となっております。個別に申し上げますと、普通交付税につきましては、当初予算に対しまして結果的には3,340万円ほど増加いたしました。昨年の9月議会で増額補正をさせていただいたものでございます。内容につきましては、基準財政需要額が対前年比で0.5%増加し、基準財政収入額も4.8%増加いたしました。普通交付税は前年度よりも7,803万5,000円、29.6%減となりました。特別交付税につきましては、前年度より1,086万6,000円、8.3%の増で、1億4,040万6,000円となりました。

10款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度よりも3.8%の減となっております。

11款分担金及び負担金につきましては、収入済額は5,030万4,810円、前年度よりも1.4%の増であります。2 項 1 目民生費負担金につきましては、前年度よりも若干増となっております。

17ページ、18ページをお開き願いたいと思います。2 目の教育費負担金につきましては、前年と同様であります。

次に、12款使用料及び手数料につきましては、収入済額が4,076万3,336円、前年度よりも若干の増であります。1 項 1 目衛生使用料では、収入済額が約100万円ほど減少するとともに、収入未済額が94万円ほど増えてございます。

ページをめくっていただきたいと思います。3 目の教育使用料は、幼稚園授業料が減りましたが、社会体育施設等の使用料が20.8%増額しております。主に要因といたしましては、温水プールの改修工事が終了し、通常の運営を行ったなどのものによるものでございます。

2 項手数料につきましては、総務手数料、衛生手数料合わせまして、前年度よりも約57万円ほど減っております。

21ページ、22ページをお開き願いたいと思います。続きまして、13款国庫支出金につきましては、収入済額が1億1,568万4,728円、前年度よりも21.2%の減であります。1 項国庫負担金につきましては、前年度より約1,300万円の増となりましたが、児童手当関係の国庫負担金が増額となったためであります。

23ページ、24ページをお開き願いたいと思います。2 項の国庫補助金につきましては、前年度よりも約4,500万円の大幅な減となりました。1 目民生費補助金につきましては、後期高齢者医療制度補助金が679万6,500円皆増となっております。

3 目土木費国庫補助金につきましては、まちづくり総合支援事業補助金が前年度よりも4,800万円ほど減となっております。これにつきましては、まちづくり交付金の事業料が前倒しで出ていたため

に減ってきたものでございます。

4目教育費国庫補助金につきましては、建築物耐震改修等事業費補助金が19年度はございませんでしたので、減額となっております。

3項国庫委託金につきましては、前年より増額となっております。

25ページ、26ページをお開き願いたいと思います。14款県支出金でございますが、収入済額は1億7,064万9,059円、前年度よりも27.6%の増であります。1項県負担金につきましては、前年度より380万円ほど増えておりますが、これは民生費負担金の1節、2節、3節の児童手当負担金関係が増えたものであります。

27ページ、28ページをお開き願いたいと思います。2項の県補助金につきましては、前年度よりも732万円ほど増となっております。1目の総務費補助金、3節、4節が皆増となっております。

2目民生費県補助金では、2節福祉医療費補助金の増、また5節の知的障害児総合福祉推進事業等補助金については減であります。8節の障害者自立支援補助金は、大幅に増額となりました。

ページをめくっていただきたいと思います。29、30になります。3目の衛生費県補助金につきましては、前年より減額となりました。

4目の農林水産業費県補助金につきましては、農業委員会交付金が増額、2節の農業費補助金及び3節の林業費補助金も増額となっております。

31ページ、32ページをお開き願いたいと思います。5目の土木費県補助金につきましては、群馬県都市緑化フェア補助金の皆増がありますが、サイクリングロードネットワーク整備事業が完了したため減額となっております。

6目教育費県補助金につきましては、若干の増となりました。

3項県委託金につきましては、前年度よりも2,581万円の増となっております。主な要因は、2節の県税徴収委託料の増であります。

ページをめくっていただきまして、33、34ページをご覧くださいと思います。この中の4節で統計調査委託金がありますが、商業、工業、両統計調査の委託金が計上してございます。6節選挙委託金は、県知事、県議、参議院などの選挙委託金が皆増になったものでございます。

3目の土木費県委託金につきましては、前年度よりも238万円ほどの減となっておりますが、主な要因は県営赤岩渡船の委託金の減と、前年度始まった都市計画基礎調査委託金が減ったためでございます。

4目の教育費委託金につきましては、新規にいじめ、不登校対策モデル事業委託金13万円が計上されてございました。

次に、15款の財産収入でございますが、35、36ページをお開き願いたいと思います。15款財産収入につきましては、収入済額は1,213万5,176円、前年度よりも大幅な増となっております。まず、1項財産運用収入でございますが、各基金につきましては、ペイオフ対策として決済預金に変更し元本

の確保を図っておりましたが、金融不安定も一応解消したことを受けまして、定期預金へ変更を行ったための増でございます。

2項財産売払収入につきましては、土地の売却収入といたしまして、5筆合計で580.45平米、430万6,307円で売却したものであります。

次に、16款寄附金でございます。収入済額が74万円、前年度よりも減であります。

ページをめくっていただきまして、17款繰入金につきましては、収入済額が1億8,073万6,933円、前年度よりも3,940万4,000円ほど大幅な増であります。1項特別会計繰入金、1目老人保健事業特別会計繰入金につきましては、1,260万円が前年度よりも皆増になっております。

2目の介護保険事業特別会計繰入金976万8,000円が前年度よりも増額になっております。

2項基金繰入金でございますが、前年度と比較しますと財政調整基金繰り入れは8,000万円で、前年度より4,000万円の増の繰り入れでございます。減債基金は4,796万円で、前年度よりも179万6,000円の増の繰り入れでございます。公共施設建設基金繰り入れは2,000万円で、前年度より792万円減の繰り入れでございます。緑地管理整備基金繰入金は400万円で、前年度よりも300万円の減でございました。ふるさとづくり基金繰入金につきましては50万円で、前年度より皆増になりました。

18款繰越金につきましては、ページをめくっていただきたいと思っております。収入済額が1億8,588万2,227円、前年度よりも27.8%の増であります。

19款諸収入につきましては、収入済額4,939万7,965円、前年度よりも12.2%の増であります。1項延滞金加算金及び過料は、減少傾向にあります。

3項貸付金元利収入の収入未済額が、前年度よりも81万円ほど増えて1,920万4,070円となっておりますので、今後更なる改善を図る努力をしたいと考えております。

また、4項雑入につきましては、2目雑入の3節雑入が、新たにコミュニティ助成金等で800万9,381円と大幅な増額になっております。

43、44ページをお開き願いたいと思っております。20款の町債につきましては、収入済額1億7,770万円で、前年度よりも7.3%の減であります。内容的には、臨時財政対策債1億6,170万円でございます。

以上、歳入合計は39億46万5,923円でございます。前年度と比較しますと6,586万3,000円、1.7%の減であります。また、前年度と比較しまして不納欠損額は236万円ほど減少いたしましたが、収入未済額につきましては114万6,000円ほど増加しておりますので、今後なお一層の未済額縮小のための努力を行いたいと考えております。

以上が歳入でございますが、引き続きまして、企画財政課所管の歳出について説明申し上げます。ページは、53ページ、54ページをお開き願いたいと思っております。まず、2款1項2目の広報広聴費でございますが、支出済額は989万6,287円でございます。主な支出につきましては、備考欄の科目ごとに説明がありますが、職員の人件費が主なものでございます。53ページの備考欄の広報広聴費の説明をしておりますが、広報発行事業費として441万7,105円の支出をしております。また、広聴事業費と

して町への手紙を実施しておりますが、その郵送料を支出いたしました。

次に、2款1項4目財産管理費の中の基金積立金でございますが、ページにしますと57、58ページの基金積立金の部分に財政調整基金、減債基金、公共施設建設基金など合わせまして1億8,571万8,379円を積み立てました。

続いて、5目の企画費でございます。支出済額が7,461万7,411円でございます。主な支出につきましては、備考欄でございます職員の人件費、企画課職員の人件費でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、備考欄のまちづくり推進事業の中のふるさと事業でございますが、印刷製本費としてふるさとカレンダーの印刷代、まちづくり講演会、19年度については石原良純さんをお招きいたしました。

広域行政事業につきましては、統合広域圏の組合負担金を初めとする各種協議会、同盟会等の負担金でございます。

次に、広域公共路線バス事業につきましては、太田・館林方面に4路線のバス路線事業を計上しており、1,181万4,442円を支出いたしました。

次に、情報システム事業につきましては、後ほど総務課長のほうから説明がございます。

次に、6目の合併推進費につきましては、支出はございませんでした。

次に、大きく飛びますが、83、84ページをお開き願いたいと思います。6項の監査委員費でございます。支出済額が35万5,760円でございます。内容につきましては、監査委員の報酬、事務費、その他負担金であります。

最後に、215ページ、216ページをお開き願いたいと思います。12款の公債費でございます。支出済額は3億3,288万7,026円でございます。内容につきましては、長期の元金2億8,504万6,715円と、長期債の利子4,784万311円でございます。

以上、平成19年度一般会計歳入歳出決算の総計につきまして、ページにしますと219、220をお開き願いたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額39億46万6,000円、歳出総額は37億2,472万3,000円、よって歳入歳出差引額は1億7,574万3,000円であります。実質収支額も同様の1億7,574万3,000円となっております。

次に、221、222ページには債務負担行為の調書が記載されております。その次をめくっていただきまして、財産に関する調書が載せてございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

なお、この決算の具体的な内容につきましては、お手元に配付させていただきました平成19年度決算説明書及び平成19年度決算資料並びに千代田町公共工事一覧、平成19年度決算カード、平成20年3月31日現在で作成しましたバランスシート、財政危機突破計画の平成19年度数値目標実施結果に細かなデータを記載してございますので、これらも参考にさせていただきたいと思います。

以上で、税を除く歳入全般並びに企画財政課所管の決算につきまして詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。



○議長（坂本金光君） 次に、総務課長、吉永勉君の説明を求めます。

総務課長、吉永勉君。

[ 総務課長（吉永 勉君）登壇 ]

○総務課長（吉永 勉君） 総務課所管の歳出につきましてご説明を申し上げます。

47、48ページをお開きください。平成19年度の総務費につきましては、7億7,018万1,228円、執行率が97.9%でございました。2款1項1目の一般管理費でございますが、2億2,721万1,675円で、内容につきましては職員13人分の人件費、特別職2人分の人件費、それと臨時職員9人分の人件費が主でございます。

次のページをお願いいたします。それから、例規集のデータベース化を行いました業務委託料として190万9,740円支出をいたしました。

次のページをお願いいたします。52ページ、功労者表彰事業関係では、功労者4人、金婚者27組、ダイヤモンド婚者27組の記念品を差し上げております。

情報公開・個人情報保護事業では、委員会を1回開催いたしまして、3人分の報酬が支出をいたしてございます。

行政改革推進事業につきましては、委員さん10人おりますが、4回開催をいたしまして、委員さんの報酬を支出をいたしております。

53、54ページをお願いいたします。会計管理費でございますが、2,433万4,431円支出をいたしました。内容につきましては、4人分の人件費が主でございます。

次の財産管理費ですが、2億1,227万4,270円支出をいたしました。庁舎管理事業では、燃料費、光熱水費、それから公有建物災害共済掛金、緑地管理委託料、清掃管理委託料等が主でございます。

また、56ページでございますが、町有財産管理工事につきましては、役場1階でございます身障者トイレの中にオストメイトトイレの設置をいたしました。それと、外灯のポールほかの塗装、バスの車庫の倉庫への改修、それと玄関タイルの補修工事を行いました。

町有自動車管理事業では、公用車13台の車検の経費が出てございます。

次のページをお願いいたします。町有財産管理事業では、不動産鑑定評価でございますが、舞木二ノ堰地内にあります22.7平米と、赤岩熊野地内にあります62.6平米の不動産鑑定を依頼をいたしまして、払い下げのほうをいたしましたものでございます。

60ページをお開きください。下のほうですが、情報システム事業といたしまして、2,214万3,661円支出をいたしました。

次のページをお願いいたします。こちらにつきましては、情報ネットワークシステムの保守委託料とか情報機器の使用料、ネットワーク協議会等の負担金、それから財務会計システムの保守、それから機器の使用料等を支出をいたしてございます。

7目の公平委員会費につきましては、2万7,000円の支出をいたしました。公平委員さんの委員の

報酬でございます。研修を兼ねまして1回委員会を開催いたしましたので、その折の報酬となっております。

63ページでございますが、防犯対策費366万3,963円でございます。主なるものにつきましては、防犯灯619基の電気代、それから236カ所の球切れ等の修繕、それと防犯灯の設置工事といたしましては、新設19カ所、それと撤去1カ所、こちらを実施をいたしました。撤去1カ所につきましては、下中森公民館駐車場内にございました防犯灯が地元で不要ということでございましたので、撤去をさせていただきます。

9目の交通安全対策費ですが、619万8,781円でございます。主なるものにつきましては、交通指導員20人の報酬、それから交通指導員の執務謝金延べ426人分、次のページをお願いいたします。交通安全教室、こちらの親子交通安全教室でございますが、町民プラザを利用しまして開催をいたしまして、430名の出席をいただきました。交通指導員の研修負担金につきましては、11名の参加をいただきまして研修会を実施をいたしました。交通安全施設整備事業では、道路標示等工事につきましては、デリネーター1カ所、ポストコーン1カ所の設置をいたしました。基数にしますと、デリネーターが2基、それとポストコーン3基を設置をいたしました。道路反射鏡設置工事につきましては、7基の反射鏡を設置をいたしました。それと、道路標示の新設補修では28カ所の補修等を行いました。

次に、チャイルドシート購入費補助でございますが、こちらにつきましては36件分の交付をいたしております。

次に、10目の自治振興費ですが、2,607万6,983円の支出でございます。行政区の区長さんの報酬、副区長さんの報酬、それと区長活動費等でございます。

次のページをお願いいたします。地域公民館用地借り上げにつきましては、1区と15区と五反田が民地を借りておりますので、そちらの借上料でございます。それと、自治総合センターコミュニティ助成1,470万円出てございますが、こちらにつきましては17区の公民館の建設助成でございます。

次に、群馬県地域コミュニティ支援事業補助金38万6,000円ほど出てございますが、こちらにつきましては赤岩2区、安楽、光恩寺ですかね、そちらのほうの荻野吟子の関係で、荻野吟子顕彰地整備事業として案内板2カ所、それとベンチ2カ所、砂利敷き等の補助をしてございます。

次に、11目の諸費ですが、5万937円でございます。自衛官募集事務事業といたしまして、入隊者19年度1人おりましたので、その記念品代、それと東毛地区市町村募集事務連絡会の負担金、それと千代田町自衛隊父兄会会員11名おりますが、そちらのほうへ出してございます。

次に、73、74ページをお願いいたします。選挙費でございますが、2,449万5,092円の支出済みとなっております。1目の選挙管理委員会費につきましては77万1,665円、委員さん4人分の報酬、それと次のページをお願いいたします。電算業務委託料、選挙人名簿の登録等に関する業務委託料が主なる支出でございます。

2目の参議院議員選挙、7月の29日に執行されました参議院の選挙の経費でございまして、724万

8,539円でございます。こちらにつきましては、投票管理者あるいは立会人等々の報酬が主なるものでございます。

3目の群馬県知事選挙費につきましては、7月の22日に執行されました折の経費でございます、543万4,146円かかってございます。経費の中身につきましては、参議院選同様立会人さん、あるいは管理者等の報酬が主なるものでございました。

77ページをお願いいたします。群馬県議会議員選挙費でございますが、4月の8日に執行されまして、409万10円ほどかかってございます。中身につきましては、やはり管理者あるいは投票立会人さん、職員等の手当等でございます。

次のページをお願いいたします。3月の16日に執行いたしました千代田町長及び千代田町議会議員選挙の選挙費でございますが、687万9,732円でございます。内容につきましては、立会人さん、管理者、それから職員等の手当等になっております。

次のページをお願いいたします。待矢場土地改良区総代選挙費ですが、10月16日に執行されまして、無投票でございましたが、7万1,000円ほど経費がかかってございます。中身につきましては、選挙長の報酬、立会人さんの報酬、備品の購入費等となっております。

155ページ、156ページをお願いいたします。消防費でございますが、2億3,087万1,243円でございます。執行率99.87%でございます。うち非常備消防費につきましては、1億7,121万1,000円ほど出てございます。非常備消防費につきましては、職員人件費が大半を占めておるわけでございますが、現在188名の常備消防の職員がおります。それと、消防庁舎維持関係の委託料、邑楽分署の新築工事費及び旧邑楽分署の解体費、それと管内地図の検索装置の地図の入れかえ、救急援助オンラインシステムの構築、防災行政無線の整備費等が支出をされております。

次に、2目の非常備消防費ですが、2,062万5,000円でございます。非常備消防費につきましては、千代田消防団の経費でございます、団長以下102名分の報酬、各消防団及び婦人消防協力会の運営経費、消防団及び婦人消防協力会の視察研修費、それから新入団員等の被服費等がこちらから出されております。

次に、3目の消防施設費ですが、1,509万9,000円支出をいたしてございます。こちらにつきましては、1区公民館敷地内の防火水槽の新設工事代、消火栓町内に206基ございますが、そちらの維持管理負担金を水道事業のほうへお支払いをしておりますので、それらが出ております。それと、区画整理地内に消火栓を新設いたしましたので、そちらの工事の負担金がこちらから出されております。

4目の災害対策費ですが、2,393万6,243円でございます。災害対策事業では、備蓄食品といたしまして、乾パンを720缶、ソフトパンを216缶、それと粉ミルク、10本入りのスティック状になっているものでございますが、144箱購入をいたしました。それと、水で戻すおもちがあるのですが、こちらを200袋購入をいたしました。そのほか6月の10日に大雨がございまして、それと7月の16日の新潟中越地震、震度4でございましたので、関係職員出動いたしまして、その折の弁当代がこちらから

支出をいたしてございます。

次のページをお願いいたします。それと、ハザードマップ作成業務委託料、こちらのハザードマップにつきましては、昭和22年のカスリン台風程度の規模の台風が来た場合を想定いたしましてハザードマップを作成したものでございまして、5,000部を作成をいたしました。それと、県の衛星系等防災行政無線整備工事の負担金でございまして、1,844万3,000円負担をしてございます。

以上、簡単でございますが、総務課所管の歳出につきましての説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本金光君） ただいまから1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時55分）

---

再 開 （午後1時00分）

○議長（坂本金光君） 休憩を閉じて再開いたします。

次に、税務課長、加藤忠夫君の説明を求めます。

税務課長、加藤忠夫君。

[ 税務課長（加藤忠夫君）登壇 ]

○税務課長（加藤忠夫君） それでは、引き続きまして、税務課所管の決算につきまして詳細説明を申し上げます。

決算書の11ページ、12ページをお開きください。初めに、1款町税全体でございまして、12ページには上段の調定額23億3,654万6,833円でございます。収入済額が22億1,879万4,689円となっております。なお、前年度より1億5,411万3,000円ほど町税が伸び、ここ2年間でおおむね2億7,600万円ほどの増となっております。また、町税の収納率でございますが、所得税が減り住民税が増える税源移譲で個人の住民税が1億1,030万円ほど増えたことによりまして、前年度より収納率が0.1%の減となりましたが、過去7年間で、昨年に続きまして2番目の収納率、また現年及び滞繰合わせまして税源移譲がありました関係上、やや目標の95%を超えましたが、まだまだ非常に甘く、平成19年度からの税制改正、税源移譲等で住民税が増えている現況下、また各納税者におかれましてはガソリンの高騰に始まり各食料品等の値上げ、特に物価の優等生と言われておりますところの卵までが値上がりしている現在でございます。税の公平性の観点からも、国税徴収法に基づきまして現在調査中でございますが、現時点の資産保有状況並びに収入状況、預金調査等を適正に調査及び把握し、また税こそ地方分権の基礎と考えますので、現年及び過年合わせまして収納率96%以上を目標に、当然でございますが、収納率向上と収入未済額縮減に今後も滞納処分を視野に入れ、全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、税目別の説明に入ります。初めに、1項の町民税でございまして、個人、法人合わせまして収入済額7億961万6,597円で、前年に比べますと9,720万円ほどの増となっております。なお、1目の個人町民税では税源移譲等によりまして1億1,030万円ほどの伸び、反対に2目の法人町民税は

1,700万円ほどの減となっております。

次に、2項の安定財源でございます固定資産税でございます。収入済額13億3,198万3,600円でございます。前年度より5,463万2,000円ほどの増となっております。なお、主な要因といたしましては、おおむね大手法人企業の償却資産等の投資によるものでございます。

続きまして、3項1目の軽自動車税でございます。収入済額2,380万円で、前年度より約93万2,000円ほどの増となっており、燃料高騰により普通車から軽自動車への切りかえ等によるものでございます。

次に、4項1目の町たばこ税でございますが、収入済額7,382万9,428円でございます。またこのたばこ税でございますが、本年7月より成人識別の導入、既にたばこを取り巻く環境の厳しい中、各建物とも喫煙場所の制限等がございますが、滞納もなく100%の税、しかも人件費がかからない税でございますので、どうか購入の際には町内の小売店でお買い求めくださいますよう重ね重ねお願い申し上げます。

次に、5項1目の都市計画税でございます。調定額8,057万6,559円のところ、収入済額7,956万9,064円でございます。収納率98.62%でありまして、特に現年課税分では99.14%の高収納率であり、納税者の皆様の奥深いご理解をいただき感謝申し上げます。

次に、31ページ、32ページをお願いします。左側下段の3項県委託金、右側の32ページ、一番下段の2節県税徴収委託金でございますが、収入済額2,582万7,118円でありまして、前年度より1,327万円ほどの増となっております。なお、要因といたしましては、平成19年度から税源移譲により町県民税が増えましたので、それらに伴う県分の負担案分金でございます。

そのほかにつきましては、やや前年同様でございますので、大変恐縮ですけれども、省略させていただきます。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。大きく69ページ、70ページをお願いします。最初に、2款2項の徴税費の中の1目の税務総務費であります。右側の支出済額7,177万9,619円あります。なお、この目におきましては、職員10人分の人件費及び各種負担金等の経費並びに消耗品及び印刷製本費等税務課全般の経常的な経費を支出しております。

続きまして、左側下段の2目の賦課徴収費でございます。右側の支出済額5,146万3,096円でございます。この目におきましても、税額の計算から徴収に至るまでの一連の経費を支出しており、特に13節委託料及び14節の使用料及び賃借料につきましては、合計で約3,791万円ほどとなっております。電算業務、固定資産客体資料作成業務委託料並びに不動産鑑定評価委託料、また電算機器使用料等が主な経費として支出されております。

また、右側の70ページの一番下段、23節償還金利子及び割引料でございますが、ここ最近1年ごとに増減の変動があるようでございます。法人税等の町税過誤納金、還付加算金等1,205万5,114円の支出でございます。

以上で、簡単でございますが、税務課所管の歳入歳出の決算説明とさせていただきます。よろしく

お願いします。

○議長（坂本金光君） 次に、住民福祉課長、荒井和男君の説明を求めます。

住民福祉課長、荒井和男君。

[ 住民福祉課長（荒井和男君）登壇 ]

○住民福祉課長（荒井和男君） それでは、住民福祉課所管の平成19年度決算につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の決算書71ページ、72ページをお開きいただきたいと思います。最初に、2款総務費、3項1目戸籍住民登録費でございますけれども、3,066万9,518円でございます。内容につきましては、職員3人分の人件費、それから戸籍住民登録事務関係の電算の委託料、また法律相談事業に伴います弁護士の謝礼等が主な支出でございます。窓口業務の受け付け、また書類件数につきましては決算資料に記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、83ページ、84ページをお開きいただきたいと思います。民生費でございます。総額で9億1,499万5,690円となりました。前年比2.7%の増となっております。まず、3款1項の社会福祉費でございますが、総額で5億9,855万580円でございます。また、後期高齢者医療制度の施行に当たりまして、ソフトの導入やシステム構築を予定していたものの、国における標準仕様が18年度内に示されなかったことから、18年度内執行ができずに19年度に繰越明許いたしました電算委託料も、高齢者福祉費の中で1,270万4,000円全額を支出いたしております。

1目の社会福祉総務費でございますが、1億9,351万4,237円の支出でございます。このうちの48.6%が国保特別会計への繰出金でございます。その他の主なる支出は、職員5名分の人件費、めくっていただきまして、老人福祉センターの運営管理委託料、また社会福祉協議会の運営費の補助金、町の福祉の推進にご協力をいただいております民生児童委員さん21名及び主任児童委員さんお二人の活動費等でございます。また、不用額が519万円ほど発生いたしましたが、こちらにつきましては社会福祉協議会からの委託料の精算戻し入れなどによるものでございます。この社会福祉総務費におきます19年度の新規事業といたしましては、備考欄の中段に福祉灯油購入費補助金といたしまして37万2,000円ほど支出されておりますが、これは原油の高騰に伴います生活弱者への暖房費助成措置といたしまして、県単事業で行われたものでございます。高齢者世帯等、その支給要件があったわけでございますが、その要件に該当した75人の方に対しまして、今年の1月1日から3月31日までの3カ月間の通算で、お一人5,000円の助成をさせていただきました。

めくっていただきまして、87ページ、88ページをお願いいたします。2目の障害者福祉費でございますが、7,696万9,233円でございます。障害者福祉事業につきましては、平成18年10月より障害者自立支援事業事務が県より市町村におりてきました関係で、新規事業が取り入れられております。90ページになりますが、右側備考欄の上から4つ目の丸に障害者自立支援事業がございますが、前年度より3,330万7,000円ほど増となっておりますが、生活介護扶助費855万6,000円、5行下がっていただき

まして、就労移行継続支援扶助費と、一番下の段になりますが、地域生活支援事業が新規事業となっております。これに関連いたしまして、92ページになりますが、備考欄中段に手話通訳者育成支援事業といたしまして、町で30時間の講座を開催いたしまして、6人の方が手話入門コースを修了いたしました。うち4名は、福祉課の福祉系の職員でございます。その他記載の事業経費につきましては、身体障害者手帳取得者307人、療育手帳取得者54人、精神障害手帳取得者35人のうち、施設入所者24名のほか在宅サービス利用者に対するサービス提供に要した経費でございます。提供したサービスの詳細等につきましては、決算資料にこちらに記載してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

3目の高齢者福祉費でございますが、2億3,674万4,869円でございます。このうちの80.6%に当たる1億9,092万2,358円が老人保健及び介護保険特別会計への繰出金でございます。その他の主なる支出につきましては、94ページになりますが、養護老人ホーム、これは館林市、それと猿ヶ京にございますが、この2つの養護老人ホームに男性1名、女性3名の計4名入所しておりますので、この入所委託料、また延べ3,162人の利用がございました自立支援サービスセンターの委託料、それから在宅で介護を行っております13人の方への介護慰労金及び60人の方に配付をいたしました1万8,000枚の紙おむつ代、それからひとり暮らし高齢者へ貸し出しをしております緊急通報装置50台分のリース料、それから次のページをお願いいたします。老人クラブ連合会及び単位老人クラブへの補助金、会員数31人、年間受注高1,589万1,000円のシルバー人材センターへの運営委託料、それから喜寿、米寿を迎えられた方161人及び100歳到達者4名の方への敬老祝金、次のページをお願いいたします。平成20年度から県内市町村を1つの保険者として発足いたしました後期高齢者医療広域連合への負担金等でございます。

次に、97、98ページをお願いいたします。4目の医療福祉費でございますが、8,627万1,854円でございます。1,700人の福祉医療対象者の医療扶助費でございます。19年度は、入院に限りますが、中学校卒業まで償還払いで適用するというように拡大をいたしました。

次に、5目の同和対策費でございますが、505万387円でございます。このうちの79.4%に当たります400万8,000円が人権啓発団体である部落解放同盟群馬県連合会千代田支部への活動費の助成金でございます。その他人権啓発講演会の講師謝金等でございます。

次に、2目の児童福祉費でございますが、総額で3億889万1,648円となりました。1目の児童福祉総務費でございますが、2,283万6,929円でございます。次のページをお開き願います。主なる支出につきましては、2万6,336人の利用がございました児童センター、児童館の管理運営委託料、また19年4月より開所し、東西で延べ6,038人の児童が利用しました学童保育所の運営業務の委託料等でございます。

次に、2目の児童措置費でございますが、8,847万8,332円で、延べ1万3,787人分の児童手当でございます。

次のページをお開きください。3目の母子福祉費でございますが、29万3,000円でございますが、幼稚園入園お二人、小学校入学11名、中学校入学10名、高校進学5名、就職された方1名、計29人に対しまして、合わせて29万3,000円の支度金を支給させていただきました。

次に、101ページから108ページにかけましての4目の児童福祉施設費でございますが、1億9,728万3,382円でございます。例年同様保育園2園の運営管理経費でございます。年度末の園児数につきましては、東保育園が62名、うち他町村から受け入れをしております広域受託が4名、また西保育園が168名、こちらも広域受託が3名でございます。主なる支出は、正職員16人、臨時職員9人、パート職員28名、計53人分の人件費及び東西保育園の施設等の運営管理費等でございます。

105ページ、106ページの下段になります広域入所児童保育の実施事業でございますが、仕事の関係から町内の保育園に通園できない児童に対しまして、広域委託保育事業といたしまして熊谷市、これは旧妻沼町になりますが、こちらへお一人、邑楽町へお一人、大泉町へ6名、館林市へ2名、太田市へ3名、足利市へ1名、計14名を広域委託保育という形をお願いをしております。

次に、107ページ、108ページになりますが、3款1目の国民年金事務取扱費でございますが、744万183円でございます。職員1名の人件費、それから電算業務委託料等でございます。

次に、4項1目の災害救助費でございますが、11万3,288円の支出でございました。昨年度中は、住宅火災が3件発生いたしまして、うち1件が全焼でございました。扶助費という形にいたしまして合計で9万円を支出したものでございます。

以上、簡単でございますが、住民福祉課所管の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（坂本金光君） 次に、環境保健課長、椎名信也君、説明を求めます。

環境保健課長、椎名信也君。

[ 環境保健課長（椎名信也君）登壇 ]

○環境保健課長（椎名信也君） それでは、環境保健課所管の決算につきましてご説明申し上げます。

107ページ、108ページをお開き願います。107ページの下段に4款衛生費がございます。右側の支出済額を見ていただきますと、総額で3億9,161万123円の支出で、前年度と比較しまして4.5%の減、金額で1,840万円ほどの減額となっております。最初に、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費ですが、7,011万7,863円の支出であります。

それでは、右側の備考欄に沿って説明させていただきます。職員人件費につきましては、環境保健係人件費7名分でございます。

次のページをお開きください。9行目、一般経費の機械借上料がございます。これにつきましては、保健センターに昨年7月から設置いたしましたAED、自動体外式除細動器の経費ということでございます。

その下、医療対策事業では、邑楽館林医療事務組合負担金、また次の生活環境委員活動事業では、



ごみの収集等でご助力をいただいております生活環境委員さん関係の支出をいたしました。

厚生病院の町内からの利用者につきましては、入院が延べ5,762人、外来が7,352人ありまして、厚生病院利用者の入院が5.9%、外来が5.2%となっております。

次に、2目の予防費ですが、5,523万4,938円の支出となりました。

次のページをお開きください。備考欄の中ほどに町有自動車購入費がございます。これにつきましては、相談事業等で現在使用いたしております。

予防接種事業では、予防接種法に基づきまして、三種混合予防接種以下各種の予防接種を行っております。実施結果につきましては、決算資料に記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次のページをお開きください。中ほどに老人保健事業では、がん検診、健康手帳の交付、次のページをお開きください。骨密度検診、基本健康診査及び肝炎ウイルス検査等を実施しております。また、昨年11月に開催いたしました健康まつり事業、そして町の食生活の改善にご努力をいただいております食生活改善推進委員さん関係の経費でございます。

次のページ、117ページ、118ページをお開きください。3目母子保健費ですが、475万5,678円の支出です。乳幼児の健診等でお世話になっております母子保健推進委員さん27名の活動費、両親学級、2回から3回となりました妊婦健康診査委託料、そして不妊治療が必要な方に治療費を助成しております。また、1歳6カ月児健康診査、次のページをお開きください。2歳児、3歳児健康診査、幼児相談等の経費でございます。事業ごとの参加者あるいは受診者数につきましては、決算資料をご覧いただきたいと存じます。

121、122ページをお開きください。4目環境衛生費ですが、774万3,680円の支出でございます。畜犬関連事業では、1,046頭の登録がございます犬の狂犬病予防注射の経費、犬、猫避妊等手術費補助金等の支出でございます。

中ほどですが、河川浄化対策事業におきましては、合併処理浄化槽の設置補助を18年度と同様に29基補助いたしました。

次のページ、123、124ページをお願いします。5目保健衛生施設費ですが、470万5,299円の支出でございます。これは、保健センターの管理運営費でございます。一番下の施設補修工事につきましては、玄関タイルの補修工事や自動ドアの補修工事を実施いたしました。

次に、2項清掃費、1目じんかい処理費では2億1,593万6,551円の支出でございます。大泉町外二町環境衛生施設組合及び太田市外三町広域清掃組合負担金が多くを占めております。

次のページをお開きください。ごみ減量化推進助成金につきましては、各地区におきまして、隔週1日資源ごみの回収時に延べ3,150名ほどの方々に立ち会いをいただきました。これに対する助成金を交付しております。

上から5行目に消耗品費10万円というのがございます。これは、地球温暖化防止対策といたしまし

て、食料品店等スーパーにおきまして、レジ袋削減のためのマイバッグ利用を啓発するのぼり旗を購入いたしました。CO<sub>2</sub>の削減を少しでも図れればと思っております。ごみ排出適正指導事業では、ごみの適正な排出を促すごみ収集カレンダーを毎戸に配布いたしております。

次に、2目し尿処理費でございますが、館林衛生施設組合負担金といたしまして2,914万円の支出でございます。

最後に、コミュニティプラント施設費ですが、397万6,114円の支出でございます。103個のご利用をいただいておりますコミュニティプラントの維持管理の経費でございます。

以上で、環境保健課所管の決算説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（坂本金光君） 次に、経済課長、野村耕一郎君の説明を求めます。

経済課長、野村耕一郎君。

[ 経済課長兼農業委員会事務局長（野村耕一郎君）登壇 ]

○経済課長兼農業委員会事務局長（野村耕一郎君） それでは、引き続きまして、経済課並びに農業委員会の決算につきましてご説明を申し上げます。

最初に、81、82ページをお開き願いたいと思います。2款5項1目の統計総務費の支出済額です。7万600円でございます。統計調査を円滑に行うための統計調査員確保に係る経費が主なものでございます。

続いて、2目の統計調査費でございます。65万3,720円の支出となっております。19年度につきましては、備考欄に記載のとおり、住宅・土地統計調査単位区設定事務、それと就業構造基本調査、商業統計調査、工業統計調査などに要した費用でございます。調査内容によりまして多少の減額となっております。なお、統計調査に関する経費につきましては、ほぼ全額が県の委託金により賄われております。

次に、127ページ、128ページをお願いをしたいと思います。5款1項1目の労働諸費でございます。支出済額が16万2,000円の支出でございます。内容につきましては、館林地区職業訓練運営会負担金、それと館林邑楽地区労働者福祉協議会負担金などでございます。全体的には、前年度とほぼ同様でございます。

次に、同じページの下段、その下のほうになります。6款1項1目の農業委員会費でございます。この関係につきましては、農業委員会運営のための経費といたしまして、支出済額といたしまして2,007万1,610円の支出でございます。1節が農業委員報酬、2節から4節までが職員人件費で大部分を占めている状況でございます。その他一般経費といたしまして、農家台帳等の電算業務委託料など例年どおりの支出となっております。そのほか19年度につきましては、3年に1度実施されます標準小作料というのがあるのですが、その改定があった関係で、2回の会議費として報償費が支出してございます。

続きまして、129、130ページをお願いをいたします。2目農業総務費でございます。この関係につ

きましては、3,819万7,971円の支出となっております。農政関係職員の人件費と農政審議会委員報酬、それと生活改善グループなどの活動助成金でございます。そのほか18年度から加わりました館林邑楽農業共済組合の負担金1,283万円の支出をしております。

次に、131、132ページをお願いいたします。3目農業振興費でございますが、2,340万6,273円の支出となっております。一般経費の中では、農用地利用協議会委員報酬などの委員報酬を初め農業の担い手確保及び団体育成のための助成金、あるいは補助金を支出しております。生産調整推進対策事業では、生産調整事務に要する経費と生産調整達成者に対する奨励金が主な支出でございます。19年度生産調整実施面積は162ヘクタール、達成率は65.3%という状況でございます。水田農業構造改革対策事業の中では、水田担い手育成対策補助金、水田の有効利用対策補助金、町の単独事業でございます米価格安定対策事業補助金が主な支出でございます。

次のページ、133、134ページをお願いいたします。花いっぱい運動推進事業になります。各行政区で区長さんを中心に協力をいただいておりますが、小中学校でも花の栽培講習など実施するとともに、花壇の手入れなどの事業を展開しており、これらの助成を行っております。それと、ふれあい農園管理事業では、土地の借上料、アメリカシロヒトリ防除事業につきましては、薬品代がそれぞれ中心的な支出となっております。

ページの下の方になります。4目の畜産業費につきましては、畜産振興のための補助金、団体への助成金など42万4,603円の支出がされております。

次のページになります。5目農地費ですが、3,179万267円の支出でございます。主なものとして、小規模土地改良事業になりますが、農業用排水路及び農道整備工事費を支出しております。19年度につきましては、工事に用地買収費等が加わったため、ほぼ倍増の増加になっております。農地整備事業につきましては、補修工事といたしまして、農業用排水路及び農道整備工事費195万8,200円のほか、土地改良関係助成金などの支出でございます。

続きまして、次のページになります。137、138ページをお願いいたします。2項1目の林業総務費でございますが、762万4,600円の支出となっております。松くい虫対策の事業を中心として、平地林活用対策事業、森林ボランティアなど育成事業実施のための支出となっております。前年度より、これ約なのですが、200万円ほど増加をしております。

そのページの下の方、下段になりますが、ご覧いただきたいと思っております。7款1項1目でございます。商工総務費でございますが、1,208万5,856円の支出となっておりますが、ほとんど商工統計系の職員人件費でございます。

次の139、140ページをお願いいたします。2目商工振興費でございます。585万円の支出でございます。内容につきましては、商工会活動費助成金が大部分で、それとISO関係の取得補助金になっております。

次に、3目中小企業制度融資費につきましては、小口資金融資に関する審査委員報酬及び保証料補

助金、それと企業倒産に伴います補てん金を含めて262万4,342円になります。

一番下になりますが、4目消費者行政費でございます。次のページにまたがりませんが、太陽熱温水器設置に係る補助金でございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（坂本金光君） 次に、建設水道課長、川島賢君の説明を求めます。

建設水道課長、川島賢君。

[ 建設水道課長（川島 賢君）登壇 ]

○建設水道課長（川島 賢君） 建設水道課関係の決算につきまして、詳細説明を申し上げます。

決算書の141ページ、142ページをお開き願いたいと思います。8款土木費でございます。総額で4億302万556円の支出でございます。

まず、1項1目土木総務費の支出済額は4,050万2,114円でございます。主な内容としましては、2節、3節、4節は建設水道課6名分の人件費でございます。19節負担金補助及び交付金は、各種協議会、協会等への負担金を支出いたしました。

次に、2項道路橋梁費は、総額1億2,493万5,022円、前年度に比べ1,160万円の増となりましたが、これは道路維持費及び道路新設改良費の支出が増えたためであります。まず、1目道路橋梁総務費は、支出済額720万1,109円であります。主な内容としましては、12節は嘱託登記関係の手数料、13節委託料は、法定外公共物データ等の管理保守委託料及び道路台帳補正業務委託料を支出いたしました。14節使用料及び賃借料は、土木設計積算システム借上料、19節負担金補助及び交付金は、前年度同様に各行政区への道路愛護奨励助成金を支出いたしました。

144ページをご覧いただきたいと思います。次に、2目道路維持費は、支出済額4,559万9,565円あります。主な内容としましては、12節役務費は、なかさと公園周囲の街路樹の剪定手数料、13節委託料は11路線分の街路樹管理委託料を支出いたしました。15節工事請負費は、道路舗装補修等工事費といたしまして、広域農道の舗装補修工事のほか雑工事、環境整備工事を行いました。16節原材料費は、町道の舗装補修材や敷き砂利等の材料代を支出しております。

次に、3目道路新設改良費は、支出済額6,483万5,040円あります。146ページをご覧いただきたいと思います。主な内容としまして、13節委託料は道路改良工事等に係る測量等調査委託料及びサイクリングロードネットワーク整備事業に係る調査設計委託料2路線分を支出いたしました。15節工事請負費は、道路舗装及び側溝新設工事と都市計画道路赤岩新福寺線の路盤工事及び歩車道境界ブロックの設置、サイクリングロードネットワーク整備事業に係る堤防への坂路2路線分の舗装工事を実施いたしました。17節公有財産購入費及び22節補償補てん及び賠償金につきましては、大字舞木地内の町道1 257号線の工事に係る支出でございます。

次に、4目橋梁維持費は、本年度支出なしであります。

次に、5目渡船管理費は、支出済額569万9,308円あります。主な内容としましては、4節、7節

は渡船の臨時職員 2 名分の人件費であります。11節需要費は、主に渡船の燃料費を支出しました。12節役務費は、渡船の検査手数料及び渡船利用者の傷害保険料を支出しております。15節工事請負費につきましては、148ページをご覧いただきたいと思いますが、渡船施設補修工事としまして、船を係留しておきますH鋼を設置し直したというものであります。18節備品購入費では、船着き場の土砂等除去のため、高圧洗浄機を購入いたしました。

次に、6目用悪水路費は、支出済額160万円であります。基幹排水路維持管理事業としまして、新福寺の北西、大泉町との境界付近にあります利根加用水地区排水路の改修事業につきまして、大泉町に委託して行った工事分の負担金を支出しております。

次に、3項1目河川総務費は、支出済額33万4,000円であります。内容としましては、各種同盟会、協議会等への負担金及び河川清掃奨励助成金を支出しております。

次に、4項1目都市計画総務費は、支出済額7,141万6,262円であります。主な内容としましては、150ページをご覧いただきたいと思いますが、11節需用費では印刷製本費としまして、千代田町都市計画図や館林邑楽都市計画図等の印刷代を支出いたしました。19節負担金補助及び交付金につきましては、舞木土地区画整理組合への助成金7,000万円を支出しております。

次に、2目公園整備事業費につきましては、消耗品及び負担金合わせまして4万7,180円を支出いたしました。

次に、3目公園管理費は、支出済額2,277万6,710円あります。主な内容としましては、4節、7節は公園の管理の臨時職員1名分の人件費であります。11節需用費は、公園関係の光熱水費及び芝刈り機等の修繕料が主な支出であります。12節役務費、13節委託料は、公園関係剪定手数料及び緑地維持管理委託料であります。

152ページをご覧いただきたいと思いますが、15節工事請負費につきましては、公園関係遊具の補修工事及びなかと公園野球場のグラウンド整備に支出しております。

次に、4目公共下水道費は、支出済額1億3,039万8,000円あります。公共下水道事業特別会計への繰出金であります。

154ページをご覧いただきたいと思いますが、次に、5目東部住宅団地建設費は、本年度支出なしであります。

次に、5項1目住宅管理費は、支出済額1,261万1,268円あります。主な内容としましては、2節、3節、4節が職員1名分の人件費でございます。11節、12節、13節、14節につきましては、町営住宅3カ所の維持管理費等であります。15節工事請負費につきましては、舞木駒形団地の1棟を解体したものと並びに消防法の改正に伴いまして火災報知機の設置が義務づけられましたので、ほぼすべての住宅に電池式火災報知機を設置したものであります。

大きくページをめくっていただきたいと思いますが、213ページ、214ページになります。11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、幸いにも大きな災害がありませんでしたので、本年度は

支出なしでございます。

ページをめくっていただきたいと思います。215ページ、216ページになります。一番下の段ですが、13款3項1目開発公社費でございますが、西邑楽土地開発公社運営費補助金として、前年同様の30万円を支出いたしました。

簡単ではございますが、以上で建設水道課所管の決算につきましての詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 次に、教育委員会事務局長、高橋充幸君の説明を求めます。

教育委員会事務局長、高橋充幸君。

[ 教育委員会事務局長（高橋充幸君）登壇 ]

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） それでは、続きまして教育委員会関係の決算説明を申し上げます。

決算書の157、158ページをお開きください。左側157ページの下の方に、10款教育費があります。教育費全体では、右側の支出済額を見ていただきますと4億5,247万9,085円となりまして、歳出全体の12.1%になります。

最初に、1項教育総務費、1目教育委員会費が、次の159、160ページの上段にかけて記載されております。159、160ページをお開きください。2目の事務局費です。職員人件費や一般経費、東毛広域圏の運営事業費の支出となっております。

次に、161、162ページをお開きください。上のほうに3目奨学金があります。続いて、その下に4目教育研究所費につきましては、右側備考欄を見ていただきますと、主に2つ目の教育研究奨励事業では臨時補助教員賃金、特別支援教育支援員賃金の支出が主なものとなっております。また、次の英語指導助手設置事業では、18年度まで中学校に1名のみの配置でしたが、19年度からは1名増員しまして、東西小学校におきましても英語の授業を行っております。

左側下のほうになりますが、2項の小学校費があります。1目の学校管理費で、右側の備考欄を見ていただきますと、学校運営費、その下に東小学校運営事業がありまして、ページが飛びますが、166ページの上のほうに黒い点で西小学校運営事業があり、168ページまで続いております。東西小学校の運営上必要となる人件費や消耗品費、光熱水費、コンピューター機器使用料が主な支出となっております。

次に、167、168ページをお開きください。右側備考欄の中ほどに学校管理運営事業がありまして、その下が東小学校施設管理事業、次の170ページ上のほうに西小学校施設管理事業があります。これは、警備保障などの学校管理の委託料が主な支出となっております。

次に、170ページの備考欄の中ほどに東小学校施設整備事業、その下に西小学校施設整備事業があります。東西小学校の施設整備関係で、修理補修の支出となっております。東西小学校の特別教室のサイクル線設置工事代、西小の重油タンク改修工事代が主な支出となっております。

次の171、172ページをお開きください。中段に2目教育振興費があります。右側の備考欄を見ていただきますと、教育振興事業となっております。東西小学校の教材用の備品購入費、図書購入費が主な支出となっております。備考欄の下の方に就学奨励事業がありまして、要保護及び準要保護児童生徒の就学援助費が主な支出となっております。

次に、173、174ページをお開きください。3項の中学校費です。1目の学校管理費では、右側の備考欄を見ていただきますと、学校運営費、千代田中学校運営事業となっております。中学校の運営上必要となります人件費や消耗品費、光熱水費、コンピューター機器使用料が主な支出となっております。

次に、175、176ページをお開きください。備考欄の下の方になりますが、学校管理運営事業がありまして、警備保障などの学校管理に必要な委託料が主な支出となっております。

次に、177、178ページをお開きください。備考欄の上段になりますが、施設整備事業としまして、中学校施設の修繕、補修の支出となっております。

次に、179、180ページをお開きください。4項の幼稚園費です。右側の備考欄を見ていただきますと、職員人件費、東西幼稚園職員の人件費となっております。次の白丸で幼稚園運営費がありまして、その下が東幼稚園運営事業、それと次のページ、182ページの中ほどに西幼稚園運営事業があります。ともに臨時職員等の賃金、光熱水費、印刷機使用料等が主な支出となっております。

次に、183、184ページをお開きください。備考欄の上の方の白丸ですが、保育推進事業、その次が施設管理事業がありまして、やはり警備保障の委託料など東西幼稚園の管理に必要な支出となっております。備考欄の下の方に施設整備事業があります。その下に東幼稚園施設整備事業がありまして、次のページ、186ページ上段に西幼稚園施設整備事業があります。東西幼稚園の修繕や施設改修工事の支出となっております。

185ページの中段に5項社会教育費、1目社会教育総務費があります。右側の備考欄を見ていただきますと、職員人件費、その次が一般経費、一番下のほうで地域社会教育活動総合事業があります。主な支出としましては、おもしろ化学教室などの子供学習支援事業の講師謝礼となっております。

次に、187、188ページをお開きください。右側備考欄の上の方に、黒点で女性セミナー事業があります。それから、その下の白丸で生涯学習推進事業がありまして、文化教養教室や高齢者教室の講師謝礼、文化祭の支出、IT講習会の委託料、それから文化協会の補助金が主な支出となっております。

次に、189、190ページをお開きください。中段に2目の人権教育費があります。右側の備考欄を見ていただきますと、一般経費、それから中ほどに集会所管理運営費では集会所の修繕料や管理補助金、その次の人権教育推進市町村事業では、各集会所で開催しましたふれあい交流学習会の支出が主なものとなっております。

次に、191、192ページをお開きください。中段に文化財保護費で、右側の備考欄を見ていただきますと、文化財保護調査や文化財保護関係の支出となっております。

このページの一番下のほうに、4目図書館費があります。右側の備考欄を見ていただきますと、職員人件費となっております。次のページ、194ページの備考欄を見ていただきますと、図書館管理運営費としまして、図書館の管理運営に必要な臨時パート職員の賃金、電算機器保守委託料や使用料が主な支出となっております。それから、備考欄の下のほうで図書館資料購入費、図書や視聴覚資料の購入費となっております。その下で図書館施設管理事業では、次の195ページにかけて警備保障や空調機器保守の委託料が主な支出となっています。

195、196ページの中段では、5目の町民プラザ費となっています。備考欄を見ていただきますと、職員人件費、一般経費、一般経費では臨時職員賃金や消耗品費、電話料、電子複写機使用料などが主な支出となっています。備考欄の一番下のほうに町民プラザ施設管理事業があり、次のページ、198ページから200ページにかけて記載されております。光熱水費、緑地管理や空調機器保守、舞台音響設備保守管理業務などの委託料及びトイレ改修などの施設改修工事費が主な支出となっております。

199、200ページをお開きください。6項の保健体育費です。右側の備考欄を見ていただきますと、職員人件費、一般経費、一般経費では体育協会への補助金が主な支出となっています。備考欄の下のほうでスポーツ振興事業がありまして、次の202から204ページにかけて町民体育祭、県民スポーツ祭、各種審判講習、サッカーフェスティバル大会を初め各種スポーツ大会、教室の支出となっております。

次に、203、204ページをお開きください。2目の体育施設費がありまして、右側の備考欄を見ていただきますと、社会体育施設管理費、それから社会体育施設管理事業となっております。光熱水費や施設補修、機器補修など、主に町民体育館関係の支出となっております。

次に、205、206ページをお開きください。3目総合体育館温水プール費です。右側の備考欄を見ていただきますと、職員人件費、一般経費、中段に総合体育館温水プール管理運営事業では燃料費が主な支出となっています。備考欄の下のほうでスポーツ教室事業、その次が総合体育館・温水プール施設管理事業となっております。208ページにかけて光熱水費や清掃委託料、空調機器の保守料、また温水プールの塩素滅菌機装置取りかえ工事などが主な支出となっております。

次に、209、210ページをお開きください。右側の備考欄を見ていただきますと、職員人件費、次に共同調理場施設運営費では臨時職員賃金、光熱水費、ボイラー関係の修繕料が主な支出となっています。

次のページ、211、212ページをお開きください。右側の備考欄を見ていただきますと、共同調理場施設管理事業では、警備保障や污水处理施設、ボイラーの保守管理の委託料、それと給食センターの床改修工事費が主な支出となっております。

ページの下の方に、5目運動場管理費があります。右側備考欄を見ていただきますと、東部運動公園施設管理事業では、次のページ上段にかけて緑地管理の委託料が主な支出となっております。

213、214ページをお開きください。右側備考欄を見ていただきますと、東部運動公園施設整備事業では施設補修工事、サッカー場施設管理事業、その次のサッカー場施設整備事業ではサッカー場関係



の支出となっております、緑地管理委託料や施設補修工事が主な支出となっております。

なお、細かな事業内容につきましては、別冊の平成19年度決算資料39ページに教育委員会関係が記載されておりますので、後でご覧いただければと思います。

簡単ではございますが、教育委員会関係の決算説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（坂本金光君） 以上で平成19年度一般会計歳入歳出決算について、各課長、局長の詳細説明を終わります。

---

○次会日程の報告

○議長（坂本金光君） 本日の日程はこれで終了いたします。

あす12日は午前9時から開会いたします。

---

○散会の宣告

○議長（坂本金光君） 本日は以上をもって散会いたします。

散 会 （午後 2時04分）

## 平成20年第3回千代田町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成20年9月12日(金)午前9時開議

- 日程第 1 認定第1号 平成19年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定  
認定第2号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第3号 平成19年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第4号 平成19年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第5号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第6号 平成19年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定

### 本日の会議に付した事件

#### 議事日程のとおり

### ○出席議員(12名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 襟川仁志君 | 2番  | 高橋純一君 |
| 3番  | 金子孝之君 | 4番  | 川田延明君 |
| 5番  | 福田正司君 | 6番  | 小林正明君 |
| 7番  | 柿沼英己君 | 8番  | 富岡芳男君 |
| 9番  | 細田芳雄君 | 10番 | 黒澤兵司君 |
| 11番 | 青木國生君 | 12番 | 坂本金光君 |

### ○欠席議員(なし)

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町長     | 大谷直之君 |
| 教育長    | 松沢義文君 |
| 総務課長   | 吉永勉君  |
| 企画財政課長 | 田島重廣君 |
| 税務課長   | 加藤忠夫君 |
| 住民福祉課長 | 荒井和男君 |
| 環境保健課長 | 椎名信也君 |

|                                     |             |
|-------------------------------------|-------------|
| 経 済 課 長<br>兼 農 業 委 員 会 長<br>事 務 局 長 | 野 村 耕 一 郎 君 |
| 建 設 水 道 課 長                         | 川 島 賢 君     |
| 会 計 管 理 者 長<br>兼 会 計 課 長            | 塩 田 稔 君     |
| 教 育 委 員 会 長<br>事 務 局 長              | 高 橋 充 幸 君   |
| 農 業 委 員 会 会 長                       | 栗 原 啓 君     |
| 監 査 委 員                             | 白 石 正 躬 君   |

---

○職務のため出席した者の職氏名

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 坂 本 道 夫   |
| 書 記     | 関 口 富 佐 子 |
| 書 記     | 宗 川 正 樹   |

開 議 （午前 9時00分）

○開議の宣告

○議長（坂本金光君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第3回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

---

○認定第2号～認定第6号の説明

○議長（坂本金光君） きのように引き続き、各課長の詳細説明を求めます。

初めに、平成19年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び平成19年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算並びに平成19年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について、住民福祉課長、荒井和男君の説明を求めます。

住民福祉課長、荒井和男君。

[ 住民福祉課長（荒井和男君）登壇 ]

○住民福祉課長（荒井和男君） おはようございます。それでは、平成19年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

事項別明細書によりましてご説明を申し上げたいと思いますので、お手数ですが、237ページ、238ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入でございますが、1款1項国民健康保険税でございますが、一般、退職者等を合わせまして3億4,851万3,875円となりました。収納率は80.07%ということでございます。不納欠損額が292万3,977円ほど出ておりますが、滞納繰り越し分の保険料でございまして、行方不明とか外国人の出国の関係とかによります不納欠損の処理をしたものでございます。不納欠損の額につきましては、前年度と比較しまして67万8,000円ほど減となっております。

次に、3款の国庫支出金、1項の国庫負担金でございますが、3億4,762万500円となりました。次のページをお願いいたします。療養給付費及び高額療養費共同事業の国の負担分が記載のとおり交付されたものでございます。

次に、2項の国庫補助金、1目の財政調整交付金でございますが、8,932万7,000円の交付となりました。これは財政力の格差を調整するために交付されるものでございまして、普通調整交付金が一般被保険者療養給付費のおおむね7%、特別調整交付金につきましてはおおむね2%分が一応交付されたものでございます。

次に、4款1項1目療養給付費交付金でございますが、平成18年度の精算交付金431万2,322円を合わせまして2億3,571万2,322円となりました。退職被保険者の医療交付金といたしまして、これは社会保険診療報酬支払基金のほうから交付をされたものでございます。

続いて、5款の県の支出金、1項1目の高額医療費共同事業の負担金でございますが、こちらにつきましては、標準高額医療拠出金の25%が一応交付されたものでございます。

2項の県の補助金につきましては、総額で5,238万1,000円となったものでございます。

次のページをお願いいたします。県補助金の交付内訳でございますが、財政健全化の補助金、それと財政調整交付金として記載の金額がそれぞれ交付をされたものでございます。

6款1項1目の共同事業交付金でございますが、2,779万8,159円となりまして、高額医療費の共同事業の交付金ということで、保険財政共同安定化事業交付金といたしまして、これは群馬県にございます国保連合会のほうから記載の金額がそれぞれ交付をされたものでございます。

次に、8款の1項1目一般会計繰入金でございますが、9,402万7,089円となりました。保険基盤の安定繰入金といたしまして、保険税の軽減分、それから保険者支援分の繰り入れをいただいたものでございます。

次の243ページ、244ページをお願いいたします。また、職員人件費、それから事務費、出産一時金、財政安定化支援事業の繰り入れにつきましても繰り入れをいただいたものでございます。その他一般会計繰入金につきましては、給付費の不足の補てん分といたしまして、こちらにつきましても繰り入れをいただいたものでございます。

2項1目基金繰入金でございますが、予算編成時におきまして、医療費の推計に当たりまして財源不足が見込まれたことから、基金を全額取り崩し、記載の金額2,995万9,984円の繰り入れをさせていただいたものでございます。

次に、9款1項2目その他繰越金でございますが、3,173万4,359円で、これは前年度の繰越金でございます。

10款1項延滞金、加算金及び過料でございますが、153万9,595円で、一般被保険者43名分、退職被保険者2名分の延滞金となっております。

次のページをお願いいたします。2項の雑入でございますが、一般被保険者に係ります第三者行為、これは一応交通事故の関係でございますが、その求償費の納付金といたしまして22万4,684円、一般被保険者療養費の返納金としまして2件分、22万2,515円、5目の雑入につきましては、国保連合会内にございました群馬県高額医療共同事業基金の解散によりまして、その精算金でございます。

以上が歳入でございますが、その合計額は12億9,589万6,039円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございますが、1款1項1目の総務費の一般管理費2,794万7,834円につきましては、担当職員2名分の人件費、それから電算委託料、レセプト点検に従事する臨時職員の賃金等となっております。

また、20年度に一応スタートいたしました、後期高齢者医療制度に係るシステム改修の経費を予定しておりましたが、国の事務がおくれたことによりまして、システムの標準仕様が提示されませんでしたので、この経費479万3,000円を19年度に明許繰り越しいたしましたが、この費用も支出をいたしましたものでございます。

2目の連合会の負担金でございますが、記載の金額を群馬県国保連合会のほうへ納入をいたしまし

た。

1 款 2 項 1 目賦課徴収費でございますが、175万1,380円でございます。

次のページをお願いいたします。税額計算の電算委託料、口座振替に伴います収納事務手数料等でございます。

3 項 1 目の運営協議会費でございますが、2 回ほど開催いたしましたので、協議会の委員さんの報酬等となっております。

次に、2 款保険給付費でございますが、給付費の説明をさせていただく前に、議員の皆様につきましては既にご承知かと思っておりますが、文言につきまして簡単に説明させていただきます。まず、保険給付費の中の療養給付費という表現でございますが、これは健康保険適用分の医科、歯科、調剤、つまり診療、治療、口腔及び薬の処方のことでございます。

次に、この後、療養費というものが出てきますが、この意味は、補装具、コルセットの製作、マッサージや鍼灸の施術のことでございます。

それから、レセプトということも出てきますが、これは被保険者が診療を受けた場合、その診療内容がすべて記載されている、いわば診療明細書のようなものでございます。

また、審査支払手数料につきましては、国保の場合でございますが、国保連合会が医療機関から提出されましたレセプトに集計誤りがないかどうか、1 件ごとに審査をいたしますので、その手数料のことでございます。

それでは、2 款保険給付費を説明させていただきますが、1 項療養諸費、1 目の一般被保険者に係ります療養給付費につきましては、件数で3万6,123件分、4億8,658万5,658円でございます。月平均にいたしますと約4,055万円でございます。前年度と比較しますと約300万円の増となっております。

次に、退職被保険者に係ります療養給付費でございますが、件数で1万8,588件、2億3,575万6,837円でございます。月平均にしますとこちらは1,965万円でございます。こちらも、前年度と比較しますと、約400万円の1カ月当たりの増となっております。

次に、3 目一般被保険者、また4 目退職被保険者等に係ります療養費及び5 目の審査支払手数料につきましては、その金額は記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

次に、2 項の高額療養費でございますが、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせまして7,552万8,652円でございます。入院等によりまして、月の初めから月の終わりまでの1カ月間の自己負担額が一定基準額を超過した場合、2カ月後に高額医療費といたしまして支給をするものでございます。件数では、一般被保険者が734件、退職被保険者が243件分となっております。

4 項 1 目の出産育児一時金につきましては、560万円支出をいたしました。出産1件当たりの支給額は35万円でございます。16件分の支給でございます。

5 項 1 目の葬祭費でございますが、被保険者が亡くなりました場合、葬儀をとり行った方に対しま

して支給をいたすもので、1件5万円、こちらは95件分の葬祭費の支出を行ったものでございます。

次に、3款1項老人保健拠出金でございますが、医療費拠出金、事務費拠出金を合わせまして1億6,925万9,775円の支出でございました。前年度対比1,933万8,000円の増でございます。老人保健の財源とするために、各保険者が社会保険診療報酬支払基金に対しまして拠出をするものでございまして、拠出金額の算定に当たりましては、2年前の老人医療費に対し、国が示す計数を乗じて算出をされるものでございます。

めくっていただきまして、4款1項1目介護納付金でございますが、こちらは7,761万8,804円となり、介護納付金として、やはりこちらも群馬県社会保険診療報酬支払基金のほうへ納入をいたしたものでございます。

次に、5款共同事業拠出金でございますが、1億2,493万6,288円でございます。前年度対比5,610万円、81.5%の増でございます。高額療養費共同事業医療費及び事務費並びに保険財政安定化事業費といたしまして、こちらは群馬県の国保連合会のほうへ納入をいたしました。

次のページをお願いいたします。6款1項1目の保健衛生普及費でございますが、626万2,225円の支出でございます。保健福祉啓発事業は、保険証の更新時に同封いたしましたエイズに関するパンフレット2,300枚分の作成経費でございます。

医療費適正化対策事業につきましては、医療費のお知らせ用のはがきの電算処理委託料及び郵送の経費でございます。

人間ドックの受診補助につきましては、1万円を支給いたしまして、53件分となっております。

健康まつり事業につきましては、健康優良家庭ということで、1年間被保険証を使わなかった57世帯に対しまして、健康まつりの際に町のほうから粗品を贈呈させていただいたものでございます。

それと、国保ヘルスアップ事業につきましては、住民健診の結果をもとにいたしまして、メタボリックシンドローム及び生活習慣病予備軍となる希望者、これは21名でございますが、この方に対し、平成20年度より開始される保健指導のモデル事業といたしまして、運動指導や栄養指導を全額国庫補助事業といたしまして専門の保健指導機関に委託した経費でございます。

また、新規事業といたしまして、委託業務で行いました健康相談事業の経費を121万1,196円支出いたしました。事業の内容につきましては、24時間体制での健康に関する電話相談の受け付け事業でございます。回答者につきましては、お医者さん、保健師、ケアマネジャーなど医療、健康分野のプロの方たちでございます。相談件数は500件ほどの実績となっております。相談内容につきましては、健康や治療の相談、育児や家庭看護、またストレスやメンタルヘルスなどの相談が上位を占めておりまして、適切なアドバイスにより効果的な受診方法を進めていただいたものでございます。

次に、259ページ、260ページ、9款1項償還金及び還付加算金でございますが、331万3,500円でございます。年度途中での社会保険等加入者への税の還付金及び国庫支出金の精算返還金でございます。

次のページをお願いいたします。以上、歳出合計が12億3,400万2,850円となりました。

前に戻っていただきまして、235ページになりますが、歳入歳出差し引き残額が6,189万3,189円となりました。

また戻っていただきまして、基金につきましては、263ページ、264ページに記載させていただきまして、前年度中に取り崩しを行っておりますので、年度末残高がございません。

以上、平成19年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、289ページ、290ページになりますが、平成19年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算につきましてご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、老人保健特別会計につきましては自主財源はございません。財源は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金、国、県の負担金と町一般会計からの……済みません。失礼いたしました。

269ページ、270ページをお願いいたします。大変失礼しました。平成19年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、改めてご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、先ほど申し上げましたとおり、老人保健会計につきましては自主財源はございません。すべて交付金、負担金等で賄われております。

1款1項支払基金交付金でございますが、医療費の交付金、審査支払手数料合わせまして4億3,189万6,000円となりました。医療費分といたしましては、医療給付費と医療費支給費のおおむね50%、審査支払手数料につきましては100%交付されるものでございます。

続きまして、2款1項1目の国庫支出金、医療費負担金でございますが、2億7,416万6,077円となりました。現年度分の医療費の負担金と過年度分の精算金が交付をされたものでございます。

続きまして、3款1項1目の県支出金、県負担金でございますが、6,730万5,376円でございます。国と同様、現年度分の医療費負担金と過年度分の精算金が交付をされたものでございます。

4款1項1目一般会計からの繰入金でございますが、7,747万9,000円でございます。町の負担分といたしまして繰り入れをいただいたものでございます。

めくっていただきまして、5款1項1目の繰越金でございますが、2,508万6,970円でございます、これは前年度繰越金でございます。

6款の諸収入、2項1目雑入でございますが、第三者行為納付金、こちらも被保険者の交通事故に関するものでございますが、その求償費といたしまして国保連合会より納付をされたものでございます。

以上合わせますと、歳入の合計額が8億7,599万1,950円となりました。

次のページをお願いいたします。歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費でございます。284万1,367円となりました。主に電算業務委託料等の経費でございます。

続きまして、2款1項1目医療給付費でございますが、国保でいいます医科、歯科、調剤分ござ



います。こちらが8億3,260万3,576円となっております、件数にいたしますと3万1,702件分でございます。

2目の医療費の支給費、こちらは補装具、コルセット、鍼灸の施術等でございますが、1,351万2,906円となりまして、件数で1,833件分でございます。

3目の審査支払手数料でございますが、353万9,818円となりまして、件数にいたしますと3万3,039件分となっております。

次のページをお願いいたします。4款1項1目の償還金でございます。1,933万1,240円となりまして、精算によりまして18年度分の国庫負担金が超過交付されておりましたので、返還をしたものでございます。あわせて、一般会計も繰り出しを行ったものでございます。

以上合わせますと、歳出合計が8億5,477万6,183円でございます、267ページ、268ページをご覧いただきたいと思いますが、歳入歳出差し引き残額が2,121万5,767円となりました。

以上が平成19年度老人保健特別会計の歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、平成19年度介護保険特別会計の決算につきまして説明をさせていただきます。事業の実施状況につきましては、お手元にご提示申し上げました決算の資料のとおり、年度末における65歳以上の第1号被保険者数につきましては2,450人ございまして、総人口の20.37%となっております。前年度と比較しますと、41名ほど一応増加をしております。

また、認定申請件数は新規及び更新等を合わせまして387件、うち要介護、要支援認定者は353名となっております、こちら前年度と比較しますと24人ほど増加をいたしております。

また、サービス受給者につきましては、居宅介護、居宅支援サービス受給者につきましては194名、施設介護サービス受給者につきましては84名でございます、居宅介護、居宅支援サービス受給者が11名増加し、施設サービス受給者は反対に2名ほど減でございます。

それでは、285、286ページをお開きいただきたいと思っております。事項別明細書によりましてご説明をさせていただきます。まず、歳入でございますが、1款1項の介護保険料が、特別徴収、普通徴収、滞納繰り越し分を合わせまして1億1,415万7,800円となりました。不納欠損額につきましては、前年度対比11万2,000円減の6万9,500円でございます。滞納繰り越し分の保険料でございます、死亡者2名分、行方不明者1名分、計3名分の保険料を欠損処理したものでございます。

次に、3款の国庫支出金、1項の国庫負担金でございますが、介護給付費の20%が交付されますが、給付実績報告を待たずに交付されるものですから、256万5,000円超過交付をされておまして、1,730万2,850円となりました。従いまして、この超過分につきましては翌年度精算することになっておりますことから、昨日の補正予算(第1号)によりましてご承認をいただいたものでございます。

次に、2項の国庫補助金、1目の調整交付金でございますが、3,339万6,000円となりました。これは財政力の格差を調整するために交付されるものでございまして、標準介護給付費の5%が基準とな

っておりますが、75歳以上の後期高齢者の加入割合によりまして調整をされるものでもございます。

2目の地域支援事業交付金の介護予防事業分でございますが、195万5,000円となりました。制度改正によりまして新たに創設された事業でございますが、町の健康診査で特定高齢者と認定されました方に対するサービス費用の国庫負担分といたしまして、事業費の25%が交付されたものでございます。

次のページをお願いいたします。3目の地域支援事業交付金の包括的支援事業及び任意事業でございますが、現年度分、過年度分合わせまして332万6,825円となりました。やはり制度改正により創設された事業でございますが、地域包括支援センターの運営費及び一般高齢者施策といたしまして実施してありました在宅福祉事業の一部を介護保険事業といたしまして位置づけし、事業費の40.5%が交付されたものでございます。

5目の介護保険事業費の補助金でございますが、繰越明許分530万円を合わせまして101万8,000円となりました。介護保険法の一部改正に伴いますシステム改修に係る補助金といたしまして交付をされたものでございます。

次に、4款支払基金交付金、1目の介護給付費の交付金でございますが、過年度分の精算交付も含めまして1億7,306万6,416円となりました。40歳以上65歳未満の医療保険加入者の介護納付金でございますが、保険給付費の31%が交付をされたものでございます。

2目の地域支援事業支援交付金でございますが、244万7,000円となりました。標準介護給付費の2.3%が基準となっておりますが、基準額の31%が交付されたものでございます。

次に、5款1項県負担金の介護給付費の負担金でございますが、8,179万1,774円となりました。保険給付費の施設サービス分が17.5%、居宅サービス分が12.5%交付をされたものでございます。

次に、3項の県補助金、1目地域支援事業交付金の介護予防事業分ですが、93万4,170円となりました。事業費の12.5%が交付をされたものでございます。

めくっていただきまして、2目の地域支援事業交付金の包括的支援事業、任意事業分でございますが、138万2,045円となりまして、こちらは事業費の20.25%分が交付をされたものでございます。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金につきましては、基金の預金利子でございます。

7款1項1目の介護給付費繰入金でございますが、6,796万358円となりまして、介護給付費の12.5%の町負担分として繰り入れをいただいたものでございます。

次に、2目地域支援事業繰入金の介護予防事業分でございますが、99万9,000円となりまして、事業費の町負担分といたしまして、こちらは12.5%、同じく繰り入れをいただきました。

3目の地域支援事業繰入金の包括的支援事業、任意事業分につきましては69万円となりまして、こちらは事業費の町負担分といたしまして20.25%の繰り入れをいただいたものでございます。

4目その他一般会計の繰入金でございますが、4,379万4,000円となりました。介護保険係2名分、包括支援センター職員2名分の人件費、事務費等といたしまして繰り入れをいただいたものでございます。

2項の基金繰入金でございますが、介護給付費準備基金積立金を199万7,000円取り崩しをさせていただきまして繰り入れをしたものでございます。

8款1項の繰越金でございますが、5,105万5,239円でございます。前年度の繰越金でございます。

9款3項の雑入でございますが、コムスンより介護給付金の返還金としまして、2名分、37カ月分、450万2,592円の返還を初め、合計で452万3,392円の返還金がございました。

また、3目1節の雑入の1万4,350円につきましては、県より返納を受けたものでございます。

以上合わせますと、歳入合計が6億8,184万5,451円でございます。

次に、歳出でございますが、次のページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費でございますが、2,238万323円となりました。介護保険分2名分の人件費、それから電算業務の委託料、システム改修等の委託料でございます。

また、こちらにつきましても、平成20年度からスタートいたしました後期高齢者医療保険制度に係りますシステム改修費の支出を18年度に一応予定しておりましたが、国の事務がおくれた関係で標準仕様書が提示されませんでしたことから、支出ができませんでしたので、繰越明許いたしました。その経費106万1,000円を支出してございます。

2項の徴収費でございますが、こちらにつきましては220万2,272円となりました。賦課徴収事務に係ります電算業務の委託料、保険料決定通知書等の郵送料等でございます。

次のページをめくっていただきまして、3項の認定調査等費でございますが、621万7,609円となりまして、認定に必要な主治医の意見書及び調査書の作成業務の委託料並びに館林外5町介護認定審査会共同設置負担金等ございまして、主治医の意見書作成手数料につきましては、在宅、施設の新規が152件、在宅、施設の継続分が220件ございまして、介護認定調査の委託料につきましては居宅認定が257件分となっております。また、認定者数につきましては、要支援1が31名、要支援2が34名、要介護1以上が288人となっております。

4項の運営協議会費でございますが、介護保険運営協議会を2回、延べ委員数が17名、また地域密着型サービス運営委員会を1回、こちらにつきましては6名の委員さんでそれぞれ開催をいたしました。延べ23名の公職にありますが除いた委員さんの出席をいただいておりますので、それらの委員さん方の報酬等といたしまして支出をいたしました。

次に、2款の保険給付費でございますが、5億4,820万6,260円ございました。前年度と比較しますと、9%ほど増となっております。

めくっていただきまして、1項介護サービス等諸費でございますが、5億908万9,303円となりまして、こちらは認定審査におきまして要介護1以上の判定を受けた方々が利用したサービスに要した費用の給付ございまして、ホームヘルプサービス等の居宅介護サービス受給者の人数が延べ3,093名、地域密着型介護サービス受給者数が延べ14名、施設介護サービス受給者数が延べ1,021名、福祉用具購入者が17件、次のページをお願いいたします。住宅改修が7件、それからサービス計画書の作成が

延べ1,805件分でございます。

2項の介護予防サービス等諸費でございますが、1,667万8,095円となりました。これは、介護認定で要支援と判定されました方々が利用されたサービスに要した費用の給付でございます。ホームヘルプサービス等の予防サービス受給者数が延べで477名、福祉用具購入が3件、次のページをお願いいたしますが、住宅改修が2件、サービス計画書作成が延べ430件分ございました。

めくっていただきまして、3項その他諸費でございますが、これは保険給付に係るレセプトの審査手数料でございます。延べ6,974件分でございます。

次に、4項の高額介護サービス等の費用でございますが、利用者負担分が非課税世帯で2万4,600円、課税世帯で3万7,200円を超えた場合給付するものでございまして、延べの件数が617件分でございます。

次のページをお願いいたします。5項の特定入所者介護サービス等費でございますが、改正介護保険法の施行に伴いまして、平成17年10月より居住費と食費が原則自己負担となりました。しかし、生活保護受給者と市町村民税世帯の非課税者の方のうち、介護保険3施設利用者に対しまして補足的給付を行うことになりましたことから、これに該当した515名分を抽出したものでございます。

3款1項1目の財政安定化基金の拠出金でございますが、記載の金額を群馬県介護保険財政安定化基金へ繰り出しをいたしました。

4款1項1目の介護予防事業費でございますが、65歳以上の方を対象に、町の基本健康診査の問診票に生活機能評価事項を追加いたしまして、これに基づきまして、要支援、要介護になるおそれのある方、これを特定高齢者と申しますが、この項目に該当する方が267名ほどおりました。このうち、事業型事業の参加者が74名、それから訪問型事業の参加者が2名、計76名おりましたので、これに係る理学療法士への報酬や講師の謝礼、また需用費など、記載の金額を支出させていただいたものでございます。

次に、305ページ、306ページの中段をご覧くださいと思います。2項1目の包括的支援事業、任意事業費でございますが、1,560万1,789円となりました。職員人件費につきましては、包括支援センター職員2名分の人件費でございます。家族介護教室の実施委託料につきましては、町内3法人に委託をいたしまして共同開催いたしました1回分の経費でございます。家族介護慰労金につきましては3件分でございます。

めくっていただきまして、5款の基金積立金でございますが、保険給付費等の補てん財源分といたしまして、記載の金額を準備基金のほうに積み立てをさせていただきました。

6款の諸支出金、1目の還付加算金でございますが、1号被保険者の特別徴収分に過誤納がありましたので、1万700円を還付いたしましたものでございます。

次の2目の償還金でございますが、平成18年度分の介護給付費負担金が超過交付されておりましたので、国庫等へ精算返還をしたものでございます。

2項1目の繰出金でございますが、一般会計の繰出金の事務費分を1,117万5,982円戻し入れをいたしました。

以上、歳出合計が6億5,524万4,883円となりまして、283ページに戻っていただきたいと思いますが、歳入歳出差し引き残額が2,660万568円となりました。

また、基金につきましては、こちらに戻っていただきますが、311ページ、312ページ記載のとおり、年度末現在高が4,059万1,000円となっております。

以上で介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（坂本金光君） 次に、平成19年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、環境保健課長、椎名信也君の説明を求めます。

環境保健課長、椎名信也君。

[ 環境保健課長（椎名信也君）登壇 ]

○環境保健課長（椎名信也君） それでは、環境保健課所管の平成19年度下水道事業特別会計決算につきましてご説明申し上げます。

決算書317ページ、318ページをお開き願います。事項別明細書でございます。最初に、歳入から申し上げます。1款分担金及び負担金ですが、収入済額660万円で、受益者負担金94件分の収入でございます。これは、都市計画法の規定によりまして、公共下水道事業費用に充てるため、受益者に係る負担金でございます。

2款使用料及び手数料、収入済額1,398万7,827円でございます。1項使用料につきましては、下水道使用料1,392万827円、そして2項手数料6万7,000円では、指定工事店証交付手数料及び排水設備工事検査手数料27件分となっております。

3款国庫支出金2,560万円につきましては、公共下水道整備事業国庫補助金で、事業費の2分の1の補助率でございます。

次の319、320ページをお開きください。5款繰入金ですが、一般会計からの繰入金1億3,039万8,000円の収入でございます。

6款繰越金で890万4,829円につきましては、前年度の繰越金ということでございます。

7款諸収入の雑入は、日本下水道協会群馬県支部からの排水設備工事責任技術者試験事務費の受託金でございます。

8款町債3,670万円は、下水道事業債として、公共下水道整備事業債補助分及び単独分、そして流域下水道事業債補助分、それぞれ借り入れたものでございます。

以上、歳入合計は2億2,222万4,056円であります。

続きまして、次の321、322ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,943万8,562円につきましては、職員人件費が主な支出ですが、そのほか一般

経費といたしまして、受益者負担一括納付報奨金34件分、25万5,000円、電算関係の経費、そして日本下水道協会等への負担金、下にいきまして、浄化槽廃止補助金8基分、20万円の支出でございます。

最下段にあります2款事業費でございます。1億301万1,665円を支出いたしました。

次のページをお開きください。1項公共下水道費、1目管渠整備費ですが、6,848万6,665円の支出であります。補助、単独合わせまして240.55メートル、管渠の整備と管渠実施設計委託料を支出しております。工事の実施状況につきましては、決算資料に記載がございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

2目管渠管理費では、下水道台帳の整備を実施しております。

次に、2項流域下水道費ですが、3,341万9,000円の支出であります。利根川左岸流域下水道西邑楽処理区の負担金となっております。

次の325、326ページをお開きください。3款公債費につきましては、長期債の元金及び利子の償還金といたしまして8,374万8,491円の支出でございました。

4款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計2億619万8,718円となります。

歳入から歳出を差し引いた実質収支につきましては1,602万5,338円となりまして、翌年度へ繰り越しをするものでございます。

327、328ページの下段に記載のあります基金の群馬県下水道公社出捐金につきましては、公社の解散によりまして、平成20年度補正予算(第1号)におきまして雑入として計上させていただきました。

以上、簡単ではございますが、平成19年度千代田町下水道事業特別会計決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(坂本金光君) 次に、平成19年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算について、建設水道課長の川島賢君の説明を求めます。

建設水道課長、川島賢君。

[建設水道課長(川島 賢君)登壇]

○建設水道課長(川島 賢君) 平成19年度水道事業会計決算につきまして詳細説明を申し上げます。

決算書の342ページをお開き願いたいと思っております。収益費用明細書でございます。損益計算書の内訳説明書として作成されますがこの収益費用明細書であります。なお、計数は損益計算書と同様にいわゆる税抜き経理によるものであります。年度中の経営成績をあらわす損益計算書には、勘定科目の目の金額までしか表示されておられません。よって、その詳細については知ることができないため、節の収益、費用の明細を表示して、年度中の経営成績を詳しく知るための書類としてこの収益費用明細書を作成するものであります。

それでは、まず収益の部についてご説明申し上げます。第1款事業収益の総額につきましては、2億5,359万8,199円でございます。その内訳は第1項営業収益と第2項営業外収益であります。主な

収益は1目給水収益の水道使用料及び3目その他の営業収益の加入金並びに消火栓維持管理等負担金等であります。

ページをめくっていただきたいと思います。費用の部であります、第1款事業費用の総額につきましては2億3,645万5,671円でございます。その内訳は第1項営業費用と第2項営業外費用がありますが、まず営業費用についてご説明いたします。1目原水及び給配水費は、総額で9,115万860円でございます。主な支出は、電気保安業務及び浄水場管理等委託料、漏水修理及び水源施設修繕料、滅菌用次亜塩素代、水道施設電気料、県営水道受水費等であります。

3目総係費は、総額で3,208万5,649円でございます。主な支出は、職員3名分の人件費及び水道検針員4名分の賃金、公用車関係経費、電話代、印刷代、会計システム関係経費、口座振替手数料、保険料等であります。

4目減価償却費は、8,218万2,411円でございます。これは、浄水場施設の建物や構築物等有形固定資産の償却費であります。

5目資産減耗費は、255万504円でございます。これは、配水管の布設がえ等によります固定資産の除却でございます。

6目その他の営業費用は、14万3,750円でございます。

2項営業外費用は2,834万2,497円、企業債の償還利子でございます。

以上、事業収益の総額から事業費用の総額を差し引きしますと、1,714万2,528円の純利益を計上することができました。その原因の一つに人件費の削減がありまして、都市整備課と水道課を統合しまして建設水道課とし、課長職の人件費を削減したことが利益に大きく貢献しております。

なお、ただいま説明しました収益費用の概要につきましては、先ほど申し上げましたとおり、333ページに損益計算書という形で掲載してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

続きまして、345ページをお開き願いたいと思います。資本的収支明細書でございます。まず、資本的収入につきましては、1項1目企業債3,000万円の借入れを行いました。

2項1目工事負担金は73万5,000円でありまして、消火栓設置工事負担金であります。

資本的支出につきましては、総額で9,805万8,602円でございます。1項建設改良費は4,849万1,450円でありまして、内容としましては、老朽管布設がえ工事、工事に伴う設計委託料、第4浄水場設備工事代、第4水源用地代が主な支出でございます。

2項企業債償還金は、4,956万7,152円の支出でございます。

なお、資本的収入から資本的支出を差し引いた不足額につきましては、本年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金により補てんを行い、収支の均衡を図ったものでございます。

このほか、334ページには剰余金計算書、335ページには欠損金処理計算書、336ページと337ページには貸借対照表、338ページから341ページにかけては事業報告書を掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

簡単ではございますが、以上で水道事業会計の決算につきましての詳細説明とさせていただきます。  
どうぞよろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 以上で各特別会計歳入歳出決算についての各課長の説明をすべて終わります。

---

○次会日程の報告

○議長（坂本金光君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから18日まで休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） ご異議なしと認めます。

よって、18日まで休会といたします。

なお、16日火曜日は総務文教常任委員会、17日水曜日は福祉環境常任委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時より開催いたします。よろしくようお願いいたします。

また、本日はこの後、全員協議会を全員協議会室において10時15分から開催いたしたいので、お集まりください。

---

○散会の宣告

○議長（坂本金光君） 本日は以上をもって散会いたします。

散 会 （午前 9時56分）



## 平成20年第3回千代田町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成20年9月19日(金)午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成19年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定  
認定第 2号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 3号 平成19年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 4号 平成19年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 5号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
認定第 6号 平成19年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定

### 日程第 2 一般質問

#### (その2)

- 日程第 3 発議第 7号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 委員長報告 平成20年 請願第1号  
利根川新橋の建設及び幹線道路網の整備促進に係わる請願書
- 日程第 5 委員長報告 平成20年 請願第2号  
義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求  
める意見書の採択に関する請願書
- 日程第 6 委員長報告 平成20年 請願第3号  
生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択についての請願
- 日程第 7 議員派遣の件
- 日程第 8 閉会中の継続調査の申し出

#### (その3)

- 日程第 9 発議第 8号 利根川新橋の建設及び幹線道路網の整備促進を求める意見書の提出につ  
いて
- 日程第10 発議第 9号 義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求  
める意見書の提出について
- 日程第11 発議第10号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 襟川仁志君 | 2番  | 高橋純一君 |
| 3番  | 金子孝之君 | 4番  | 川田延明君 |
| 5番  | 福田正司君 | 6番  | 小林正明君 |
| 7番  | 柿沼英己君 | 8番  | 富岡芳男君 |
| 9番  | 細田芳雄君 | 10番 | 黒澤兵司君 |
| 11番 | 青木國生君 | 12番 | 坂本金光君 |

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 町長                     | 大谷直之君  |
| 教育長                    | 松沢義文君  |
| 総務課長                   | 吉永勉君   |
| 企画財政課長                 | 田島重廣君  |
| 税務課長                   | 加藤忠夫君  |
| 住民福祉課長                 | 荒井和男君  |
| 環境保健課長                 | 椎名信也君  |
| 経済課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 野村耕一郎君 |
| 建設水道課長                 | 川島賢君   |
| 会計管理者<br>兼会計課長         | 塩田稔君   |
| 教育委員会<br>事務局長          | 高橋充幸君  |
| 農業委員会<br>会長            | 栗原啓君   |
| 監査委員                   | 白石正躬君  |

○職務のため出席した者の職氏名

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 坂本道夫  |
| 書記   | 関口富佐子 |
| 書記   | 宗川正樹  |

開 議 （午前 9時00分）

○開議の宣告

○議長（坂本金光君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第3回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（坂本金光君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

陳情について、お手元に配付のとおり、「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の提出を求める陳情書1件が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1に上げられています認定第1号から認定第6号までの案件について1件ずつ処理いたします。

まず、認定第1号 平成19年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、黒澤兵司君。

[ 10番（黒澤兵司君）登壇 ]

○10番（黒澤兵司君） それでは、平成19年度決算について伺いたいと思います。

最初、総務課、財政における指標と財政健全化法の指標を具体的に数字で示してくださいということです。それから2番目に、常備消防について伺いたいと思います。それから、バランスシートについても伺います。それから、職員親睦会公費助成について、こういうことについてお伺いしたいと思います。

まず、今年の3月に町長、議員の改選が行われました。議員の定数が16人より12人となり、4名の定員削減となりました。今回の決算は、前任執行者の総集編と認識するところでもあります。職員の皆様には、国や県の方針や政策による町事業等に対応することや住民に対する住民福祉サービス、大変ご努力いただき、敬意をあらわすところであります。

そこで、平成19年度決算書、それから資料等に基づいて伺います。歳入総額39億46万6,000円、それから歳出総額37億2,472万3,000円、実質収支額1億7,574万3,000円、内容ですが、公債費、借金の返済、これが3億3,288万7,000円、このうち元金が2億8,500万強、利子が4,800万弱ですが、こうい

うことを踏まえて、きのう県内自治体の実質公債費比率が公表されました。上毛新聞等で掲載されていたかと思います。館林邑楽1市5町のランクでは、これは公債費比率ですから、いい順番でいきますと、大泉町が6.5%、明和町が6.6%、邑楽町が7.1%、館林市が7.2%、我が千代田町が9.1%、板倉町が非常に悪い結果で13.8%というふうになっておりました。

また、地方公共団体財政健全化法、平成20年4月1日から財政指標の公表の規定が施行となり、平成19年度決算から適用されることになりました。今回の4指標のねらいは、自治体がかかわる一切の事業の赤字や借金を把握できるようにすることにあると、こういうふうになっています。例えば連結実質赤字比率では、一般会計に水道や病院、ここは地下鉄は通っていないですが、そういった公共事業会計を含めた赤字の割合を公表しなければならないとしています。市町村では30%以上、都道府県では15%以上の赤字比率で財政再建団体となる。ただし、隠していた赤字が一挙に表面化するおそれがあると、こういうことで再生団体が続出するのではないかと、これを防ぐために、最初の3年間は5%から15%の基準を緩和する。また、観光などの第三セクター会社や土地開発公社などを含めた借金の割合を示す将来負担率は350%、都道府県や政令指定都市においては400%で早期健全化団体になると。

そこで、1期議員も知りたい方がいるかと思います。そこで、私も勉強したく、財政健全化法の指標と財政に関する指標の算出方法を決算の数字で具体的に示していただければと、こういうふうに思います。

続きまして、消防費及び常備消防について伺いたいと思います。私、きのうちょっと気がついたので、常備消防の費用概要というところで災害対策費292万7,000円というふうになっていますけれども、これは数字の間違いではないかなというふうに見たのですが、このトータルが2億986万2,000円、決算書のほうで見ますと2億3,087万、こういう数字が出ているのですけれども、この数字はどこから出てきたのか。私が気がつくのが遅くて申しわけなかったのですけれども、その辺ひとつ重ねて伺いと思います。

それから、事業概要なのですが、緊急出動回数、18年が385件、19年が418件、33件のプラスになっていると、非常に大変な常備消防ではないかということが推測されるわけです。消防費では災害対策費が非常に増加しているのですが、19年度でハザードマップ、こういうものを作成し、また無線整備だとか、こういう工事に対する負担金かと思われませんが、これはそのとおりでいいのか。

それから、先ほど常備消防で救急出動の件で増えたということで、これは1日1.15件、そういう出動回数になっています。それに関連しまして、千代田分署の移転の話をこの間伺ったわけでありまして。議会全員協議会で、分署の件で、敷地の規模が大体町当局の案では3,700平米強で進めていると、質問者もいろいろの方が質問したわけです。町当局として、分署移転問題の取り組みについていろいろ話し合った、こういうふうに思います。計画案や検討内容を伺いたいと思います。例にしますと、非常備消防訓練はどのぐらい年間行っているのか。また、こういうものに関しまして、常備消防の緊急

事態の待機者と言ったらおかしいですか、訓練に要する署員の出番、話に聞きますと非番の署員がカバーしていると、こういうふうな現状であるということでございます。ですから、新しく計画するに当たって、この辺の考え方を聞きたいと思います。

それから、ふれあいタウンちよだの未造成地、これがまだ8ヘクタールぐらいあるかと思います。こういう問題で、土地開発公社の債務負担、こういうのを考えた場合はこういうふうな、西邑楽土地開発公社の土地を使うことも考えていなかったか。できれば我々も、そういうふうな売れない土地があるのであれば、それをぜひ使っていただくように思っているわけですが、その辺について伺いたいと思います。

それから、バランスシートについてでございますが、正味財産が毎年2億円ぐらいずつ減っているということで、ちょっと内容について伺いたいと思います。特に減っているのは総務課関係であります。わからないのが、10番目のその他というので、これはどのような資産なのか。これは変動がないのですが、1億7,309万ぐらい、どういう資産なのか教えていただきたいと思います。

それから、投資的というのですか、こういうものは増えている、それから流動資産に関してもそんなに差はないということで、未収金に対しては地方税が減ると、その他の項目で増えていると、こういうふうな現状なので、ひとつ教えていただければかと思います。

それから、職員親睦会の公費助成について、こういうことでちょっと伺いたいなと思います。1月だったかな、報道紙で公務員の互助会の公費助成が行われているということを私初めて知ったわけです。そのものの問題が発生したのが大阪府の職員厚遇問題、こういうふうなことをきっかけに、公務員の二重給与ではないかと、こういうふうな話で進んだのだと思います。我が町で互助会等への公費負担、これも新聞に出ていたのですが、70万円、公費1人当たり4,667円というふうになっています。公費の目的、効果、厚生事業の公表、今後についての見直し等はあるのか、この辺についてお答えをいただきたいと思います。

1回目を終わります。

○議長（坂本金光君） 企画財政課長、田島重廣君。

○企画財政課長（田島重廣君） それでは、ただいまの黒澤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の財政健全化法に基づく健全化比率等のことについての詳細ということでございましたので、この健全化法の指標につきましては、既に初日の報告の中でお話を申し上げましたけれども、さわりを申し上げたのみでございましたので、今回式等というようなお話がございましたので、国の定める方式に基づきました考え方の中で試算したものだということで若干説明申し上げます。

先ほど、4つの指標がございます。その4ついずれかを超えた場合には健全化法の策定をしなくてはならないというようなことでもございましたので、千代田町につきましてはその指数を超えることがなく、問題なかったわけでございますけれども、まず実質赤字比率につきましてはマイナスの6.04%という数字が出ます。これについては、国の定める千代田町の標準財政規模が29億806万円ござい

ますので、一般会計の収支、黒字といえますが、1億7,574万3,000円ほどありますので、それを標準財政規模で割ったものでございます。

それと、連結実質赤字比率でございますけれども、これについては各方面の特別会計を含めますので、国保、老保、介護、下水道、水道事業の黒字の部分をやっぱり標準財政規模で割ったものでございます。やはりそれもマイナスの18.69%ということで、国の定める基準を下回っておりますので、ございませんでした。

それと、先ほどご説明をいただきました、この間新聞等で報道になりました千代田町の9.1%の実質公債費比率でございますけれども、これにつきましては、一般会計の元利償還金、下水道特別会計の元利償還金、一部事務組合の償還金負担金、これは厚生病院、消防、太田とあるわけでございますから、それと利根中央用水事業の償還金負担金がございます。それを先ほど申し上げました標準財政規模から元利償還金に係る基準財政需要額と算入額を引きましたもので割ったものでございまして、なお、利根中央につきましては、平成4年から13年度の間水資源開発公団が事業主体となり、邑楽用水のコンクリート等の改修を行ったわけでございますが、その受益者負担金の部分でございます。

それと4つ目ですけれども、将来負担比率でございますけれども、これは一般会計の借金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高について指標化したものでございます。算式でいいますと、将来負担が見込まれる一般会計の起債残高、債務負担行為の支出予定額、一部事務組合起債償還負担見込額、上下水道の起債償還繰り入れ見込額、職員退職手当見込額、第三セクター補償見込額から、充当可能財源といひまして、基金残高、都市計画で償還金に係る基準財政需要額を引いたものでございまして、最終的にはマイナスの4.9%となっております、ここについては350%までということになっていましたので、千代田町については問題なかったということでございます。以上、財政健全化に対する指標の説明でございますので、よろしく願いいたします。

それと、あくまでも、現実の決算書をお手元に配付してございますけれども、総務省が行います決算統計調査に基づきましての指標等で換算してバランスシートもできています。また、財政健全化法もできておりますので、一部、町の決算の内容と、歳入歳出は同額でございますけれども、若干の違いが出る可能性もございます。

それと、バランスシートのお話でございますけれども、バランスシートにつきましては、正味財産が2億円ずつ減っていくというようなお話でございました。各項目ごとに試算をしましたけれども、資産の部で約4億4,500万減りました。当然、右と左同じでございますので、それに合わせる財産が減っていくわけでございますので、減価償却をされていくということで資産も減ってきます。主な原因といたしましては、全体として有形資産増につながる普通事業、要するに投資をしないと、投資をしないから資産が伸びないということでございまして、投資をすれば当然有形資産が増えるわけでございますけれども、減価償却をしていくだけであって、資産価値が落ちていくだけで、資産価値が減っていくという、減価償却だけで新たに追加するものもございませんので、2億円ずつ減っていくと、

正味財産が減っていくというようなお話をされましたけれども、主にそういうものでございます。

以上、雑駁でございますけれども、説明にかえさせていただきます。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） 議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、災害費の関係でございますが、決算資料のほうが間違っておりましたので、後ほど差しかえをさせていただきますと思います。292万7,000円となっておりますが、2,393万6,000円でございますので、決算資料の6ページにつきましては後ほど差しかえをさせていただきますと思います。

それから、千代田分署の関係でございますが、現在、訓練につきましては、ポンプ操法の訓練につきましては役場の駐車場を使っておりまして、職員がその訓練の指導を行っておるわけでございます。今度計画しておりますのは、来年度建設でございますが、萱野地内に一応土地の所有者の内諾を得ましたので、現在税の関係等々準備をしているところでございます。町内で何力所か予定地を挙げまして、最初に挙げたのが町民プラザの前の通りの端ということで検討したのですが、ほとんどの土地が青地でございます、そこをこれから除外をすとなりますと、1年ぐらい除外で要してしまいますので、一部白地が西のほうにあるのですが、そこにつきましては都市計画道路の計画線が入ってございまして、そこへ公共的な建物をつくるわけにまいりませんでしたので、そこは断念をいたしました。また、木崎の前、今倉庫で開発された部分があるのですが、その東側あたりもどうかなというふうに考えたのですが、やはりそこも青地でございます、それも断念をいたしました。次に、現在内諾を得ております萱野の、ちょうど木崎のエリカワコンクリ、エコムさんの南のほうになるのですが、人家づきで3,700平米、こちらにつきまして交渉しましたところ、役場のことであれば協力をしたいということで内諾を得たわけでございます。

その用地について、議員さん、公社の土地をとということでございますが、最終的には公社の土地が温水プールの道路の西側、あそこに駐車場とテニスコートがあるのですが、どうしても土地が買えない場合はそちらのほうでということもあったのですが、何とか内諾をいただきましたので、萱野のほうで今後進めていきたい、このように考えております。3,700ですので、訓練等はその場所のできるようになろうかと思えます。役場の駐車場まで来て練習をしなくても、そちらでできるようになりますので、今までよりは職員の負担が軽くなるかなというふうには考えております。

それと、職員親睦会の助成の関係でございますが、こちらにつきましては、今年の1月23日の上毛新聞のほうに掲載されたのを見ていただいたのかなというふうに思いますが、ここに千代田町70万、会員1人当たりの公費支出額4,667円、公費負担率46.4%というふうに書かれておるのですが、これはちょっと報告した数字が間違っていて、会費個人負担、個人の会費プラス公費割る、それを足したもので公費を割ってパーセントが出ているのですが、実際、個人の掛金が117万2,150円、それプラス70万、割り返しますと37.4%、これが公費負担の率でございます。これは職員の福利厚生費でございます、平成16年には160万ぐらい出ておったのですが、年々減少しまして、17年が100万円、18年

が80万、19年が70万、今年度、20年度につきましては65万円というふうになってございます。会社等でも福利厚生費というのはかなり見られておまして、本来ですと全廃をしまえばよろしいのかなと思いますが、近隣を見ましても、うちと同規模の明和さんあたりでは222万円ほど出てございますので、この辺はご理解をいただければと、かように感じております。

以上でございます。

○議長（坂本金光君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） 今説明をいただきました。その中で再度確認したいのですが、連結赤字、実質赤字、マイナス18.69%、こういうふうなお話もいただきました。

そこで、これにかかわる数字、例えば町の借金、これは資料にあるけれども、この数字、それから債務負担行為だとか、それから一部事務組合、こういう項目に、町の借金が幾らあって、それから公共下水道の借金、それから西邑楽土地開発公社、債務負担行為、それから一部事務組合関連、厚生病院とかいろいろあるかと思えますけれども、そういった金額がわかったら教えていただきたいのですが。

以上について再度質問いたします。

○議長（坂本金光君） 企画財政課長、田島重廣君。

○企画財政課長（田島重廣君） 黒澤議員さんのご質問でございますけれども、先ほど申し上げました数値の細かいものがわかればというお話でございますけれども、決算書の中を積み上げて出せる数字を読み上げればいいのですけれども、ただ、その数値というか、整理をしているものがここにございませんので、後ほど、もしご了解いただければすくい上げたいと思えますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（坂本金光君） 環境保健課長、椎名信也君。

○環境保健課長（椎名信也君） 黒澤議員の質問にお答えいたします。

下水道関係の起債残高というふうなお話でございました。平成19年度末で起債残高でございますが、13億2,707万5,819円ほどございます。償還期日につきましては、30年後を予定しております。平成19年度におきましても8,374万8,491円ほど返済しておりますので、徐々に少なくなっていくのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（坂本金光君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） お答えいただいていない部分もあろうかと思えますけれども、実質的には50億強ぐらいの起債があるのではなからうかと、こういうふうに私自身も頭の中にあるわけですが、ぜひ、後でも結構ですから、それぞれの担当部署で報告をいただきたい、こういうことで1問目の質問を終わりたいと思えます。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑はありませんか。



10番、黒澤兵司君。

[ 10番（黒澤兵司君）登壇 ]

○10番（黒澤兵司君） 続きまして質問したいと思います。

これは企画財政課にお願いしたいと思うのですが、広報紙についてということで質問をさせていただきます。千代田町広報紙や議会だより、広域で幅広く読まれている、こういうことは非常に結構だと私たちも思うところがございます。現在、町の各部署においてもいろいろ、コピー用紙だとか、一度使ったのを再コピーして使っているのが現状です。非常に町執行部は財政の面で軽減するよう努力されている、ということで非常に私も感銘しているところがございます。

そういうところで、町の人口は1万1,000、いろいろな統計上のあると思いますけれども、世帯数が3,700強、こういうふうな中で、「広報ちよだ」、印刷枚数が4,200枚ぐらいのが資料に多分載っているかと、こういうふうに思います。こういうところで、世帯主、それから発行部数、こういうものを勘案していきますと、今朝ほど「広報ちよだ」の配布内容ということでここにいただいています。お金を払っている町内世帯、企業、こういうものには私は、無償配布というのですか、これも結構だと思います。しかし、税金をいただいていないところがあるわけです。行政区外配布というので700枚、毎月直しますと12カ月、ものすごい枚数になるかと、こういうふうに思うわけです。行政関係はこれは問題ないと私も思うわけですが、こういうことで、いろんな面でお金が大分使われている、これは必要なことであろうかと思いますが、大事なことはもう少し内容を把握して検討する余地があるのではないかと、こういうふうに思いますので、これについて伺いたい。内容は、行政区外配布物735枚、この内容と、それから1年間にわたる枚数、一部幾らぐらいでなっているのか。主な大きな配布先で結構ですからお伺いしたい、こういうふうに思います。

それと、ここにせっかくあるのもう一点、教育委員会の緑地管理についてお聞かせいただきたい。よろしいですか。教育委員会の関係の緑地管理、何百万だとか言っていますので、できれば、ここで答えもらわなくても結構なのですけれども、書類、落札業者、請負業者、それと金額とどのぐらいであるのか。教育委員会では、東部運動公園サッカー場500万、それから運動公園が300万、町民プラザ百何万と、こういうふうになっているもので、お答えできるものがあればお答えをいただきたい。

この2つ、企画財政課、教育委員会についての質問といたします。よろしく願います。

○議長（坂本金光君） 企画財政課長、田島重廣君。

○企画財政課長（田島重廣君） 黒澤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

先ほど広報の配布枚数での関係でご質問ございまして、枚数についてということでございますけれども、千代田町の配布総部数が約4,247部でございます。世帯数が3,512、先ほど行政区外に735部ほど配っている内訳についてということでございましたが、過日の総務文教常任委員会で、この枚数につきましては、委員長から議長に対しまして報告していただきたいということで資料提供の話が出まして、議長から申し入れがございましたので、うちのほうから渡してございます。町外の官公庁に約

95部、これは町内外ですけれども、個人で20部、それと町内の官公庁に376部、それと町外の企業、1部ずつ22社に22部、更に町外の企業2部、上毛新聞と日本たばこ産業群馬営業所、それと町外の企業30部、厚生病院、町外の企業100部、三洋電機(株)の総務部、そういう形のもので行政区外に出したのが735部でございます。

この経緯につきまして確認をしてみますと、町外ではあるけれども、町の町民が勤めていたり、その会社から寄附とか援助とか、何かそういうものがあつた経緯がありまして、広報につきましては平成元年、前もあつたようでございますけれども、元年から現在の19年までにおかれましてはそういう形で配布をしてございます。

以上です。

○議長(坂本金光君) 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長(高橋充幸君) 黒澤議員さんのご質問にお答えいたします。

緑地管理ということですが、今手元にある資料の範囲で、わかる範囲でお答えしたいと思います。東部運動公園につきましては君島造園、それからサッカー場につきましては丸桑造園で請け負っております。

以上です。

○議長(坂本金光君) 10番、黒澤兵司君。

○10番(黒澤兵司君) 今課長のほうからお答えをいただいたのですが、今の部数に関しては、これは月の部数だろうかと思ひます。年間の部数、それと一部幾らぐらいなのか。

また、先ほどのお答えの中で、町内でそこに勤めているから、勤めている人は毎戸配付だから、別に意味合いもないのではないかと。何か援助してくれるから、その団体へまたどうのこうの、伺いましたけれども、それでは援助団体、基金か何かあるのかどうか、その辺について伺ひます。

○議長(坂本金光君) 企画財政課長、田島重廣君。

○企画財政課長(田島重廣君) 黒澤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

先ほどは申しわけありませんでした。広報につきましては、30ページから18ページというような、若干増減をするページがございますけれども、平均しますと一部約70円ぐらいになると思ひます。

先ほど援助とかというお話をしましたけれども、ちょっと援助の訂正を願ひたいと思ひます。寄贈とか、何か物で寄贈されたりすることもございましたし、それは組合が寄贈したのかどうかわかりませんが、いずれにしても、735部の町外につきましては、官公庁につきましては、町の議会等が視察に行ったところから広報等が来ますので、それについてまた送っている部分がありますので、それが約49カ所ほどございます。そのような形で、先ほどの枚数につきましては、これを12を掛けていただければという話になりますので、かなりの枚数になるかと思ひます。いずれにしても、そういうものにつきましては従来から行っているものでございますが、今後、見直すところは見直しまして、発行の部数についても調整をしていきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

す。

○議長（坂本金光君） 10番、黒澤兵司君。

○10番（黒澤兵司君） お答え、ややわかりました。

読むなということではなくて、私は言っていることであります。町のほうも、先ほども言ったように、一度使った紙に、再利用していると、こういうことで、いろいろ財政危機ということですか、経費について考えているわけでございます。ですから、読むなとは言わないのですけれども、ぜひ、こういう立派な紙面をつくってあるのでありますから、できればお買い上げいただければと、こういうのが私の希望でございます。無償で100枚というと1,200枚、まだこのほか議会だよりとかいろいろなものがありまして、莫大な金額になるのではないかと、こういうことが懸念されるわけでございます。ですから、いろんな事業所、会社、そういうものがありましたら、ある程度の制限で、もう少し数を減らしていただければありがたいと、こういうことをお願いして、私の質問とさせていただきます。終わります。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑はありませんか。

7番、柿沼英己君。

[ 7番（柿沼英己君）登壇 ]

○7番（柿沼英己君） 平成19年度千代田町歳入歳出決算について質問いたします。

まず最初に、102ページ、保育園管理運営事業であります。子育て支援の充実によりまして保育園児が年々増加している中で、決算資料によりますと入園の児童数が230名ということになっておりますけれども、確認なのですが、定員等どうなっているか確認のため質問いたします。

それから、114ページ、健康教育事業ということで、生活習慣予防の、これが法律で決まったと思うのですが、再度確認いたしますが、法律等、再度確認し、質問いたします。

それから、146ページ、都市計画道路でございますが、4,000万ほどで、これはまちづくり交付金ということで、舞木のところにできていると思うのですけれども、これがまだ使用になっていませんが、今後どのような形で使用が開始できるのかお伺いいたします。

それから、146ページ、同じくですが、サイクリングロードネットワークということで、土手の出入り口のことだと思うのですけれども、サイクリングが可能になったということで、この利用状況をお知らせいただければと思います。

以上です。

○議長（坂本金光君） 住民福祉課長、荒井和男君。

○住民福祉課長（荒井和男君） 柿沼議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

東西保育園のそれぞれの定数の関係でございますが、東保育園につきましては定員は60名でございます。西保育園につきましては、定員が150名という形となっております。

以上でございます。

○議長（坂本金光君） 環境保健課長、椎名信也君。

○環境保健課長（椎名信也君） 健康教育事業の関係でございます。

この関係につきましては、国あるいは県の補助事業となっておりますが、個別健康教育といたしまして高脂血症あるいは生活習慣病の予防判定をやっております。それから、一般住民を対象といたしまして1万歩の会、いろんなコースを歩いていただきまして健康の改善を図っていくというようなことでございます。それから、骨粗鬆症予防教室、また若年者の口腔ケア、糖尿病予防教室と、そのような事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（坂本金光君） 建設水道課長、川島賢君。

○建設水道課長（川島 賢君） まず、都市計画道路についてのご質問でございます。

平成19年度では、都市計画道路の路盤工、歩道等の工事を行っております。平成20年度におきまして、表層舗装工事を実施する予定でございます。

いつごろ通れるようになるかということでございますけれども、現在、市街化区域の西側からずっと西のほうへ向かいまして、舞木の石田食堂の北まで整備がしてございます。当然、市街化区域、区画整理の中を通しまして県道まで抜けるということが都市計画道路として大前提でございますので、そういう県道までの通行が可能になった時点で都市計画道路を開通していくということになります。

もう一点、サイクリングロードネットワークについてでございます。平成19年度におきまして、舞木及び上中森において堤防への坂路が完成いたしました。平成20年度からは、サイクリングロードとして利用できる状態にはなっております。ただ、現在のところ、利用状況までは把握してございません。今後、サイクリングロードのPRをするために現在パンフレットを作成中でございます。より多くの方に利用していただけるよう、町としても一生懸命取り組んでいきますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（坂本金光君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 保育園の園児数と定員をお聞きしましたけれども、1割ぐらい定員オーバーは許されているといたしますけれども、今後、東部住宅団地あるいは舞木の区画整理事業で児童数が増えることが予想されますが、待機児童をつくらないということが大事だと思います。そういった意味で、今後の計画があるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、健康事業ということで、補助事業であるからやるというようなお話ですが、これは町としても率先してやる姿勢があると思っておりますけれども、この点についても確認しておきたいと思っております。

それから、取り付け道路がまだはっきりしないので、使用のめどが立たないということですが、そうであれば工事をするのが早かったのではないかなというような気がいたしますが、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、サイクリングネットワークについては、課長の言われるように、広報をしっかりとしてい

ただいて、また小学生等、体験事業なんかでもいいと思いますけれども、そういった形で使われればいいと思います。また再度お聞きしたいと思います。

○議長（坂本金光君） 住民福祉課長、荒井和男君。

○住民福祉課長（荒井和男君） 柿沼議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

保育園の定員でございますが、県のほうの指導で、それぞれの園とも定員の2割までは一応保育可能という形でなっております。今現在、西保育園につきましてはほとんどいっぱいかなと思うのですが、東保育園につきましてはまだちょっと部屋のほうに若干あきがございますので、最大で100人ぐらいまで持っていけるかなという形に考えておりますので、定員増をする場合に当たりましては、県の担当部署のほうと協議をいたしまして定員増を図っていききたいというふうに思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 環境保健課長、椎名信也君。

○環境保健課長（椎名信也君） 健康教育事業でございますが、国庫あるいは県費補助事業ということをお話ししたわけでございますが、県費、国庫補助事業問わず、町といたしましては、町民の健康の増進を図ることが最大の目的でございます。今後も、国庫、県費補助事業問わず、増進を図っていくということで実施していききたいと、そのように考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 建設水道課長、川島賢君。

○建設水道課長（川島 賢君） お答えいたします。

都市計画道路を整備するに当たりまして、当然住宅密集地から工事を行うというのは非常に大変なことであります。まず、住宅地が少ない部分において工事を行いまして、最終的に住宅密集地の中を整備していくと、そして全体が整備した時点で開通をしていくということが前提でございます。

それから、サイクリングロードについてでございますけれども、先ほど申しましたように、パンフレット等によってPR、あるいは町のホームページ等によって今後PRを図っていききたいと思っておりますけれども、なかなか、サイクリングロードを利用する場合、自宅等から自転車を乗り出すということももちろん可能でありますけれども、町外等から見える方にとっては、車に自転車をつけてくるということも大変でございます。できれば無料の貸し出し自転車とでもいうのでしょうか、そういうことについても今後検討していききたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成19年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

---

○認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 次に、認定第2号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成19年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、認定第2号は原案どおり認定することに決定いたしました。

---

○認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 次に、認定第3号 平成19年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 平成19年度千代田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定することに決定いたしました。

---

○認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 次に、認定第4号 平成19年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 平成19年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、認定第4号は原案どおり認定することに決定いたしました。

---

○認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 次に、認定第5号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柿沼英己君。

[ 7番（柿沼英己君）登壇 ]

○7番（柿沼英己君） 平成19年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算について質問いたします。

下水道事業といいますと、大変お金のかかる事業でございますが、それが一因で都市計画税を徴収する原因ともなったわけでございますが、これについて、19年度の事業としてあるわけですけれども、

今後コスト的に安くできる方法とか考えているのか。その1点なのですが、よろしくをお願いします。

○議長（坂本金光君） 環境保健課長、椎名信也君。

○環境保健課長（椎名信也君） 柿沼議員さんの質問にお答えいたします。

下水道事業を行っていく上で、コストの削減できる工事があるかというようなご質問でございます。現状では、推進によります本管の埋設あるいは開削によります工事等を行っておるわけですが、現状では今現在やっていることを推し進めていくということが一番ベストではないかというようなことでございます。従いまして、今後も同じような工事によりまして進めていくというようなことになろうかと思っております。ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（坂本金光君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 私の住んでいる赤岩2区地区においては、計画区域ということで、将来的には予想されるわけですがけれども、以前、椎名課長に聞いたところ、10年先ではないかと、それもお約束はできませんというようなお話でしたけれども、そういったことで、私なんかとすると、合併浄化槽、今非常に性能がよくなっていますから、そのほうがローコストでいいのかなというような気もいたします。計画区域になったことがいいのかどうか、その辺も含めてそういった見直し等を考えたことはあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（坂本金光君） 環境保健課長、椎名信也君。

○環境保健課長（椎名信也君） ご質問にお答えいたします。

公共下水道事業におきましては、平成5年2月15日、事業認可を受けたわけでございます。全体計画といたしましては、260ヘクというような予定でございました。しかし、現在、事業認可におきましては117ヘクということでございまして、現在、19年度末の整備率でございますが、75ヘクタールほど整備を進めてまいったわけでございます。そうしたわけでございますので、残りの未整備区域につきましては41ヘクということでございます。これからの進捗状況でございますが、財源等の状況にもよるわけでございますが、現在規模の予算で進んでいきますと、平成27年度、28年度、それ以降になるかというようなことでございます。

また、合併処理浄化槽で対応してはどうかというのがございました。現在認可を受けております117ヘクタールにつきましては、現状の公共下水道によりまして整備をいたしてまいりたいというふうに考えておりますが、財源等の状況によりましてまた見直しが必要かというようなことも考えられますので、今後の状況によりましては合併浄化槽によります整備も考えられるかと思っておりますが、現状では117ヘクタール認可を受けておりますので、公共下水道事業を継続していくというようなことで進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本金光君） 7番、柿沼英己君。



○7番（柿沼英己君） 先日ですか、群馬県内の財政状況ということで、孀恋あたりはかなり下水道を進めた、いいことなのですけれども、物すごい借金を膨らませてしまったというようなことがありますので、私たち議会もいろんなところを見てきた経験がありますので、そういったことを踏まえますと合併浄化槽という方向がいいのかなというようなことで、認可を受けたところはこのままでいいと思うのですけれども、今後はもう増やさないほうがいいような感じがいたしますが、その辺のところをわかる範囲でお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 環境保健課長、椎名信也君。

○環境保健課長（椎名信也君） ご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、全体計画としては260ヘクタールというような計画がございます。そういうことでございますので、上五箇地区あるいは天神原、福島地区あるいは中島地区というようなところも取り入れた上で260ヘクタールということになっております。住宅が密集している地区におきましては公共下水道事業は有効的と考えておりますが、そうでない地域につきましては、やはり合併浄化槽も視野に入れながら今後整備していくというようなことが一番いいのではないかと考えております。その辺も踏まえまして今後は協議してまいりたいと、そのように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 平成19年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定することに決定いたしました。

---

○認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 次に、認定第6号 平成19年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第6号 平成19年度千代田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定することに決定いたしました。

ただいまより10時20分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時11分）

---

再 開 （午前10時20分）

○議長（坂本金光君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

○一般質問

○議長（坂本金光君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。

最初に、6番、小林正明君の登壇を許可いたします。

6番、小林正明君。

〔6番（小林正明君）登壇〕

○6番（小林正明君） 議席番号6番、小林正明でございます。議長の許可を得ましたので、これより一般質問に入らせていただきます。

第1問目でございます。ふれあいタウンちよだの販売実績と今後の展開についてお尋ねいたします。ふれあいタウンちよだの住宅土地販売が6年目を迎えることになりました。千代田町としての最大事業である住宅土地販売の成果は、町財政に直結する重要な課題であると認識している次第でございます。また、第17行政区の新規住民となられた若い人たちは、将来の千代田町を担う貴重な力となることと思われまふ。住んでよかった千代田町を実感されるまちづくりの拠点ともなることを期待するものであります。

そこで、以下の点についてお尋ねいたします。1、ふれあいタウンちよだの販売実績と今後の見込み。民間の建て売り分譲住宅件数と17行政区の世帯、人口数。

2、住宅用地から商業用地への変更のお考え等です。

ちなみに、今、県企業局、住宅公社が商業施設の誘致をすべく造成しておりますが、こういったものの先の見通し、そして残った千代田分、西邑楽土地開発公社の残り土地の利用展開について。

3、地域環境、住民サービスづくりの施策はどんなものを考えていらっしゃるのか。

私も何年か前から、17行政区の公民館の建築を早期にやるべきだとお話ししましたが、これは幸い新設済みということですが、これの有効活用の考え方等があればお聞きしたいと思います。

そして、新しい住民が増えたということは若い世代が多くなったものですから、保育園の充実、そして託児所等の考えがあるのか。

また、千代田町は緑化の町といいますか、造園の町、花木の町、そういったことで、緑化推進、そういったものによる公園整備であるとか、あるいは調整池にショウブを植えるとか、何らかの、桜並木をつくるとか、そういった町をきれいにする、そして町の産業のPRもすると、そういった考え方があるのかお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 小林議員の質問にお答えいたします。

まず、ふれあいタウンちよだの販売実績についてでございますが、本年8月末の販売実績は116区画でありまして、県企業局分が90区画、町土地開発公社分が26区画であります。この中で、民間業者が行った建て売り分譲につきましては20区画であります。また、17行政区の世帯数と人口につきましては、8月末現在で110世帯、346人となっております。なお、今後の販売見込みについてでございますが、分譲地販売促進策としまして新たに昨年10月に企業販売提携制度をスタートさせましたので、これらを活用した販売促進が図れれば分譲が進むのではないかと思います。

次に、町土地開発公社分約4ヘクタールと企業局分約7ヘクタールの商業地域の開発についてでございますが、現在造成工事を行っている最中でありまして、本年11月末ごろには工事も完了すると思っております。その後、商業施設誘致を行うわけでありまして、県企業局では公募による業者選定を行っていく方針であります。その際、町土地開発公社分につきましても同一步調で進めませんかという話を企業局からいただいておりますので、町としてもぜひそういう方向で進められれば好ましいのではないかと考えております。

次に、17区の公民館、別名コミュニティセンターの活用についてであります。やはり基本は住民コミュニティによる地域づくりが第一であります。ふれあいタウンに住む人同士協力しながら、新しい住民コミュニティを育てていくことが大切であります。その核となるのが17区の公民館であります。行政が介入するよりも、地域の自主性を尊重し、若いエネルギーに期待したいと思っております。

次に、保育の充実の中における一時保育制度についてであります。現在幼保一体による保育について検討中ではありますが、その中においてこの一時保育制度の研究を行ってまいりたいと考えております。

最後に、宅地分譲に合わせた生け垣等の緑地推進についての提案でございますが、緑化自体は好ましいことではございますが、生け垣は病虫害の発生や草の繁茂といった問題も発生いたします。また、調整池を利用するにつきましては、年2回程度、夏場には職員による草刈りを実施していることから、植物を植えることは難しいのではないかと思います。

いずれにいたしましても、千代田町が一層発展していくためには、ふれあいタウンちよだの住宅用地の完売と商業施設の誘致が最大の目標であります。今後も最大限の事業推進を図ってまいりますので、議員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（坂本金光君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

私、ふれあいタウンの住民の方と時々お話しさせて、機会を持っておるわけなのですが、その中で、ちょっと繰り返し質問するようなことになってきますが、若い奥様の話なのですが、自分がぐあいが悪くなったときに子供さんを預ける場所がない。その方はちなみに高崎市から転入されてきて、周辺には、身の回りにはいわゆる家族、親戚等は一切ない、自分がぐあいが悪くなったときにお医者にも行けないと、そういうことでした。ちなみに高崎市はそれがあるのだそうですが、若い世代がこれから力を発揮していく、世の中の核によりなるためには、やはり幼児というか、保育というか、そういった面の充実がまずは一番先決かなと思います。その辺についてももう一度ご答弁をいただきたいと思っております。

それと、コミュニティセンター、公民館と言っていますが、あそこを利用するに当たって、足利邑楽行田線でしょうか、利根大堰から足利方面、邑楽町を抜けて足利へ向かうあの通りでございますが、あそこに今のところ、ちょうど住宅団地の、コミュニティセンターに向かって横断するような横断歩道がない、もちろん信号もございません。そういったことで、非常に危険であると、何とか早く横断歩道もしくは信号等の整備をお願いしたいということも伺っております。

それと、あそこの利根大堰を下りまして次の信号からその次の信号のところまで、直線にして、私、今考えておるのですが、1キロちょっとあるような感じがするのですが、あそこを非常なスピードでいわゆる暴走車が通ると。これは町へ言うよりも県かもしれません、波形道路というのですか、大日本インキさんの北側、ああいったスピードを制限するようなことができないのかな、そういった質問も受けていますので、もしお考え等がありましたらご答弁をあわせてお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 住民福祉課長、荒井和男君。

○住民福祉課長（荒井和男君） 小林議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

保育園の充実及び託児所の関係でございますが、第17区につきましては、本当に皆さん若い世帯であるということで私どもも一応認識しております。そういう中で、子育てを行っているお母さんがご自宅で保育している、保育園等に未就園のお子さんがもし病気になった場合の保育の方法かと思っておりますけれども、いわゆるこれは緊急保育かと思っておりますが、保護者の方が病気等で家庭保育できなくなっ

た場合につきましては、両方の園に該当するのですが、保護者の方から一応事情をお聞きいたしまして、ほかに保育の手段がない場合につきましては、お母さんなりの保育する方が病気が回復するまで緊急保育でお預かりするという形を一応とっております。ただ、保育士にも余裕がある状態ではございませんので、できる限りの要望に沿いたいと思いますので、とりあえずはご相談をしていただければと思います。

それと、託児所の関係でございますが、本町では公立では行っておりません。私立でも本町には設置事業者はいないと思っております。近隣の市町には私立で事業運営を行っているところもございますけれども、託児所につきましては厚生労働省の認可外の保育施設でございますけれども、県への届け出義務は必要となっております。その施設によりまして、休日保育、また夜間保育等の受け入れの方法など、またその設備も相違がございますので、必要が生じた場合には私ども知り得る限りで情報提供をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） 横断歩道と信号をというお話でございます。

現在、公社分の東側一帯で造成工事をやっています、道路が整備をされる予定でございますので、その整備状況を見ながら横断歩道、信号はなかなか、公安委員会が設置しますので、要望を上げたいとは思いますが、難しいと思っておりますので、工事の状況を見ながら歩道のほうを設置できればと考えております。

また、主要地方道足利邑楽行田線、こちらに町道の、大日本の裏、それから北海製罐の裏みたいに波乗り状の突起をつけるということはちょっと不可能かなと、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂本金光君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） 難しい問題かもしれませんが、住民の安全あるいは環境の維持といいますが、ぜひ検討していただければと思います。

先ほど町長の答弁にもございましたが、あえてもう一つ提案させていただきますと、いわゆる公園の環境美化とかということにつながるのですが、新住民の多くは、熊谷、行田、それから羽生等々という方は、川口とか、ほかの埼玉県、そして太田、足利、邑楽とか周辺の町、市から来ている方がほとんどでございます。その方たちがなぜ千代田に来たのかなと思って伺いますと、広くて明るくて、そして土地が安かったと、そういうことが返ってきます。その人たちは、住んでよかった千代田町をつくるためにはより環境整備がなされなくてはならないなと思っております。

先ほど町長答弁にありました生け垣等は、確かにおっしゃるとおりでございます。ただ、たまたま今回、群馬県の緑化フェア太田会場のシバザクラを見られた方はたくさんいらっしゃると思いますが、基礎的な造成にどれくらい時間とお金がかかっているか知りませんが、よくわからないとこ

ろはありますが、シバザクラであれば2年もするとほとんどのところに根づくのです。ですから、手間のかかる、あるいはお金のかかる花木等は若干整備する、日陰をつくる、公園へ行っても日陰がなく、非常に暑い中、お子さん、若い父兄の方が遊んでいると、非常に大変そうに見えるわけです。そこで、日陰であったり、あるいは花に囲まれるような、もう少し心に響くような公園整備等ができるかなと思います。その辺のお考え、もしあれば質問とさせていただきます。お願いいたします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 小林議員の質問にお答えいたします。

環境美化のお話ですけれども、今、私が地区別懇談会で、地域地域の人たちが協働のまちづくりということで環境美化に取り組んでいただきたいということで、そういう地域づくり、協働の作業ということで、それを皆様をお願いしているところでございます。その中で、そういう環境のほうはクリアできるかなと思います。確かにシバザクラも植えておくと、来年の、寒い時期からきれいに咲きます。

あとは、最初の質問のときだったのですけれども、もう少し詳しくお話しすればよかったかなと思うことなのですけれども、調整池にショウブとかそういうのを植えたり、スイレンですか、そういう考えのような話をちょっと聞いたことがあるのですけれども、そこへ水がたまると蚊が出るとか、そういう問題も発生するのです。ですから、どうやったらいいか、これから検討してみたいと思います。水がある程度入って泥があれば、スイレンなんかそんなに水をいっぱい入れなくても結構もつものですから、そういうことも考えております。そういうことでよろしいですか。

○議長（坂本金光君） 建設水道課長、川島賢君。

○建設水道課長（川島 賢君） 担当課として簡単にご説明申し上げます。

公園等の整備につきましては、確かにきれいな公園等があれば心をいやしてくれて、そこで親子が集まり、コミュニケーションが深まると、大変素晴らしいことではあるのですが、地球温暖化のせい、大変植物の育ちも最近よくなっておりまして、町のほうで管理している施設につきましては、業者をお願いして草取りあるいは樹木の剪定等を行っております。下に生えている草につきましては、臨時職員並びにシルバー人材のほうをお願いして定期的に刈ってはいるのですけれども、なかなか追いついていかない状態でございます。

先ほど町長のほうから1回目の答弁でありましたように、地域コミュニティというのは、やはり仲よく話をすることももちろんですけれども、みんなして協力しながら何かをやっていくということが非常に大事なのではないかと考えます。既存の集落であれば、みんなして共同作業という中で、堀ざらいをやったり、神社の草取りをしたり、お寺の草取りをしたり、そういうことがごく当たり前のことでございます。17区におきまして、過日ちょっと見ましたところ、コミュニティセンターの中が草がかなり生えておりました。除草する予定である話は聞いておりますけれども、まだ住み始めて何

年でもございません。皆様方のご協力をいただきながらコミュニティを深めていただいて、町長の申しますように協力しながら地域を育てていくと、そういう方向に向かっていただけるとありがたいかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（坂本金光君） 続いて、2問目をお願いいたします。

6番、小林正明君。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） 続きまして、第2問目の一般質問に入らせていただきます。

13区西ノ原の町道整備について。内容的に3項目ほど分けてありますので、読み上げます。ごめんなさい、失礼しました。ちょっと読み違ってしまった。済みません。

千代田町の町道整備、アスファルト舗装は、他市町と比較しても遜色なく、むしろ良好な状況となっておりますように見受けられます。しかしながら、他町との境界地域においては不十分と思われる箇所が多く見られるのも現状でございます。新福寺13区西ノ原、町道1 168号線についてもその一つであります。新福寺西ノ原の住宅地内のアスファルト舗装の傷みが激しくなっており、路肩が崩れているのが現状であります。また、未舗装部分が多くあり、地域住民の方から舗装してほしいとの要望が出ておるところでございます。住民の皆さんから見れば、長年の課題ということになります。

そこで、以下の点についてお尋ねいたします。1、町道整備の基準、そしてその考え方について。

2、13区西ノ原、町道1 168号線の補修と舗装整備のお考えはあるのかお尋ねをいたします。よろしくどうぞお願いします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

まず、町道整備に関する町の基準及び基本的な考え方についての質問でございますが、町道の整備、特に舗装整備につきましては、ごく昔におきまして、道路幅員が狭くても現道舗装を行った時代もありましたが、現在では道路幅員5メートル以上というのが原則であります。よって、道路改良または舗装工事を行う際、5メートルを満たさない場合は、地元の地権者のご協力をいただきまして用地買収を行い、5メートルの幅員を確保するよう区長の皆様にもお願いしているところであります。また、土木サイドの考え方と並行しまして財政サイドの考え方、予算の配分ということも重要であります。これらの問題がクリアした上で事業を実施していくこととなります。

よって、13区西ノ原、町道1 168号線の補修及び舗装整備についてでございますが、今までどおり敷砂利については貸与させていただこうと思いますが、現状では先ほどの条件を満たしていないことから、今後、地元区長さんと協力され、地権者の皆様のご理解をいただいた上で再度担当課のほうへ要望されるようお願い申し上げます。答弁といたします。

○議長（坂本金光君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） 非常に現実として厳しい答弁かと思う次第でございます。

地域住民の方は、現実、これは生活道路として使っておりまして、私も区長もやらせていただいたこともあるのですが、そのときも悩みの種でございました。何よりも、現在の区長さん、以前区長をやられた先輩諸氏もみんなこれは頭を痛めた問題でございまして、雨が降ると大きなプールというか、水たまりができてまして、西風、北風が吹きますと猛烈な砂ぼこり、なぜ表面だけでも簡易舗装ができないのかと、もうさんざん地域住民の方からも言われているところでございます。ちなみに、ここは、ごみ収集車、パッカー車といますか、これが西ノ原のごみステーションの資源ごみと可燃ごみとを積みましてこの道路をっております。1年ほど前でしょうか、路肩にそのパッカー車が落ちてまして、少し往生したことがございます。

いずれにしても、他町との境界線というのは非常に行政的にも確かに難しいところはあるかと思うのですが、どうしても隔っこということで、地域住民に言わせると、同じ税金を払っているのに、なぜ私たち、おれたちがこんなに何もしてもらえないのかな、そういった、はっきり言えば町に対する不満の声も多く聞かれる次第でございます。

これに関連した話をさせていただきますと、カーブミラー、これははっきり言えば、大泉側にカーブミラーをつけないと、千代田住民にとって、西ノ原住民にとって利便性が悪い。では、大泉側の役場、大泉側というか、大泉町役場に話をするべきなのか、そして、当然地権者は大泉の方ですので、なかなかそれがうまくいくのかどうか、今後お願いしたいと思って先般も総務課にお願いしたわけなのですが、当然区長さんとも話をさせていただいています。

いずれにしても、何か行政上もうちょっと踏み込んだ道路整備、そして街灯整備、言うなれば生活環境の安全、治安に関しても言えることなのですが、もう一つ踏み込んだ答弁を求めたいと思いますが、お考えをどうぞよろしくお願ひします。街灯も含めてちょっとお願いいたします。カーブミラーを含めてお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 建設水道課長、川島賢君。

○建設水道課長（川島 賢君） お答えいたします。

小林議員さん、地元ということもありまして、そういった地元に住む皆さんが大変苦労しているというのは切実な訴えであるご理解いたします。しかしながら、やはり何か事業を行うには基準となる決まりごとがございます。心情的には非常にわかるころではありますけれども、先ほど町長が申しましたように、まず基準に沿って進めていただければありがたいと思います。

1つ申し上げますと、この話については大分以前からお話があったようでございまして、聞くところによりますと、その道路の沿線の地権者、大泉町の方が幾つか持っているところがあるということで、大泉町の方を集めて吉田の公民館で説明等を行った経緯もあるようでございます。そのときの大泉町の方の地権者の申すには、どうせ道路整備をするのであれば、6メートルぐらいのちゃんとした道路をつくったらいかがですかと、そういうような発言もあったと聞き及んでおります。ですから、



それぞれの物の考え方にまだ大分隔たりがあるような感じもいたしますので、ぜひ、地元の区長さん、地権者の皆様、住民の皆様と十分ご協議いただいて、皆様のご理解をいただいた上で再度町のほうへお話しただければありがたいと思います。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） カーブミラーの件でございますが、先日もお話を伺っておりますので、今後、現場のほうを確認しまして検討していきたいなど、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（坂本金光君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） なかなか、ここで一遍に話が進むとは思っていませんでしたけれども、私もちょっとつらいところが正直ございます。私がつらいというよりも、地域住民の皆さんがつらいということになるわけですが。

それで、念のための確認なのですが、例えば、では用地買収の話を仮に進めるとしたら、区長さん、そしてその周辺の住民の皆さんを集めて、地権者、大半が大泉の方と聞いていますが、その方たちにまた声をかけて、13区として調整を図りなさいということにとらえるしかないのでしょうか。それらの結論なりが出たら町に区長さんについてお願ひすると、そういうことしかないのでしょうか。念のためのまた答弁をお願ひしたいと思います。回答をお願ひいたします。

○議長（坂本金光君） 建設水道課長、川島賢君。

○建設水道課長（川島 賢君） 先ほどから申し上げておりますのは、原則として5メートル以上の道路について整備を行っていききたいと、建築基準法等では4メートル以上というのが道路になっております。消防法といいますか、消防車の進入等ができないような狭い道路は困るというふうな部分もまたございます。原則は5メートルなのですが、地域の実情によっては当然変化する場合もあるかと思ひます。例えば市街化区域内の住宅密集地において、5メートルの幅を確保しなさいということは非常に難しいことであろうと思ひます。その場合は当然4メートルとか、そういった、5メートルよりも狭くても整備しなくてはいけない場合も出てこようかと思ひます。それと、ただ、市街化調整区域にあってはそれなりの広い土地が確保されるという部分もございまして、やはり最低でも4メートル50とか、そういう数字になってこようかと思ひます。ただ、それにつきましては、当然ケース・バイ・ケースで、町として判断をさせていただくというふうなことになるかと思ひます。

ですから、大泉町の所有者についてはある程度そういう意見が出ているようでございまして、地元の所有者の方、そういったところを住民等を含めてまず意見を集約していただければ、町外の部分については担当課としてももちろんご協力しなくてはいけないのかなという感じもいたしますが、まず地元としての判断をしていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（坂本金光君） 以上で、6番、小林正明君の一般質問を終わります。

続いて、2番、高橋純一君の登壇を許可いたします。

2番、高橋純一君。

[ 2番(高橋純一君)登壇 ]

○2番(高橋純一君) 通告に従いまして、町の観光資源といった観点から質問させていただきます。

私も千代田町に生まれまして47年たつのですけれども、若いころを初め、今現在もですけれども、全国あちこちに行くわけです。そうしますと、「どこから来たのですか」と相手の方に言われますと、「群馬の千代田町ですよ」といいますと、「千代田町はどこですか」と、「館林、太田の間ですよ」というお話をよくするのは。その中で、利根川がすぐ前にあるのだという話をしますと、「ああ、利根川ですか」と、こういうお話を、大体日本全国の方、ほとんどの方は利根川と言うとわかるわけです。私は、そういう観点から見ますと、利根川は千代田町の観光資源にはやっぱり避けて通れないのかなと、こう思っております。

今現在、よく見渡してみますと、なかさと公園初め県の県有施設の下水処理施設、浄水場、先ほど課長のお話にもあったようにサイクリングロードの整備、これもされております。県の重要文化財、町指定の文化財等々もあります。地場産の植木の里、新福寺の里山、大手企業のサントリーも、これも観光で見られる状況になっておると思います。利根加用水も整備されております。等々を結びつけた中で、ひとつ町の観光資源に何か皆さんで模索をしましてやっていければと、こう思っておりますけれども、町長はどう思っていますか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長(坂本金光君) 町長、大谷直之君。

[ 町長(大谷直之君)登壇 ]

○町長(大谷直之君) 高橋議員の質問にお答えいたします。

利根川を中心に町の観光資源の開発ということでございますが、私も高橋議員と同様な考えを持っております。言うまでもなく、千代田町は、南に利根川があり、更に利根大堰があります。西と北には、なかさと公園と里山等の貴重で豊かな自然があります。その結果、県内はもとより県外からもお客さんが多く来てくれるようになり、大変ありがたいことではございますが、議員のおっしゃるとおり、今後更にいま一步踏み込んだ観光資源づくりのため、町民の意見を聞きながらアイデアを募り、新しい町の施策として総合計画に盛り込んでいきたいと考えております。

次に、利根川に川の駅の設置ということでございますが、国の水辺プラザ計画もありますので、計画の趣旨を踏まえて多くの人たちが集える施設ができないか研究してまいりたいと思います。具体的には、河川敷に施設が難しいということもあり、堤防外の公共施設、土地等で利用できるものがないか検討したいと考えております。

3つ目の施設をつくり、指定管理者並びに第三セクターの運営、商工会等を中心ということでございますが、この関係につきましては道の駅等が浮かびます。道の駅になりますと、地場産の野菜などが中心になりますので、農業関係者の皆さんと販売の知識を持った商工会の方々のお力をかりなく

ては始まりません。今後、目的達成のため、それぞれの分野の力が結集できますよう、計画に取り組む努力をしまいたいと存じますので、ご理解を賜りたくお願いし、答弁といたします。

○議長（坂本金光君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 質問を再度、もう一回戻すのですけれども、道の駅等の話までまだいっていないと思うのですけれども、お願いします。

私は、利根川のほうにたまに行くのです、週末ですか。あそこでマリンスポーツをやっている方によく聞いてくるのです。そうしますと、何が足りないのですかという話聞きますと、まずトイレです。更衣室も足りないと。マリンスポーツでおつきいで来た方が何か食事ができないかと、どこかに公園がないですかと、こういう話をよく伺うのです。

便益施設は確かに整備をされてきているわけです。先ほど、きのうの委員会でも水辺プラザの整備内容の予定内容というのが提出されたのですけれども、これを見ますと、やはり千代田町、国のほうも含めまして、ほぼ80%ぐらいですか、が進捗で整備されていると、こういう状況かと思えます。その中で、我々は、それから今度、利根川に隣接したところに、今なかさとがあるのですけれども、食事ができるところ、お土産を買うところ、トイレ等も、そういうのを整備してこれからやっていかなくってはならないのかなと。利根川、なかさとを核としまして、もう一つ先は川の駅的な部分を整備されたらどうかということ。2問目の質問です。お願いします。

〔「ちょっと時計とめてください」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 暫時休憩。

休 憩 （午前11時02分）

---

再 開 （午前11時03分）

○議長（坂本金光君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） どうも失礼しました。

水辺プラザの整備実施内容、これは配られておりますが、これを再度お話しいたします。国土交通省のほうから、赤岩渡船場ゾーンの整備ということで、船着き場、脱着式保護さく、階段の整備、堤防、これは緩斜面化、芝張り、町対応は、赤岩渡船場ゾーン整備、天端休憩所、テーブル等、常夜灯、水道施設、渡船場待合所、これは予定であります。2、瀬戸井ゾーン、階段整備、予定、堤防斜面化、坂道、予定、レガッタ発着所、予定、瀬戸井ゾーン、堤防上の休憩所兼トイレ。3番目、利根大堰ゾーン、公園化計画のみ、これは国土交通省のほう。町対応、利根大堰ゾーン、休憩所、それから坂道を北側。4番目、国土交通省のほう、堤防天端の舗装、なかさと公園南、利根大堰までサイクリング

ロード、町対応、なかさと公園坂道北側、それから全体占用の維持管理、施設管理、修理等、草刈り、そういう状態で進めていこうということになっております。

確かに水辺プラザとか利根川を周辺に町活性というのか、それはとても大切なことだと思っております。今、課長のミーティングということで週に3度話し合いをしているのですけれども、そういう中で意見がどんどん出ております。まだ意見の統一ができておりませんが、そういう方向でできたらというふうに考えております。

○議長（坂本金光君） 建設水道課長、川島賢君。

○建設水道課長（川島 賢君） お答えいたします。

先ほど休憩所あるいは物品の販売所、そしてトイレが特に困るというようなお話ございました。現在、赤岩の渡船場付近、それと瀬戸井地区、それと利根大堰地区を見ますと、トイレを備えた休憩所があるのは瀬戸井地区だけであります。確かに赤岩には渡船もありまして、トイレがないというのは非常に不便なことであろうと思います。当面の間は、すぐ西に行きますとなかさと公園がございまして、管理棟がありますので、そちらのトイレ等、あるいは管理棟自体を利用して何かを対応していくということは可能であろうかとは思いますが、いずれにしましても、十分町として協議していかないと計画倒れになってしまうところもありますので、検討はさせていただきたいと思っております。

それと、川の駅という話が出ましたけれども、当然道の駅については皆さんご存じかと思うのですが、川の駅も、川のところにある駅、休憩所といいますが、そういうようなもので似ているのですけれども、川の駅の場合は、例えば既存の施設等があれば、そういったものを利用して川の駅にできるというようなこともあります。赤岩の渡船場のところには渡船の待合所、プレハブで簡単なのができておりますが、来年度には整備する計画等もございまして。そういった中で、今よりももう少し、待合所兼コミュニティ、あるいは川のことを知る、そういう施設になっていくといいますが、していけば、ほかから来た方々も利用価値があるのかなという感じはいたしますので、その辺につきましては今後町のほうで十分協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（坂本金光君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 当面はなかさと公園を核としまして、先ほどと重複してしまうのですけれども、あそこは都市公園ですから、物品販売を許可をいただいて、商工会等、あとほかの団体等に指定管理者もしくは第三セクターでそのようなあれをお願いしたらどうかと、私はそう思っているのですけれども、いずれにしても、千代田町に千代田以外の方たちも来ることによって町が潤っていく、そういう観点からしましても、観光資源というのは、これから千代田町が10年、20年後を見据えた中で非常に大切なことだと思っておりますので、社会保障ももちろんですけれども、観光資源もぜひとも早急に手がけていただければと、こう思っております。

以上です。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[ 町長（大谷直之君）登壇 ]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

商工会とかそういう中で、農家の人に地場産の野菜をつくってもらうとか、そういうことから始めなくてはならないと思います。まだそこまでお話ししていないのですけれども、これから職員の皆さんと協議して、どういう方向がいいのか、よそのところのマーケティングも必要ですので、そういう中で含めて進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本金光君） 以上で、2番、高橋純一君の一般質問を終わります。

続いて、1番、襟川仁志君の登壇を許可いたします。

1番、襟川仁志君。

[ 1番（襟川仁志君）登壇 ]

○1番（襟川仁志君） 1番、襟川です。質問をさせていただきます。

安全で安心なまちづくりについて町の見解をお聞きしたいと思います。交通安全、防犯、防災対策の3つの点からお聞きします。まず、交通安全対策についてですが、それは道路の歩道の設置についてです。千代田町の幹線道路や小学校へ向かう通学路では、まだまだ歩道がない道路が多いように見受けられます。特に自動車の通行が多いところでは非常に危険で、いつ事故が起きてもおかしくない状況であります。今後の歩道の設置についてどのような対策を考えているのかお答えいただきたいと思います。

次に、防犯対策ですが、それは防犯灯の設置であります。通学路の安全確保を図り、犯罪を未然に防ぐためにも防犯灯の設置が急がれると思います。新設の予定も含め、どのように考えているかお答えいただきたいと思います。

最後に、防災対策についてですが、近年の異常気象により、災害の状況が非常に変化しつつあります。昨年度、千代田町洪水ハザードマップを作成し、全戸に配布されました。利根川がはんらんした場合の住民の避難に役立つものですが、そういった災害において町が所有している災害関連の備品について、どのようなものがどのくらいあるのかお答えいただきたいと思います。

また、近隣の町では、災害から守る拠点というべき消防署を移転新築し、災害に備えておりますが、千代田町ではどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[ 町長（大谷直之君）登壇 ]

○町長（大谷直之君） 襟川議員のご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、通学路に指定されております県道及び町道で歩道が設置されている路線はほんの一部であります。また、場所によっては外側線も消えており、大変危険であることは認識して

おりますが、歩道の設置となりますと、土地の買収やら工事に多くの費用を要しますので、当面は外側線の消えている箇所を補修を行いたいと考えております。

防犯灯の設置に関しましては、各行政区の要請を受け、現場を確認させていただき設置しており、19年度も19カ所に設置いたしました。今年度も、当初予算では18カ所予定しておりましたので、各行政区からの要請されたものとして10カ所を設置いたしました。また、通学路となっている役場の東側の道路が、福祉ゾーン入り口から北へ前天神原までの間が設置されていなかったので、区長さんと相談し、4カ所設置いたしました。今後も、各行政区の要請を受け、また通路を再点検し、必要なところには積極的に設置したいと考えております。

続きまして、災害ときにおける町の備品ですが、水防関係の道具及び資材につきましては千代田分署の水防倉庫に保管しており、その他のものについては総合福祉センターと温水プールの備蓄倉庫に保管しております。この備蓄倉庫に保管してあるものは、資機材関係が、毛布350枚、給水用ポリタンク500リットル用3個、飲料水用運搬袋10リットル用1,000枚、ビニールシート140枚、懐中電灯90個、非常トイレ用ビニール袋2,000枚、組み立てトイレ100個、浄水機1台、浄水フィルター36個、雨がっぱ55セット、使い捨て雨がっぱ31個、メガホン10台、食器セット300組、哺乳瓶50本、救急箱20個であります。また、食品関係が、水戻しもち450個、乾パン1,296缶、アルファ米の五目御飯2,050食、缶入りソフトパン216缶、保存飲料水500ミリリットル入り1,000本、粉ミルク新生児用13グラム入り720本、乳児用14グラム入り720本あります。

また、町の消防、防災の拠点となる消防署ですが、消防組合では、平成13年度に館林西分署を建設し、その後、年次計画に基づき、平成18年度には明和分署、平成19年度には邑楽分署を新築移転し、今年度は板倉分署の建設を進めているところであります。そして、千代田分署につきましては、今年度用地を取得し、設計を行いまして、来年度建設することが決定されております。従いまして、これまで移転用地をどこにするか、4カ所ほど候補地を挙げ、検討を重ね、萱野地内3,700平方メートルの土地を確保できる見通しが立ちましたので、これから税務協議を行った後に売買契約を締結する予定で事務を進めているところでありますので、議員におかれましては、来年度の組合議会で分署建設の契約に関しまして議決をいただくこととなるかと思っております。その節はぜひご理解を賜りますことをお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（坂本金光君） 1番、襟川仁志君。

○1番（襟川仁志君） 歩道の設置については、非常に用地買収とかが難しいということですが、特に町民プラザから東へ工業団地に向かう道、こちらのほうでは本当に、今や大型トラックの通り道となっております。また、高校生の通学路となっております。非常に危険で、いつ事故が起きてもおかしくないという状況です。また、先ほど言いましたように、県道でも歩道の施設整備がなされない、財政再建下で非常に買収とかが厳しいところでありますが、またいろんな規制や管轄外ということもありますけれども、千代田町の町民の生命を守る町として、少しずつでも歩道の整備をお

願いたいというふうに思います。

また、防犯灯については、安心安全なまちづくりプロジェクトとして、19年度から21年度、3年間でプロジェクトを組んであると思います。19年度、20年度でやっていただいているわけですが、ぜひ21年度は、危険な場所がまだまだたくさんありますので、ぜひ新設を多くとっていただきたいというふうに思います。

防災についてですが、洪水ハザードマップについては、200年に1度の洪水の被害を想定されて作成されたと思います。今もおっしゃった防災備品については、それに対応しているのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

また、今月8日に政府の中央防災会議で、1,000年に1度の洪水、これは200年に1度の洪水の2倍に当たる降水量を想定されたと思いますが、そういった被害想定が公表されました。それもあわせて、そういった防災備品について今後対応されるかどうかお聞きしたいと思います。

また、分署の場所ですが、ハザードマップでは現在、舞木の地区では浸水の深さが1メートルか2メートル、新しい萱野地区では2メートルから5メートルの場所に当たるとのことですが、そのことは検討されたかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） 議員のご質問にお答えを申し上げます。

広域農道の交通安全対策の関係でございますが、議員もご承知のとおり、南側は用水路、北側は農地が残っておりますのですが、財政の豊かな時期であれば、はい、やりますという返事ができるのですが、なかなか厳しい状況でございますので、木崎地区から東につきましては、用水と道路の間に1メートルちょっとの用地がございますので、今後、財政等ともよく協議をしながら、よりよい方向に向けるよう努力をしていきたいと、かように考えております。

それから、防犯灯につきましてはまだまだ足りない部分がございます。実際、きのうも現場をちょっと見てきたのですが、昔の利根加用水の跡地、赤岩の2区なのですが、電柱が立っていないところはなかなか工事費がかかりますので、2カ所つけたいと思ったのですが、ちょっと予算の都合がございますして、とりあえず1カ所設置をしようかなと。今後も、今回の議会でも補正をいただきましたので、区長さんから上がってくるもののほかに、通学路につきましては重点的に見て回りまして、順次つけていきたいと考えております。

それから、防災備蓄品の関係でございますが、食料品につきましてはどうしても賞味期限というのがございまして、今町長答弁の中でも申し上げたとおり、半端な数字が出ていると思うのですが、これらにつきましては、処分をした関係上、半端も出てございます。今後も補給をしながら、備蓄品の確保に努めていきたいと思っております。

それから、分署の移転用地の関係でございますが、ご承知のとおり、木崎、萱野は、高低といいま

すか、かなり低い位置でございます。そこらを加味しながら、ハザードマップがカスリン台風のときの想定しまして作成してございます。その点も加味をしながら造成あるいは建設に当たりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（坂本金光君） 建設水道課長、川島賢君。

○建設水道課長（川島 賢君） 先ほど1,000年に1度の洪水のお話が出ました。去る9月9日の新聞に、各新聞社とも中央防災会議が発表しました大規模水害に対する専門調査会の内容を載せてございます。本年の3月26日の新聞でいきますと、利根川の洪水、最悪6,300人水死と載っていたのですが、今回は1,000年に1度になってしまいましたので、利根川1万人ということで倍近くに増えております。その中で、特に群馬県千代田町の堤防が決壊した場合、これは群馬側ですよ、千代田町ですから、決壊した場合、最大1万1,000人の死者が出ると。これは利根川で被害が最悪となるのは、流域の平均雨量が3日で390ミリに達し、群馬県千代田町で堤防が切れた場合、排水ポンプ場や水門が水没して動かず、避難できた住民は4割という条件で試算すると死亡者が1万1,000人という内容でございます。

住民の方にも私聞かれたりしたのですが、大丈夫ですかという話を聞かれたのですけれども、勘違いしていただいて困るのは、群馬県の千代田町の堤防が切れやすいという話ではございません。群馬県の千代田町の地先で堤防が万が一切れた場合が被害が一番大きいというだけのことでありまして、別に、埼玉側が切れるか、ほかの明和のほうで切れるか、切れないか、それはわからないのですが、どうも新聞報道ですとすぐにでも何か切れてしまいそうな部分もあったものですから、堤防が切れることは万が一にもありませんが、その万が一の場合はそういうこともあるかという状況でございます。特に千代田町は災害の少ない町でありますので、安心していただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（坂本金光君） 1番、襟川仁志君。

○1番（襟川仁志君） 歩道が設置が難しいということで、安全で通学できる道ができるまでは我々住民が守っていかなければならないというふうに思います。

隣の大泉町や邑楽町では、小学校の下校時刻に黄色いジャンパーを着たお年寄りが角々に立って交通指導をしている風景をよく見ます。千代田町でも3時の放送で呼びかけをしておりますが、こういった協力できる人たちを募って交通安全対策を考えてはいかげなというふうに思います。交通安全対策、防犯対策については、町民の生命、身体を守る義務がありますので、早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

近年、各自治体で自主防災組織の結成を呼びかけております。これは集落単位の防災組織ですが、財団の助成金を使って防災資機材や防災備品などを整えているところが多くなってきているようです。こういった組織の結成を呼びかけて備品を備えていくのも一つの考えだと思っておりますが、いかがでしょうか。



いずれにしても、各種団体、組織と連携を組みながら、安全で安心なまちづくりを行っていかねばならないというふうに思います。町長は以前、議員時代に、一般質問において婦人防火クラブについてなくすべきだというふうにおっしゃってありました。そのことについては、ここにおられる多くの人が知っているところでありますが、私は、防災訓練、救護訓練はもとより、家庭の中から火災を出さない、また家庭の中で防災について話し合ってもらうなど、婦人防火クラブの役割は非常に大きいというふうに思いますが、そういった発言をした真意と、町長になってからもそのお気持ちは変わっていないのかお答えいただきたいと思います。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） その婦人消防の件につきまして、私のことですから、お答えいたします。

私が議員のときは、婦人消防の役割ということ余り深く理解しておりませんでした。今の質問は青木議員のほうからも質問がありますが、ここで答えさせていただきます。町長になった今、婦人消防がどういう役割をしているかということがよくわかりました。それは、初期の火災予防というのですか、それから人工呼吸器というのか、そういうことを学んで、そういうことにも対応できるように、それから火災のときの避難とかも協力してやっております。今、隣組とか、そういうのがなかなか薄れていて、そういう中で活躍する場も婦人消防にはいっぱいあるということがわかりました。

それから、館林でポンプ操法で1位になった方たちのまた大会がありましたが、婦人消防、千代田町からは元気のいい方たちが参加しておりまして、よその町ではそんなに参加していなかったのですけれども、「行け、行け」と気合いを入れて、とても気合いが入った応援の仕方をして、周りの人から千代田さんの婦人消防の人たちはすごいなというふうにお褒めをいただきました。そういう中で、婦人消防は非常に大切なことだという、特に防火意識を高めるということでは敬意を表しております。

答弁を終わらせていただきます。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） 交通安全対策の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、大泉町さんあるいは邑楽町さん等で、防犯を兼ねまして路上に何名かの方が子供さんの帰る時間帯に立っているのは私も見てございます。本町におきましても、防犯対策ということで、西小学校の父兄さんあるいは東小、幼稚園関係、これらにつきましてご協力をいただきながら進めておるわけでございますが、今後それらをより一層充実といいますか、協力を仰ぎながら進めていきたいと思っております。

それから、自主防災組織の育成でございますが、現在各地区に婦人消防協会の会員さんがおります。また、区長さん等と相談をしながら、その点につきましても検討していきたいな、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂本金光君） 以上で、1番、襟川仁志君の一般質問を終わります。

続いて、11番、青木國生君の登壇を許可いたします。

11番、青木國生君。

[ 11番（青木國生君）登壇 ]

○11番（青木國生君） 通告に従いまして、町財政の現況をどう認識されておられるのか、町長にお伺いしたいと思います。

来月になりますと、そろそろ平成21年度の予算案の策定が始まるかなというふうに思います。大谷町長にとりましては初めての予算案の策定に臨まれるわけございまして、どのような財政認識を持って予算案の編成に臨まれるのか、そうした観点に立ってお聞きしたいというふうに思っております。

町長は、議員時代に、ニューウエーブの会の一員として、町の財政危機を招いた責任は前町長とその取り巻き議員たちだと批判するとともに、町再生という言葉が好きで、私は、我が千代田町の財政は、決して財政破綻とか財政危機だとかと言って大騒ぎするほど悪い状態ではないというふうに思っております。確かに厳しい財政運営を余儀なくされていることは認めるところでございますけれども、それとて町再生という言葉が当てはまるほど財政は悪くないと確信しております。事実、これまで私も議員が視察研修で訪れた多くの町の首長や議員の方々から、千代田町さんは財政がよくていいですねとうらやましがられておりますし、また本町に視察に来られた県外の町の議員の方々からも、道路も施設も整備され、また体制もよくていいですねと言われております。

町長は、4月臨時会における質疑の中で、町財政についてそれほど悪くないというふうにしておりますけれども、過日の婦人消防クラブの研修バスの中では千代田町は財政難だと話されたことございます。厳しい財政運営、財政難、財政危機、財政破綻、非常に言葉の中の表現、どこからどこまでが厳しい財政で、また財政難か、財政危機なのか、財政破綻なのか、その辺のところは各自の認識にまたねばなりませんけれども、最初に触れましたように、町長は現在、千代田町の財政をどのように認識されているのかお伺いしたいと思います。

また、平成19年度の決算に関する財政指標、これは複数ございますけれども、この決算につきましては監査委員からの提出された決算審査意見書もされてございますけれども、町の財政をどのようにとらえておられるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

1回目を終わります。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[ 町長（大谷直之君）登壇 ]

○町長（大谷直之君） 青木議員さんの質問にお答えいたします。

1点目の町財政の現況をどう認識しているかのご質問でございますが、決算認定の提案説明や資料として配付いたしました一般会計歳入歳出決算についてもおわかりのように、本町の財政状況は町税など独自で調達できる自主財源と国や県の依存財源で成り立っております。

ご承知のとおり、国では平成12年、片山総務大臣のとき、地方分権推進一括法、そして平成16年度から三位一体の改革を行い、各種補助金や地方交付税などを大幅に削減いたしました。自主財源につ

きましては前年より増加傾向にあります。国や県の依存財源につきましては、平成19年度より行われた税源移譲は期待されたほどでなく、平成12年度のピークより約8億3,000万円も減少しております。財政逼迫の大きな要因になっております。また、少子高齢化の影響や原油、原材料価格の高騰により、企業収益の影響により、今後、税の減少が予想されることから、歳入総額の増加見込みは難しいと思われま。

一方、歳出では、少子高齢化に伴う子育て支援対策費や高齢者に対する支援対策費が年々増加傾向にありますので、経常収支比率は引き続き高い水準を維持しております。従って、歳出を抑制することも重要課題となっております。しかし、今後、教育施設の耐震化や改修整備など大きな事業が想定されますので、計画的に取り組んでいかなければならないと考えております。

また、経常収支比率の高い水準を維持していることは、これは財政運営の硬直化のあらわれと認識しております。財政力指数につきましては、3カ年平均で0.832と上昇しております。今後は、国や県の依存財源確保が難しい状況の中、安定した財政運営を図るにはより一層の自主財源確保に努めなければならないと思われま。

2点目の平成19年度決算に関する財政指数から町の財政状況をどう判断するかについてお答えいたします。1点目の答弁と重複する部分もあると思われまが、平成19年度の決算額は先ほど認定していただきました歳入歳出決算額であります。財政状況を判断する上で多く用いられております経常収支比率、実質公債費比率、公債費比率の財政指数の内容でございますが、経常収支比率は平成18年度決算における93%が19年度では96.9%と増加しております。主な要因といたしましては、義務的歳出である中学生の入院費、医療費の無料化などによる扶助費が増加しており、歳入面では、町税が増加する一方で、地方譲与税、普通交付税が大幅な減となったため、比率では増加となっております。

また、実質公債費比率につきましては、平成18年度より地方債の借入方法が協議制へ移行したため、地方債の発行は原則自由化となりましたが、この比率は18%以上の場合、従来どおり許可を要することになり、25%以上では一部の起債の借り入れが制限を受けるとされております。平成18年度の比率では10.7%、19年度では9.1%となり、減少しております。なお、平成19年度より、財政健全化法の施行により健全化判断比率として算定され、算出方法につきましても変更になったことから、昨年度より減少してございます。

更に、公債費比率、一般会計につきましては、平成18年度では9.0%、19年度では6.5%と減少しております。実質公債費比率と同様に、その算出基礎の多くを占める普通交付税などの状況によっては大きく変動することもございます。

特に経常収支比率につきましては引き続き高い水準でありまして、今後も少子高齢化の更なる進展による扶助費の義務的経費の増加が見込まれ、投資的経費であるハード事業は財政危機突破計画により抑制されておりますので、十分な住民ニーズやサービスを行うのに大きな影響を及ぼしている現状であると判断しております。

国の財政も大きな負債を抱え、町の財政もその影響を大きく受けて非常に厳しい状況であります。今後、厳しい状況下の国や県の依存財源の減少が予想されますので、より安定した財政運営を図るため、より一層の自主財源確保に努めなければならないと思っております。

○議長（坂本金光君） 11番、青木國生君。

○11番（青木國生君） 私は、質問の趣旨といたしましては、模範的回答をいただくということではなく、率直な形の中で町長の財政に対する認識をお聞きしたわけでございますけれども、残念ながら厳しい財政状況であるということは私も十分に認識しております。また、ただいま町長が述べられたように、今後更に厳しい状況になるのではないかとということも私も予測しております。

しかし、私は、必要以上に財政が悪い、事実ならば仕方がございません。現実的に県内27町村の中を見ても、ただいま決算資料から見ても、また全国77の類似団体、たしか77だと思えますけれども、確かにその中におきましても千代田町は決して下位でございませぬ、むしろベストテン、場合によればベストファイブに入っているかもしれない。よい悪いというのは、比較があってよい悪いという答えが出るのではないかというふうに思いますが、私は、必要以上に町民に不安を与え、町民が自分の住む町を信頼できる、悪い町だという印象を持った中で暮らしていくということは大変不幸なことだというふうに思います。

現実に私は、この千代田町は、初代の町長の大谷町長のときに温水プールがつくられ、またこの役場のわきにあります体育館がつくられ、そして現在、多くの人に愛され、使われております町民プラザがあります。町民プラザは、たしか私が1期のうちに、なったときに、たしか決算額では24億円ぐらいだったかなというふうに、その中で町は行政をやりくりしながらそれを完済し、新たな段階に入ったというふうに思っております。

そこで、もう一度町長に確認したいと思っております。町長のざっくばらんな話をお聞きしたいと思っております。千代田町は本当に悪い町なのか、よい町なのか、はっきりお答えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

3回目に答えようかなと思っていたので、省きまして失礼いたしました。ここに書いてあるとおりの率直な意見を青木議員の質問に対してお答えいたします。今、千代田町の財政がどうなっているかということは、財政危機突破計画というのが平成17年より施行されました。そのことについてすべてをお話しいたします。

千代田町は、平成17年度より財政危機突破計画を実施しました。この計画内容自体は……

[「この後に財政危機突破計画につきましての質問がございま

すので」と言う人あり]

○町長（大谷直之君） では、そのときに。

【「そのときに答弁してください」と言う人あり】

○町長（大谷直之君） では、率直な意見を、細かく説明しなくてはならないかなと思いましたがけれども、千代田町では財政危機突破計画ということで17年に上がった、それが何でそんなことが起こったかと申しますと、それは平成12年から13年にかけて総合体育館の建設、それから東部住宅団地、東部住宅団地のほうが早かったですけれども、その中でこの事業に対して大きな財政負担を強いられたというふうに私は思っております。

なぜならば、私は、平成11年の12月議会のときに、東部住宅団地は売れないと、つくっても無駄だということで声を大にして発言した覚えがあります。12年の1月の二十幾日かに、上毛新聞に3分の2も紙面を割いて、私の発言したことが「つくれば売れるは昔の話」ということで見出しが載りました。

それで、私は舞木の区画整理事業と並行すると共倒れになるのではないかとということで非常に心配しました。それから、私は、工場誘致のほうが先で、住宅団地をつくるのは後でいいのではないかと、そういう考えも持っておりましたから、これに大反対したので、そのときに一緒に議員をやっていましたから、私がどのような発言をしたかというのはご存じだと思いますが、その中で、1期工事で70%、1年間で売れなかったら完売ができないという、団地をつくるときの定説があるということで私は何度も食いつきました。千代田町では、いまだに何年もたっても、27ですか、ちょっとあれですけども、66区画中売れておりません。私が言ったとおりの事態になりました。それから、商業地域に変えてもなかなか、今になって一生懸命やっているのですけれども、県のほうの企業局と一緒にやらなければならないという状況であります。初め、幾らか大手の人が来るかなと思ったのですけれども、その会社を、商店をつくったら、幾らか大きいのですけれども、それをつくったら、ほかのを出さないでくれるのなら出るということで、県の企業局とも相談しましたら、そういうことは難しいということで、それはいけないのではないのかというような要望がありましたので、やっぱりそれはまた出そうもなくなりました。つまり、非常に厳しい状態なのです。

だから、私は、そういうことを把握しない、また総合体育館をつくるのだったら、中学校の体育館が老朽化が激しくて、私がAランクに聞き回ったら、平成12年のときか13年のときだったですか、Aランクの人から、あれは耐震補強もできないほど老朽化しているのと、無理だよと言うわけで、あれは壊したほうがいいよという話を聞いたので、議会でその話もいたしました。ですが、それで、もしもの避難場所にもその体育館が入っていたわけで、ですから、私は総合体育館をつくるよりは中学校の体育館をつくってくださいと、そして老朽化している幼稚園のほうもあわせてやって、それでも恐らくおつりが来るのではないかなと私は思っていましたから、そういうお話をしましたけれども、私のお願いは聞き入れていただけませんでした。

そういう中で、国のほう、先ほどちょっと話しました、片山総務大臣のときに地方分権推進一括法という法律ができて、これからは地方は地方で責任を持って努力してくださいという法律ですよ。それから、三位一体の改革で、本当に千代田町の小さいところに交付金が減らされるというのは、これは青木議員さんは監査役までやっていますから、いろんなことをご承知のとおりだと思うのですが、そういう状況にあって私は反対したのです。そういう中で、財政が貧しくなったから財政危機突破計画ということで、これはよそよりもそれでも安いのかもしれないけれども、水道料の値上げや保育園の値上げやいろんなことで、財政危機ということで、そのかわりと言ってはなんですけれども、町長の報酬の3割カット、副町長の3割カット、教育長の3割カットや職員の等級をこれ以上上げないとか、役場、行政側も身を切って、それでいろんなところで財政危機突破計画ということで、区長さんのほうからいろんな要望があったのも、3年ぐらいですか、余り上げられなかった。

そういう中で、私が初めて気がついたことは、あちこちが大変老朽化しているのです。それで、この間の雷なんかでも被害があると、前のことなので部品がない騒ぎなのです。それが何が起きるかわからないのです。急に給食センターの洗浄機なんか壊れたり、大変高いものが壊れてしまったり、これからも相当予想されます。それで、私は婦人消防のバスの中で財政難と言ったのは、こういうことで、私が今、もっと具体的な話は、私は、子供が.....

〔「予定がありますので」と言う人あり〕

○町長（大谷直之君） ちょっと待って。言わせてください。

そういうことで、中学校の体育館がもしものときに壊れたら、子供などの人命にかかわることで、中学校の体育館を新築建設したいという考えを持っています。それで、こっこの役場のほうにある大きい体育館は、あれは耐震のあれを見たら、頑丈で、クラックが出ているのだけれども、補修してちょっとリニューアルすればよくなるということを聞いていますので、そういうことで、お金がかかるので、それで私は財政難になるおそれがあるからということで、住民サービスを何点か、いっぱい入れているのを財政難だからといって必要なものをカットしてしまったら、これは住民サービスができないので、そういう意味で、あとはまちづくり委員会をつくったり、協働の作業をするために、そういう中で財政難が来るから協力をしていただきたいということをやったままで、私の本心の話をしたわけです。それだけを聞くと、私が財政難だからと、青木議員も私が財政が大変だということをご理解できると思います。

いろいろカットすれば、数字は確かによくなるのです。ですけれども、こういう交付税が入らない中でどうやってやりくりしたらいいかというのは、町長として私も非常に悩んでおり、課長の皆さんと必要なものをどういうふうにするかということで協議しています。ですから、先ほど襟川議員のほうからお話があった、本当はやってやりたいのです。ですが、優先順位で考えて、やはり、例えば緑色のジャンパーか黄色いジャンパーを着て交通パトロールとか、そういう方法で何とかフォローすることもできますし、まちづくり委員会ができたときに私のほうでもそういうことを提言して、皆さ

んが協力して安全を図っていただきたいと、そういうことをやっていきたいと思います。率直な意見、これでよろしいですか。

○議長（坂本金光君） 11番、青木國生君。

○11番（青木國生君） 大谷町長、大変町を思う意見、ただ、意見はそれぞれやはり立場立場で変わってくるところでございますけれども、例えば町長はよく財政逼迫の原因は体育館の建設だというふうに言われております。なかなか、現在、住民のニーズが多様化し、高度化していく中で、1つの政策がすべての住民に受け入れられるということは大変難しいのかなというふうに思います。こちらの住民の意見を聞けば、立場の違った人からは批判があるというのが今の社会ではないかというふうに思っております。

なかなか町長も、財政難、厳しい財政、その上の財政危機とか財政破綻とかという言葉は使っておりませんので、やはり我が町が厳しい財政状況にあるということは、私も過去何年か監査として数字を見てまいりましたから。しかし、町長が言われたように、数字だけでは判断できない部分もありますけれども、比較対照されるのはやはり決算数値であり、要するに財政諸表であるというふうに思っております。いつまでもこのところを繰り返してもしょうがないところでございますけれども、この後引き続き財政危機突破計画についての質問もございますので。

ただ、1点、経常収支比率の悪化した主な原因、先ほど町長答弁の中にも幾分は含まれておりましたけれども、細かいところにつきましてお聞きしたいと思います。

○議長（坂本金光君） 企画財政課長、田島重廣君。

○企画財政課長（田島重廣君） それでは、青木議員さんのご質問にお答え申し上げます。

経常収支比率が高くなった要因はというような質問でございますが、ここ数年、経常収支比率については上昇傾向でございます。経常収支比率とは、経常的に支出される経費に使われた一般財源の額が経常的に収入される一般財源の総額に占める割合のことを示しております。例えば医療費補助などの少子高齢化といった社会的な要因による扶助費の増加、あるいは国保、介護、下水道などの特別会計へ繰り出す繰出金、増加していることはご承知のとおりでございます。経常的な支出の増加に結びついていますのは、また本町では、温水プール、体育館、町民プラザ等、数々の公共施設があることや、近年では庁舎内電算化が進んでおります。そのような維持費に、または物件費に増加が見えます。経常的な支出の、それが増加の結びつきでございますので、当然経常収支比率は上がっていくと、常に出るのが多いということでございます。

経常収支比率の上昇に伴う問題点でございますが、経常的な収入の多くがもちろん出ていってしまう通常の支出に使われるということは臨時的な支出ができなくなる、先ほど町長も申しましたように、住民が道路をやっていただきたいとか何かをつくっていただきたい、投資的経費は出ないということでございますので、こういうものを解消するために、先ほど町長も申しましたように、自主財源を上げれば当然経常収支比率は下がりますので、自主財源の確保は重要であるというふうに申し上げたと

おりでございます。

以上です。

○議長（坂本金光君） 質問の途中ですけれども、時間がちょうど12時なので、続いて1時からよろしいですか。

では、1時まで休憩いたします。

休 憩 （正 午）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（坂本金光君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

○議長（坂本金光君） 続いて、青木議員さんの2問目をお願いします。

11番、青木國生君。

[11番（青木國生君）登壇]

○11番（青木國生君） それでは、2問目の千代田町財政危機突破計画をどのように町長は評価されているのでしょうか、お尋ねいたしたいと思います。

私は、千代田町財政危機突破計画は、今後一層の厳しい財政運営が予測される中で、将来本町が財政危機に陥らないようにするための、そのためにみんなで広く受益負担を分かち合っていこうというベターな計画だというふうに評価しておりますが、町長は、何度も出てくることでございますけれども、議員時代に発行されたニューウエーブの会報の中で弱者切り捨ての無謀な計画と述べるとともに、その説明会をして茶番とこきおろしております。

そこで、まず町長になられた現在も同じ考えでおられるのかどうか、またこの計画をどのように評価されているのかお尋ねいたします。

1回目を終わります。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 青木議員さんのご質問にお答え申し上げます。

私の議員時代に千代田町財政危機突破計画の内容について述べたことに対する質問ではありますが、千代田町財政危機突破計画は平成17年度に5カ年計画として打ち出された計画であります。当然、自主自立を目指しての計画でありますので、各対応策の数値目標は削減や節減、減額を重要課題として挙げております。

私は、財政危機突破計画を策定しなければならない要因は策定以前に行われた大型事業投資であると思っており、議員として意見を述べてまいりました。確かにバブル時代の好調な経済情勢下では、積極的に公共事業に取り組む強気な財政運営でありました。しかし、バブル崩壊後は国全体の経済情



勢が低迷に陥り、結果的には急速に国や県からの財政援助が三位一体の改革により大幅に減少する傾向になりました。そのような中、自主財源確保には限りがあり、健全な財政運営が厳しくなることが予想されるため、千代田町財政危機突破計画を策定し、地域説明会を行い、町民の理解を得たものであります。町長となった現在、前襟川町長から継承した財政危機突破計画は、財政再建団体や財政破綻団体にならないための予防措置として十分成果を上げていることは評価しております。

また、ご質問にもありましたが、弱者切り捨ての無謀な計画と述べた理由につきましては、対応策として各種補助金の削減や敬老祝金の支給年齢を限定するなどの策定を行ったことも挙げられます。しかし、町長としてみずから行政執行を行いますと、いろいろな事業が散在しており、計画的に実施するには莫大な資金が必要となります。よって、千代田町財政危機突破計画による財源確保は必要であると思います。

○議長（坂本金光君） 11番、青木國生君。

○11番（青木國生君） ただいま大谷町長からは、議員時代にはそのようなことを発言したけれども、町長となった今は財政危機突破計画を高く評価しているというようなお答えをいただいております。大変、私もただいまのお答えをお聞きしましてうれしく思っているところでございます。

町長は、議員時代から抱いていたみずからの政治理念や政策、これからのまちづくりの上に反映させるべく町長選に立候補され、町長になられたことと思っております。しかし、選挙戦に際しての町長後援会発行の会報では、町長公約の一つとして出産祝金の復活と女性が働きやすい環境づくりがうたわれておりますけれども、過ぐる年の一般質問の中で大谷町長は、敬老祝金の廃止や、先ほど出ましたけれども、婦人消防の廃止、また保育園のゼロ歳児、1歳児保育への再考、これは見直しと言ったほうがいいのでしょうか、などについて要望しております。私も、保育園のゼロ歳児、1歳児保育につきましては、やはりできることならば母親の手元で、少なくとも3歳ぐらいまでは面倒を見られることが一番いいのではないかというふうに、大谷町長のこのご意見には賛成する部分もございまして。しかし、町長の議員時代の発言や主張に期待を寄せております町民の方も多いことだろうというふうに思います。

そこで、多少の矛盾を感じるころではございますが、一体町長は、議員時代に発言され、あるいは主張された政策あるいは主張と一般質問の中で要望した言葉など、どちらを重視するお考えなのか、まずお伺いしたいと思っております。

2回目を終わります。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 青木議員さんのご質問にお答え申し上げます。

私の町長公約と、議員時代に議会の一般質問などの中で、要望や意見を積極的に、時には熱弁を振ったことは議事録等でおわかりだと思っております。しかし、町長就任後、半年が過ぎようとしておりま

す。そこで、ご質問の町長公約と議員当時に述べた要望や意見のどちらの意見を重視するかとのことでありますが、まずは町長としての考え方を申し上げて、結論を申し上げたいと思います。

1点目の出生祝金、エンゼル賞の復活であります。少子化を抑制するための施策として従来どおりの支給を考えましたが、第3子に対する出生祝金であり、その効果が少なかったことも考慮いたしますと、今後一層財政状況が厳しくなることも予想されますので、復活には十分な検討を行っていかねばならないと思います。

また、敬老祝金につきましては、先ほど申し上げましたが、全廃したのではなく、節目節目に支給しており、今後の財政状況を勘案しながら十分検討を行ってまいりたいと思います。

それから、第3子を、特におかしいなと感じたのは、襟川町長と行き会ったときにお話ししましたら、第3子にお金をたくさんやると、よその外国人が、日本の国籍になっているのでしょうか、その人たちがそういうところへはみんなそのときだけ住んで、あとは逃げてしまうのだというわけで、いただいて、そういうことがあってはならないというふうな考えからも、そういう考えを持っていますと言われたので、私もそのとおりだと思いました。

それから、婦人消防の廃止でございますが、これは先ほどお話ししたから。

女性が働きやすい環境づくりについてですが、施策につきましてはさまざまなものがありますが、町としまして可能性のある施策を積極的に検討していますが、やはり働き出す場合には障害となるのは子育て等ではないかと考えられます。その解消策として、既に実施しておりますゼロ歳児保育や1歳児保育などの子育て支援策を充実してまいりたいと考えております。その中であっても、先ほど青木議員さんがおっしゃったとおり、ゼロ歳児から3歳まではできれば半日ぐらいは母親の手でいっぱい愛情を注いで育てることが一番よいとは、新聞やありとあらゆるところでそういう話が出ております。私も今でもそのように考えております。

以上のように、私の答弁から結論を申し上げますと、どちらの施策を重視するのではなく、両方を重視したいと考えております。それは、財政面のほうで許すようになればサービスを増やしたいという考えも持っております。

また、千代田町……

[「またやるんじゃないの。質問して」と言う人あり]

○町長（大谷直之君） どうも。これで答弁といたします。

○議長（坂本金光君） 11番、青木國生君。

○11番（青木國生君） 3回目になるわけでございますが、私は、ただいま町長が町長としての新しい認識のもとにこれから町政を担っていくという考えになられたことを大変うれしく思うところでございます。

この財政危機突破計画は、前町長が町民から非難を浴びることを覚悟の上で、また職員もみずから血を流すことを覚悟の上で、真に町の将来を考え、策定されたものであるというふうに認識しており

ます。もしこの計画が前町長のもとで作成されていなかったならば、新町長は就任後、早々このような計画の策定に当たらなければならなかったはずであろうというふうに思います。その場合に、新町長に住民からの非難が集中していたことは疑いのないところではないかというふうに思います。ある意味では、大谷町長がみずからの手を汚すことなく、いい役回りの中でいられることは前町長と職員の実力のおかげであるというふうにも言えるのではないかというふうに思います。

私は、そこで、新町長に、やはり前町長並びに職員に対して、感謝までもいかなくとも、温かい気持ちを持って接していただきたいというふうに考えるところでございます。また、そうすることが大谷町長がこれから目指す協働のまちづくりの実現に結びつくのではないかというふうに思っておりますが、この点について町長、率直なる胸のうちをお聞かせいただきたいと申します。本当に短くて結構でございますので、時間の関係もでございます。

そして最後に、先ほどご返事いただかなかったのですけれども、町長は我がこの千代田町はよい町と思っておられるのか、悪い町だと思っておられるのか、ご確答をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 青木議員さんの質問にお答えいたします。

私が財政危機突破計画は茶番だということで、今でもそういう考えか、そういうようなお考えの中で、私がその中で、財政危機突破計画などを言っても、弱い立場の人の、無謀な計画で切り捨てのようなものだ、確かにそのようなことを言った覚えがあります。それは、財政危機を築いたのはだれなのだ、という、そういう思いが強かったからでありまして、今、町長になった現在はそういうことをわざわざ言っても始まらない話であります。ですから、町長選の戦いのときにもそういう話は一切しませんし、平成19年度のときに私は非難めいた話も一切していないし、中学校の入院の無料化まで決めたことで感謝する発言もしております。そのときの、議員時代のときに、この財政難を築いたということは、私の要望を一つも聞き入れてくれないという怒りがあったわけです。これはあくまでも議員として批判、関心を持って、何と申すか、町をよくするために発言することであって、その中で強力に議会で発言してきたことでもあります。

ですから、私がそれを何と申すか、今町長になって、財政危機突破計画を立ち上げたことだから、感謝しなくてはならないというような発言ですが、この財政危機突破計画は、そういう中であっても、それを難癖つけてもんでいても仕方がないことですから、本当に町民が喜ぶようにするにはどうしたらいいかということで、この財政危機突破計画を私は継続してやっていかなければということで、この考えは間違っていないというふうに踏んでおります。ただ、3年たってみて、3年というのですか、必要なものと欲しいものの区別はちゃんとつけなくてはならないという中で、そういう中で私は町民のために一生懸命頑張れるなという気持ちであります。

また、職員の人たちも、私のほうからミーティングということで、何でもよいことは早くやるということと、町への便りなどでいろんな注文なんか来ていて、できることはすぐ動いてくださいとか、すべての面を相談しながら進めております。一生懸命、私自身が頑張っ、職員の方たちも一丸となってやって、それでできるだけ情報は流して、町民の皆様の賛同を得て、そういう中で進めれば間違いないと思います。ですから、今では、今の財政危機突破計画は必要なことというふうに何度も言っていますけれども、そういう考えであります。

あとは、よい町と思うか、悪い町と思うかという、悪い町なんていうのは、町長をやめるときが来ててもそういうことは言いません。よい町だと思っています。なぜよいかというと、環境がいいように町民性がすばらしいのです。それは物すごく、利根川の土手に行くときとゆったりした気持ちになるし、全部ではないですけども、農業地と商業地と工業地が区別されており、それで町民の皆さんの温かい思いやりというのですか、気づかいというのも私にとってとてもうれしいものがありますし、議員の皆様にもいつもご協力いただいております。そういう意味で感謝しております。

答弁を終わらせていただきます。

○議長（坂本金光君） 以上で、11番、青木國生君の一般質問を終わります。

続いて、8番、富岡芳男君の登壇を許可いたします。

8番、富岡芳男君。

[ 8番（富岡芳男君）登壇 ]

○8番（富岡芳男君） 通告に従い、なぜ千代田の祭り川せがきに夜店の出店がなかったか伺いたいと思います。

千代田の祭り川せがきは、町内のみならず、広く町内外の人々も楽しみにしています。そして、町の一大イベントとして年々人気が高まりつつあることは大変喜ばしいことであります。

しかし、本年は夜店の出店は一店もなく、途中で帰る子供連れの人々が多く見受けられ、大変寂しい祭りになってしまいました。このことは誠に残念でなりません。過日配布されたおわびによりますと、堤防の補強工事により会場が手狭になってしまったためとのことですが、もう少し詳しい経緯をお聞かせください。

まず第1点は、夜店が一店も出なかったことはなぜか、それについての町での対応、また実施委員会の対応について伺います。

また、来年はどうなるのか、あわせてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[ 町長（大谷直之君）登壇 ]

○町長（大谷直之君） 富岡議員さんのご質問にお答えします。

川せがきの夜店の件につきましては、準備段階で、夜店から排出されるごみ等の問題に関しまして、館林に本拠を置くその関係事務所に相談に行った折、今年の会場は堤防の改修により昨年より本部前

が狭くなったと話をしていましたところ、この場所には40店舗出ていたので、今年は様子を見るために出店を見合わせるとの話の話を聞きました。これは行った人からの話なのですから。

こののり面というのが何というか、国土交通省のほうの、あれは利根川、それによって芝を植えてのり面が広がった関係で道路が狭くなってしまったのです。それで、そういう中で、そこを館林の関係の人が、私が直接タッチしたわけではないので、又聞きなのですから、その仕分けがやりづらいいいということで、その仕分けが館林の関係者だけではなく、よその関係者も、これは想定なのですから、入ると、それが仕切るのが非常に難しいというようなニュアンスがありました。そういう中で、難しいと言われてしまったのですよと言ったのですから。

私といたしましては、館林の関係者は出店しなくても、ほかの地区からの出店があるのではないかと、いうふうには自分自身は思いました。そうしたら、事実、祭りの当日に何人かの業者が会場近くまで来ていましたが、その関係者らしき人が帰るように指示をしていたということも聞いております。そういう中で、やはりいろいろな、私なんかにはわからない決まりのことということですか、そういうことがあるらしくて、一店舗も出なかったわけなのです。それで、埼玉県側のほうにも、千代田の川せがきがいいので、いっぱい毎年人が出て、露店も出るのですから、そっちも露店は一店も出なかったそうです。ですから、結果的には一店舗も出店がなく、特に子供さんたちには、訪れた人を本当にがっかりさせてしまったことは事実であります。来年は、このことを教訓として、事前に関係者と協議し、すばらしい祭りが実現できるよう万全を期したいと考えております。

そういうわけで、実はとめられたのですから、経済課長と私と、それに商工会の会長の大谷昇さんと3人でその筋の人のところに行きました。そして、率直にお話をして、来年はぜひお世話になりたいということで、その前に事前協議としてどういうほうがよいかということ、私どもでやることはやりますから、早目にお伺いいたしますから、ぜひ協議をしてご協力をお願いしたいということをお願いに行きましたところ、早くのうちにいったのですから、大変感觸はよくて好意的に返事をいただきました。ですから、来年はそういうことのないように一生懸命頑張ります。

答弁といたします。

○議長（坂本金光君） 8番、富岡芳男君。

○8番（富岡芳男君） 大変丁寧なご答弁ありがとうございます。

ただ、残念なのは、今年そういう努力がなされれば少しは違った祭りになったかと思っております。町の人たちも大変残念がっておりましたので、質問しました。

最後に、町長も初めてですから、町長にお聞きしたいのですが、町は川せがきに補助金を出していますよね。町長としての川せがきの認識、どのように、だから、やったらいいとか、そんなに違いはないとか、そういう認識をひとつ聞いて、答弁をお願いします。

以上で終わります。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[ 町長（大谷直之君）登壇 ]

○町長（大谷直之君） 富岡議員さんにお答えいたします。

私は、補助金についてですが、240万ですか、補助金が出ております。その寄附に対して、私は個人的な考えは、これは強制して集めるものではなくて、個人的には皆さんの善意でやることですから、そういう中で、お金が集まらなかったらそれなりのやり方でいいのかなというふうに思っています。そういう中で、かなり多くの寄附金が集まったことは感謝しております。

確かに夜店が出ないということを知らせることができなかったということは、これはインターネットというのか、私なんか苦手の分野なのですけれども、早くのうちにせよよかったのではないのかという批判を受けました。そのとおりだと思って、その件についても役場の職員も一丸となってこんなことのないようにということで考えておりますから、来年はもっと気合いの入ったやり方でやれたらいいと思っております。

答弁とします。

○議長（坂本金光君） 8番、富岡芳男君。

○8番（富岡芳男君） もういいかなと思ったのですが、やれと言われたのでやります。

川せがきは、大変昔からやっております、大変伝統のある祭りであります。今回、そういう普通ではない、本当に異常な事態で、大変、町民も町外の方々も不思議に思い、またがっかりしております。

そこで、もう一回、祭りについて町長の認識を、やるとかやらないではなくて、認識をちょっと伺いたいと思います。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[ 町長（大谷直之君）登壇 ]

○町長（大谷直之君） さっき質問されているのをうっかりして答弁しました。

私の認識としましては、これは千代田町の一大イベントというふうに考えております。ですから、本当に夜店が出なかったということに関して、私もあちこちから、千代田町以外の方からもお小言をちょうだいいたしまして、来年は、申しわけないということで、ちゃんとその団体にお話をうまくいくようにやりますから、来年はぜひ期待してくださいというふうにお話ししました。

ほかの議員さんの中からもお話が出ましたが、千代田町としてのあれが何もないというような中で、この川せがきだけは、千代田の祭り川せがきとしてあちこちから期待されているというか、花火がすごいよとか、いい思い出づくりの夏の夜ですよとか、そのような話を聞いております。これは、一大イベントとしてこれからもずっと続けてやっていければなというふうに考えております。

○議長（坂本金光君） 以上で、8番、富岡芳男君の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○日程の追加

○議長（坂本金光君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について議事日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3から日程第8までを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

○発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第3、発議第7号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（坂本金光君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、柿沼英己君。

〔7番（柿沼英己君）登壇〕

○7番（柿沼英己君） 発議第7号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由の説明を申し上げます。

平成20年6月18日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、9月1日に施行されました。今回の改正では、議会活動の範囲の明確化として、法第100条第12項において「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」という規定が新設されました。これにより、会議規則に定めれば、全員協議会は正規の議会活動の場として位置づけられることになり、公務災害補償等の対象になるというものであります。このように、議会活動の範囲の明確化及び安心のために、全員協議会の規定を会議規則に定めることについての一部改正を提案するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第7号 千代田町議会会議規則の一部を改正する規則について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、発議第7号は原案どおり可決されました。

---

○委員長報告

○議長（坂本金光君） 日程第4、委員長報告、平成20年請願第1号についてを議題といたします。

請願審査報告書については、配付されているとおりですが、これより福祉産業常任委員長の報告を求めます。

福祉産業常任委員長、福田正司君。

[ 5番（福田正司君）登壇 ]

○5番（福田正司君） それでは、請願第1号 利根川新橋の建設及び幹線道路網の整備促進に係わる請願につきまして委員長報告を申し上げます。

本請願につきましては、今9月議会におきまして福祉産業常任委員会に付託されたものでございます。去る17日に委員会を開催し、紹介議員である高橋議員から請願の趣旨について説明をいただくとともに、委員による慎重な審査を行ったものでございます。

群馬県の東毛地域と埼玉県熊谷市、栃木県足利市を結ぶ交通路の中で、利根川新橋の建設については、地域市民にとってはこの橋にかける思いは大きく、一日も早い完成が長年の願いとなっております。刀水橋、利根大堰及び昭和橋の混雑緩和だけでなく、群馬県東毛地域、埼玉県北部地域、栃木県南部地域を含む広大な地域経済の発展及び促進、あわせて地域市民の利便性の飛躍的なためには、刀水橋と利根大堰の間の利根川新橋の早期建設とあわせて幹線道路網の整備の促進が必要であるとの願意を妥当と判断し、委員会において採択すべきとの結論に達したものでございます。

以上、採択に当たっての説明を申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、本件について福祉産業常任委員長に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

[ 「なし」と言う人あり ]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[ 「なし」と言う人あり ]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。



採決いたします。

本請願に対する委員会報告は採択であります。平成20年請願第1号 利根川新橋の建設及び幹線道路網の整備促進に係わる請願書について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、利根川新橋の建設及び幹線道路網の整備促進に係わる請願書は採択と決定いたしました。

---

#### ○委員長報告

○議長（坂本金光君） 日程第5、委員長報告、平成20年請願第2号についてを議題といたします。

請願審査報告書については、配付されているとおりですが、これより総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小林正明君。

[ 6番（小林正明君）登壇 ]

○6番（小林正明君） 請願番号第2号、付託年月日、平成20年8月22日付で付託されました義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願につきまして委員長報告を申し上げます。

本請願につきましては、今9月議会におきまして総務文教常任委員会に付託されたものであります。去る16日に委員会を開催し、紹介議員である福田議員にもご出席いただき、請願の趣旨について説明をいただくとともに、委員による慎重な審査を行ったものであります。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤をつくる上で極めて重要なことであります。しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合の縮小や地方交付税の削減の影響など、地方自治体における教育予算の確保は非常に厳しい状況となっております。また、教育条件における自治体間の格差の拡大、また一方では所得の違い、所得の多い少ないということによりますが、教育格差を招く条件にもなっております。

子供たちにおける教育水準の格差是正と地方教育行政の充実のため、義務教育費国庫負担制度の負担率2分の1への復元と堅持、学校施設整備費を初め教職員の定数及び人材の確保等のためにも、教育予算を国としてしっかりと確保、充実させることが必要であるとの願意は妥当と判断し、当総務文教常任委員会において採択すべしとの結論に達したものでございます。

以上、採択に当たっての説明を申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、本件について総務文教常任委員長に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

[ 「なし」と言う人あり ]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願に対する委員会報告は採択であります。平成20年請願第2号 義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書は採択と決定しました。

---

#### ○委員長報告

○議長（坂本金光君） 日程第6、委員長報告、平成20年請願第3号についてを議題といたします。

請願審査報告書については、配付されているとおりですが、これより総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小林正明君。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） 続きまして、平成20年請願番号第3号、付託年月日、平成20年8月22日、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択についての請願につきまして委員長報告を申し上げます。

本請願につきましては、今9月議会におきまして総務文教常任委員会に付託されたものであります。去る16日に委員会を開催し、紹介議員である福田議員にもご出席いただき、請願の趣旨について説明をいただくとともに、委員による慎重な審査を行ったものであります。

昨今の原油や食料品の高騰は、国民、勤労者の生活を直撃し、我が国の景気は減速との見方も顕著になっております。中低所得者層においては、賃金が低下する中、物価高騰による購買力の低下が見られ、住民生活を圧迫しているのが現状であります。特に生活困窮者層にあっては、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されなくなるおそれがあるなど、地域経済や地域行政運営に更なる深刻な影響を与えることが心配されているところであります。

このような経済情勢の中で、物価高騰に伴う実質所得低下を緩和するため、中低所得者層を中心とした所得税減税や生活困窮者に対する補助金制度の創設、生活扶助基準における物価上昇分3%程度の上乗せを行うなど、緊急に対策を講じることによって国民生活における不安の解消とその安定を図

る必要があるとの願意は妥当と判断いたしました。よって、委員会において採択すべしとの結論に達したものでございます。

以上、採択に当たっての説明を申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、本件について総務文教常任委員長に対して質疑を許します。

質疑ありませんか。

10番、黒澤兵司君。

[ 10番（黒澤兵司君）登壇 ]

○10番（黒澤兵司君） 10番、黒澤でございます。請願第3号、総務文教常任委員長の報告に対しまして質問させていただきます。

内容は、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書という、こういうことで報告がなされました。景気回復下において、国と地方の格差は拡大し、地域経済は疲弊している。賃金が低下する中、更なる地域経済の悪化や地方行政運営に深刻な影響を与えることが懸念されると、こういう趣旨のもとになされているわけですが、国民生活の不安を解消し、その安定を図り、物価高に対する緊急対策を求めると。私は、地域経済は疲弊している、こう言っていますが、どのような基準から言えるのか、また賃金が低下しているとも言っております。なかなかこれはちょっと理解できないのですが、最近ではパートやそれに類する最低賃金の引き上げが行われたわけでありまして、また、高校卒業者に対しましては、求人倍率も高い水準を示してきております。1.4倍ぐらいだと、こういうふうなあれも出ておりました。

また、8月29日においては、政府は、生活品や原油高、これに対応するため総合経済対策を決定いたしました。中小企業の資金繰り支援を柱とし、農業の強化、それから学校耐震化などを含め、事業規模は宮澤内閣以来8番目の総額11億7,000万円とされました。それから、家計への緊急支援として、2008年度内に所得、住民税の定額減税を単年度限りの特別減税を行う方針でもあります。減税の恩恵を受けられない、年収が低く、所得税などが課税されていない老齢福祉年金の受給者などに政府が臨時の特別給付金を出して生活を支援することにしていますと、政府では方向性を打ち出したのに、政府に対して提出の意味がないのではないかと、こういうふうに思いますので、それについて伺いたいと思います。

○議長（坂本金光君） 総務文教常任委員長、小林正明君。

[ 6番（小林正明君）登壇 ]

○6番（小林正明君） 黒澤議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの委員長報告で申し上げましたとおり、このところの原油高、食料品の値上げ等、国民生活は非常に厳しさを増しているという状況は疑いのないところでございます。これは一自治体で何ともしるところにないような、私もするわけですが、あえて回答を求められましたので、政府答弁といい

ますか、国の施策の回答をもって回答にさせていただければと思っています。

こういった値上げ等々が増すことによって購買力の低下、先ほど申し上げたことですが、景気の減速を引き起こしている、昨今はサブプライムローンの破綻によって大手証券、米国の会社が倒産する等々、あるいは吸収合併される等々、非常に問題があるところでございます。そういったところが現状でありまして、決して今、経済は上向きどころか、下向き方向にあるのかなと思っています。

さて、政府与党は去る8月29日に安心実現のための緊急総合対策と銘打った総合経済対策を決定しており、定額減税についても盛り込んだ内容となっております。こういったことは、先ほどやはり申し上げました生活困窮者あるいは中低所得者層を中心とした所得減税がそれなりの効果を持つてくるだろうと、そのように私自身考えておる次第でございます。しかしながら、現時点では衆議院の解散含みの臨時国会となっております状況下にあります。総理大臣も今決まらないところがありますが、これらの対策が審議されるかどうか、また減税に関しては、当たり前のことですが、財源問題もあるわけですし、年末の税制改正論議を待たなくてはならないことなど、不確定な要素が大きい情勢となっております。

このような状況を踏まえて、総務文教常任委員会において本請願を慎重に審査した結果、願意妥当と判断いたしましたものであります。何とぞご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑ありませんか。

10番、黒澤兵司君。

[ 10番（黒澤兵司君）登壇 ]

○10番（黒澤兵司君） 今答弁いただきましたが、政府与党は、経済総合対策に所得税と個人住民税の定額減税、これを2008年度中に実施する方針であると、実施するには、通常国会、税制関連の法律を改正する手続が必要となりますと、こういうふうに言っています。ですから、政府のほうは大体確定しているのではないかと思います。野党、これが反対し、法律改正が難航するかもしれないと、こういうことが懸念されていると。ここに、提出者、紹介議員含めて、そういう人たちは連合関連の国会議員に働きかけたほうが確実性が高いのではないかと、私自身そういうふうを感じるところでございますけれども、この辺については何かお話があったかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（坂本金光君） 総務文教常任委員長、小林正明君。

[ 6番（小林正明君）登壇 ]

○6番（小林正明君） 十分なお答えになるかどうかわかりませんが、お答えいたします。

これは今黒澤議員ご指摘のとおりでございます。私も、いわゆる民主系といいますが、野党の国会議員といいますが、そちら側でのむしろ検討事項なのかなと思います。ただ、今回、先ほど申し上げたとおり、総務文教常任委員会のほうに付託されたものですから検討したわけです。世の中の流れあるいは経済等々を考えたときに、それを採択するのが妥当と判断した次第でございます。

その審議の中で、あるいは福田議員からの説明の中では、与党、野党といえますか、連合とか民主系とかという話は一切ありませんでしたので、我々として、委員会としては、そういった野党、与党とか、余りそういった考え方で質疑はなかったのが現状でございます。そういったことでご理解いただければと思います。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願に対する委員会報告は採択であります。平成20年請願第3号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択についての請願について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択についての請願は採択と決定しました。

---

#### ○議員派遣の件

○議長（坂本金光君） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、2件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣を行うことに決定いたしました。

---

#### ○閉会中の継続調査の申し出

○議長（坂本金光君） 日程第8、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長、合併問題調査特別委員長及び議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、合併問題調査特別委員長及び議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長、合併問題調査特別委員長及び議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

休 憩 （午後 1時59分）

---

再 開 （午後 2時01分）

○議長（坂本金光君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

○日程の追加

○議長（坂本金光君） この際、お諮りいたします。

ただいま配付いたしました案件について議事日程に追加したいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9から日程第11までを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

○発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第9、発議第8号 利根川新橋の建設及び幹線道路網の整備促進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、福田正司君。

[5番（福田正司君）登壇]

○5番（福田正司君） 発議第8号 利根川新橋の建設及び幹線道路網の整備促進を求める意見書の提出について提案理由を申し上げます。

先ほどの委員長報告で申し上げましたように、利根川新橋の建設については町民の思いも強く、一日も早い完成が長年の願いであります。刀水橋、利根大堰及び昭和橋の混雑緩和だけでなく、群馬県東毛地域、埼玉県北部地域、栃木県南部地域を含む広範囲な地域経済の発展及び促進、あわせて地域住民の利便性の飛躍的な向上のためには、刀水橋と利根大堰の間の利根川新橋の早期建設とあわせて幹線道路網整備の促進が大変重要であることから、これらの早期完成を国及び県に対し強く要望するための意見書を提出したいと思います。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。夢のかけ橋の夢を目標

に変えて、一生懸命頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第8号 利根川新橋の建設及び幹線道路網の整備促進を求める意見書の提出について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、発議第8号は可決されました。

---

○発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第10、発議第9号 義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、小林正明君。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） 発議第9号 義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

先ほど委員長報告でも申し上げましたとおりであります。我が国の教育行政においては、義務教育費国庫負担金の負担割合の縮小や地方交付税の削減などの影響により、地方自治体における教育予算の確保は非常に厳しい状況となっております。また、教育条件における自治体間格差の拡大、一方では所得の違いによる教育格差を招いていることなど、厳しい現状が見受けられる状況にあります。子供たちにおける教育水準の格差是正と地方教育行政の充実を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担率3分の1から2分の1への復元と堅持、学校施設、旅費、教材費、就学援助、奨学金制度等々及び教職員の定数、人材の確保のための教育予算の確保、充実について国に強く求めるための意見書を提出したいと思っております。

教職員が一生懸命仕事をすればするほど忙しくなるという報告等が多くあるとも聞いております。子供と向き合う本来の時間の確保というのは非常に今難しい状況でもあります。学校長等に聞きますと、子供との直接接できる時間、40%程度とも聞いております。では、60%はどこへいってしまったのかなと思うところでもありますが、いずれにしましても、教職員の数が足りない、予算が少ない等々の原因があるかと思っております。

よって、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第9号 義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書の提出について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、発議第9号は可決されました。

---

○発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第11、発議第10号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、小林正明君。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） 発議第10号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

先ほど委員長報告でも申し上げましたとおりであります。昨今の原油高、食料品の価格等の高騰は、国民、勤労者の生活を直撃し、景気の減速を引き起こすところであります。購買力の低下が見ら



れ、住民生活を圧迫している現状であります。更なる地域経済の悪化や地方行政運営への悪影響も懸念されるところであります。

物価高騰による実質所得低下の緩和を図るため、中低所得者層を中心とする所得税減税や生活困窮者に対する補助金制度の創設、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障されなくてはなりません。生活扶助基準に対する物価上昇分3%程度の上乗せなど、国民生活の不安の解消のため、先ほど申し上げました中低所得者層の所得税減税、生活困窮者に対する対応として、最低限といたしますか、3%程度の上乗せなどは絶対必要かと思う次第であります。国民生活の不安の解消とその安定のための緊急対策を国会及び政府に対し強く求める意見書を提出したいと思っております。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第10号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、発議第10号は可決されました。

以上で、今定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

---

○町長あいさつ

○議長（坂本金光君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 平成20年第3回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る11日から本日までの9日間にわたり、議員各位におかれましては、終始熱心にご審議を賜り、ご提案申し上げました全議案につきましてご決定、ご認定をいただき、心からお礼を申し上げる次第

でございます。

9月定例会は決算議会とも言われ、平成19年度千代田町一般会計予算を初め各特別会計予算の執行状況はもちろん、1年間の行財政運営を総括するものでございます。本期間中に議員各位並びに監査委員からお寄せいただいたご意見やご指摘等を真摯に受けとめまして、今後の予算執行、行財政運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、国内に目を向けてみますと、相変わらず食料品に絡む偽装問題が後を絶ちません。近年の国内農業を取り巻く環境は、米価の下落や経営コストの上昇等により大変厳しい状況にあります。一方で、消費者の食に対する安全、安心の関心は一層高まりを見せており、国内農産物への期待はますます強くなっております。そのような中、食に対する安全、安心を脅かすことは絶対に許すべきことでなく、誠に残念な思いであります。今後、このような事件が起こることなく、安心した生活を望むものでございます。

日本の経済の動向を見ますと、景気拡大は緩やかに持続しているものの、先日、アメリカの大企業が倒産した影響が懸念されております。また、地方自治体を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況にあると言わざるを得ません。今後も、行財政全般に当たり、全身全霊を傾けてまいる所存でございますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

そして、私が町長に就任して以来、町民と行政が相互に信頼し、協働するまちづくりを創造するため、各行政区に出向き、行政と町民とが情報交換を行う地区懇談会を開催したいと何度か申し上げてまいりました。この地区懇談会の実施に当たりましては、多くの皆様のご尽力により、去る16日より順次各行政区に伺っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、間もなく田園は金色に輝き、稲の刈り入れ時期となります。議員各位におかれましては、お体に十分ご留意いただき、なお一層ご活躍くださいますようご祈念申し上げ、お礼のあいさついたします。

長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

---

#### ○閉会の宣告

○議長（坂本金光君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る11日から本日までの9日間にわたり、平成20年第3回千代田町議会定例会が開催されましたが、その間、議員各位には終始ご熱心にご審議賜り、諸議案も無事議了しましたことに対し、心からお礼申し上げます。

ご承知のとおり、9月定例会は決算議会とも呼ばれ、平成19年度一般会計歳入歳出決算を含め6つの会計の決算が認定に付されたわけですが、すべて認定となりました。しかしながら、監査委員からの要請もありましたように、町の歳入の根幹であります町税等の未納額の圧縮については引き続きご検討をお願いいたします。

今、我が国においては、原油価格の高騰や原材料価格の高騰などの影響により食料品等の値上げが続き、国民生活は非常に厳しい事態となっており、国における経済対策の早期実行を強く望むものであります。

一方、地方自治体におきましては、住民ニーズへの対応や地方分権、行財政改革等、さまざまな課題が山積しております。このような中、本町では、町当局による地区懇談会をこの16日から開催しておりますが、住民の貴重なご意見を拝聴できるよい機会でありますので、有意義な懇談会となりますよう、議会といたしましてもご期待申し上げる次第であります。

終わりに臨み、会期中、議員各位から寄せられました要望や意見等を尊重していただき、行政の執行に十分に反映されるようお願い申し上げますとともに、町執行部並びに議員各位の今後のご健勝をご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 2時29分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成20年 月 日

千代田町議会議長 坂 本 金 光

署名議員 細 田 芳 雄

署名議員 黒 澤 兵 司